SOMPO
安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOひまわり生命の現状 2020

SOMPOひまわり生命保険株式会社

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「SOMPOひまわり生命の現状2020」を作成しました。2019年度の成果や経営戦略、事業内容、決算内容、今後の方針などをわかりやすく説明しています。

本誌が、SOMPOひまわり生命をご理解いただくうえで、皆さまのお役にたてれば幸いです。

会社概要（2020年3月末日現在）

会社名：SOMPOひまわり生命保険株式会社
設立：1981年（昭和56年）7月
営業開始：1982年（昭和57年）4月
資本金：172億5千万円
総資産：3兆2,177億円
保有契約高：23兆6,588億円（個人保険と個人年金保険の合計）
本社所在地：〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL:03-6742-3111（代表）
公式ウェブサイト https://www.himawari-life.co.jp/
取締役社長：大場　康弘
従業員数：2,661名
株主：SOMPOホールディングス株式会社（100%）

SOMPOひまわり生命 経営基本方針

1. サービス品質の追求

すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される生命保険会社を目指します。

2. 持続的な成長による企業価値の拡大

目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3. 事業効率の追求

あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4. 透明性の高いガバナンス態勢

生命保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5. 社会的責任の遂行

環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

6. 活力ある風土の実現

組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

7. 存在感のある生命保険会社

収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

目 次

トップメッセージ …… 1

SOMPOひまわり生命の沿革 …… 2

トピックス …… 3

SOMPOグループの概要
SOMPOグループの概要 …… 7

経営について
中期経営計画（2016-2020年度） …… 11

お客さま本位の業務運営 …… 13

健康経営の取組み …… 19

財務の健全性
格付け …… 21
ソルベンシー・マージン比率 …… 21
実質資産負債差額 …… 21
基礎利益 …… 22
逆ざやの状況 …… 22
責任準備金の積立状況 …… 22
MCEV …… 23

主要業績の推移
直近事業年度における事業の概況 …… 25
損益の状況 …… 25
主要業績の推移 …… 25
収支の状況 …… 27
資産・負債の状況 …… 29
2019年度の一般勘定資産の運用状況 …… 31

業務品質向上に向けた取組み
業務品質向上推進態勢 …… 33
カスタマーセンターのご案内 …… 36

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して
保険金等支払管理態勢 …… 37
保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて …… 37
保険金等のお支払い状況 …… 38
内部統制の整備 …… 39
利益相反取引の管理 …… 43
コンプライアンス態勢 …… 44
反社会的勢力への対応 …… 47
お客さま情報の保護 …… 48

戦略的リスク経営（ERM）
戦略的リスク経営（ERM）に関する体制 …… 55
戦略的リスク経営（ERM）の運営 …… 56

生命保険契約者保護機構
生命保険契約者保護機構とは …… 58

役員一覧 …… 59

CSRの取組み
企業の社会的責任（CSR） …… 65
グループCSR重点課題 …… 65
「SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標」
達成へ向けた取組み …… 66
SDGs達成へ寄与する取組み事例 …… 66
CSRの取組み …… 67

商品・サービス体制について
ご契約の流れ …… 75
保険金・給付金のお支払いまでの流れ …… 76
お申込みに際してのお客さまへの情報提供 …… 77
情報開示 …… 79
販売チャネルのご案内 …… 80
商品ラインアップ …… 81
SOMPO 健康・生活サポートサービス …… 86
介護サポートサービス …… 86
教育・研修の概略 …… 87

データファイル
コーポレート・データ …… 95
業績データ …… 111

トップメッセージ

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

平素より、SOMPOひまわり生命保険をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献」するというSOMPOグループの経営理念のもと、「健康応援企業」への変革を進めています。

お客さまの「万が一」をお支えする生命保険会社として、お客さまが健康になるための「毎日」にも寄り添い、「万が一の備え」と「毎日の健康」の双方で、お客さまのお役に立てる存在が、健康応援企業の姿です。

人生100年時代において、お客さまの豊かな人生や夢の実現をサポートするとともに、持続可能で豊かな社会の構築に貢献したいと考えています。

具体的には、保険本来の機能としての保障に、お客さまの健康をサポートする機能を組み合わせた新たな価値「保険＋健康応援」（Insurhealth®：インシュアヘルス）を提供しています。

例えば、収入保障保険『じぶんと家族のお守り』は、お客さまの健康状態（BMI、血圧）または喫煙状態が改善されると以降の保険料が安くなるとともに、加入時からの保険料差額相当額を「健康チャレンジ祝金」としてお受け取りいただくことができ、お客さまの健康をサポートする機能を組み込んでいます。

また糖尿病の方のための医療保険『ブルー』は、糖尿病患者の方の重症化予防を目的としています。お客さまが糖尿病の治療に取り組み、数値を管理することで還付金をお受け取りいただけます。さらに、保険期間満了時には一定の条件を充たすことで健康な方と同じ医療保険に移行できる仕組みにより、治療の継続をサポートします。このように、今後も当社は、保険と健康を応援する機能を組み合わせたInsurhealth®商品を提供してまいります。

さらに当社は、企業スローガン「あなたが健康だと、だれかがうれしい。」を策定し、2019年10月から、社名を「SOMPOひまわり生命保険株式会社」に変更しました。名実ともに「健康応援企業」として、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し続けることで、社会に貢献してまいります。

皆さまには、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

2020年7月

SOMPOひまわり生命の沿革

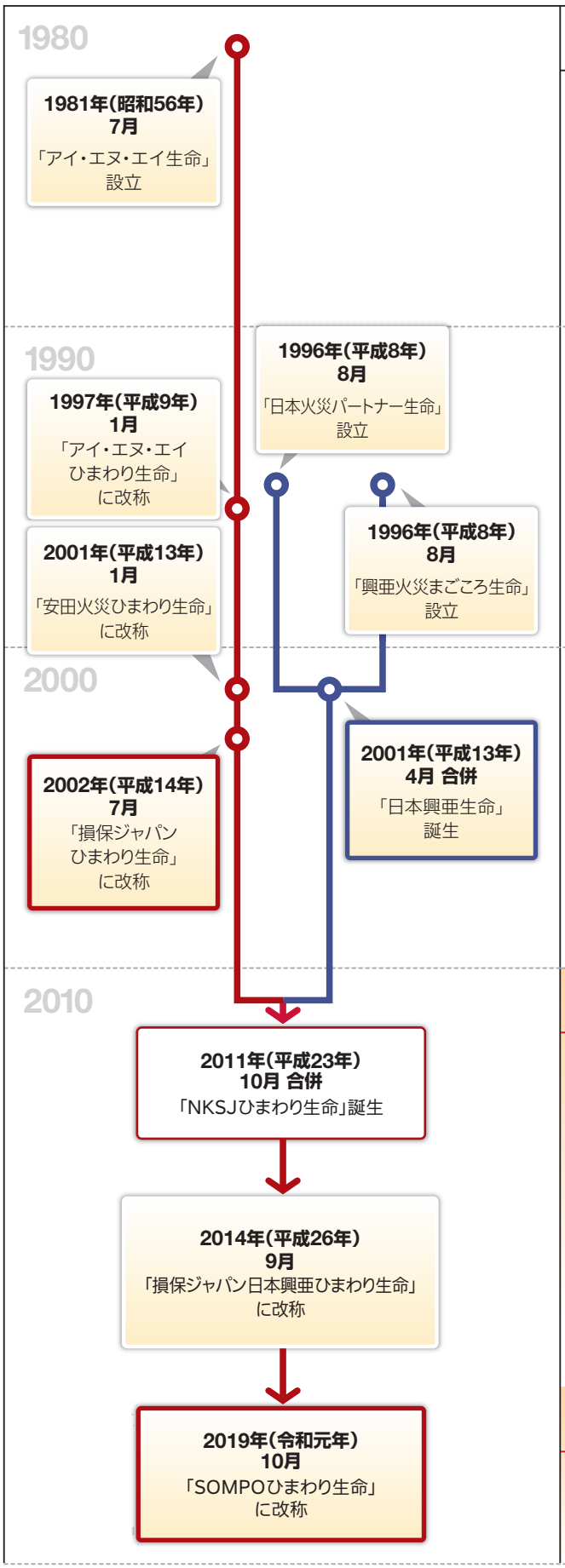

損保ジャパンひまわり生命	日本興亜生命
● **1981年(昭和56年)7月** Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立 ● **1982年(昭和57年)4月** 営業開始 ● **1983年(昭和58年)4月** 安田火災海上保険株式会社と業務提携	
● **1996年(平成8年)10月** 安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始 ● **1997年(平成9年)1月** 社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更	● **1996年(平成8年)8月** 日本火災海上保険株式会社の100%出資で「日本火災パートナー生命保険株式会社」設立 興亜火災海上保険株式会社の100%出資で「興亜火災まごころ生命保険株式会社」設立 ● **1996年(平成8年)10月** 営業開始
● **2001年(平成13年)1月** 安田火災が株式を過半数取得 社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更 ● **2001年(平成13年)12月** 安田火災が株式を100%取得 ● **2002年(平成14年)7月** 株式会社損害保険ジャパンの発足に伴い社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更	● **2001年(平成13年)4月** 日本火災と興亜火災の合併に伴い、日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し、「日本興亜生命保険株式会社」が誕生

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

● **2010年(平成22年)4月**
株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社の経営統合によるNKSJホールディングス株式会社の設立とともに、NKSJグループの傘下に入る

● **2011年(平成23年)10月**
損保ジャパンひまわり生命と日本興亜生命が合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」が誕生

● **2014年(平成26年)9月**
NKSJグループが、グループ名を「損保ジャパン日本興亜グループ」に変更することに伴い、社名を「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社」に変更

SOMPOひまわり生命

● **2019年(令和元年)10月**
「お客さま本位の業務運営方針」に基づき社名を「SOMPOひまわり生命保険株式会社」に変更

トピックス

■ 2019年10月1日より「SOMPOひまわり生命」へ商号変更

当社は、お客さまの視点ですべての価値判断を行うことを経営理念に掲げ、お客さまへのわかりやすさを第一に考え、選ばれ続ける保険会社を目指しています。「お客さま本位の業務運営方針」に基づき、お客さまにとってのわかりやすさの観点から2019年10月に商号（社名）を「ＳＯＭＰＯひまわり生命」に変更いたしました。

新たな商号のもと、今まで以上のお客さま視点での商品・サービスの提供により、お客さまの健康を応援する「健康応援企業」への変革を実現し、社会に貢献してまいります。

■ 「Insurhealth®:インシュアヘルス」について

当社は保険本来の機能（Insurance）に、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせ、お客さまが健康になることを応援する健康応援企業として、従来にない新たな価値「保険＋健康（Insurhealth®）：インシュアヘルス」を提供してまいります。保険本来の機能である万が一の安心に加え、Healthcare（健康応援）を一体化することで、お客さまの「万が一」を可能な限りなくしていきたいと考えています。

◆ 2019年12月 糖尿病患者向けの医療保険『ブルー』販売開始

本商品は、糖尿病患者の治療の継続を支援することを目的とし、保険+重症化予防という新たな価値「Insurhealth®：インシュアヘルス」を提供いたします。

糖尿病などの慢性疾患管理アプリ「シンクヘルス」を提供するH2株式会社と業務提携を行い、アプリを活用したHbA1c値などの継続管理を推奨し、一定の条件を充たせば健康体の方と同様の医療保険に移行する仕組みにより、糖尿病患者の重症化予防に貢献します。

糖尿病の方の医療保険 BLUE
糖尿病患者向け一時金給付医療保険

◆ 2020年1月「ニューロトラック 脳ケア」アプリの提供開始

米国シリコンバレーのスタートアップ企業であるNeurotrack Technologies, Inc.（Co-Founder and CEO：Elli Kaplan）と認知機能低下リスクを早期発見し、認知機能の改善・維持を支援するアプリ「ニューロトラック 脳ケア」の共同開発を行い、2020年1月より提供を開始しました。

本サービスは、認知機能チェックテストと認知機能低下に影響を与える生活習慣について質問をし、その結果から、自身に適した改善項目を提案し、改善を促していくプログラムです。スマートフォンで手軽に利用することができ、かつ、科学的な観点で早期発見から改善までお客さまをトータルで支援します。

neurotrack

◆ 2020年3月 無配当総合福祉団体定期保険に『健康経営割引制度』の導入

団体向け商品「無配当総合福祉団体定期保険」に、業界初※となる「健康経営割引制度」を導入しました。この制度は、経済産業省認定を受けた団体および自社基準を充たした団体に対して、当社所定の割引率により保険料を割り引きます。これにより、企業の健康経営への取組みをサポートし、従業員福祉の向上に寄与するとともに、企業が抱える問題の解決に貢献してまいります。

※2020年3月時点

■「コンタクトセンター・アワード2019」において審査員特別賞を受賞

当社は「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献する」という経営理念のもと、コンタクトセンター運営部門においても「最進・最優（最も進み・最も優れた）のコンタクトセンターの実現」を目指して日々、業務改善に取り組んでまいりました。

その結果、コールセンター運営における優れた取組みと成果を表彰する「コンタクトセンター・アワード 2019」（主催：株式会社リックテレコム コールセンタージャパン編集部、共催：イー・パートナーズ有限会社）において、「審査員特別賞」を受賞いたしました。

■保険料決済サービスにQRコード決済（LINE Pay、クレジットカード）を導入

当社は2020年3月より、保険料の振替不能時の決済に「ＱＲコードを使ったマルチ決済サービス」を導入しました。本サービスの導入により、保険料の振替ができなかった場合、オンライン上にてLINE Payおよびクレジットカードでのお支払いが可能となりました。

■「LINE」を使った給付金請求受付サービスの開始

お客さまの利便性向上を目的に、業界初※となる、「LINE」を使った給付金請求受付サービスを2020年3月より開始しました。

今後も「LINE」を活用したさまざまなコミュニケーションをはじめ、お客さまの利便性向上やお客さま本位での価値・サービスの提供、サービスの改善に努めてまいります。

※2020年3月時点

■ 世界最大規模の家電見本市「CES2020」に出展

当社は、2020年1月に米国ネバダ州・ラスベガスで開催された世界最大の家電見本市「CES2020」に日本の保険業界として初めて※1単独出展をしました。

「Insurhealth®（インシュアヘルス）」の概念を世界に発信し、最新テクノロジーを活用した保険契約者向けの新ヘルスケアサービスのプロトタイプ展示を行いました。

【展示サービス内容】

■ストレスチェックアプリ※2：タブレットやスマートフォンによる顔の撮影のみでストレス状態をチェックする

■認知機能チェックアプリ※3：目の動きで認知機能の状態をチェックする

■生活習慣病リスク予測アプリ※4：個人の健康診断結果の情報をもとにＡＩを活用し生活習慣病リスクを６年後まで予測する

今後もさまざまなセンシング技術を用いて得られたデータをもとに、お客さま一人ひとりにパーソナライズした保険商品の提案やヘルスケアサービスを提供し、健康応援企業が目指す姿を世界に向けて発信していきます。

※1 2020年1月時点

※2 binah.ai と協業開発

※3 Neurotrack Technologies,Inc と協業開発

※4 株式会社 東芝、東芝デジタルソリューションズ 株式会社と協業開発

MEMO

SOMPOグループの概要

SOMPOグループの概要……7

SOMPOグループの概要

中期経営計画

■グループ計画

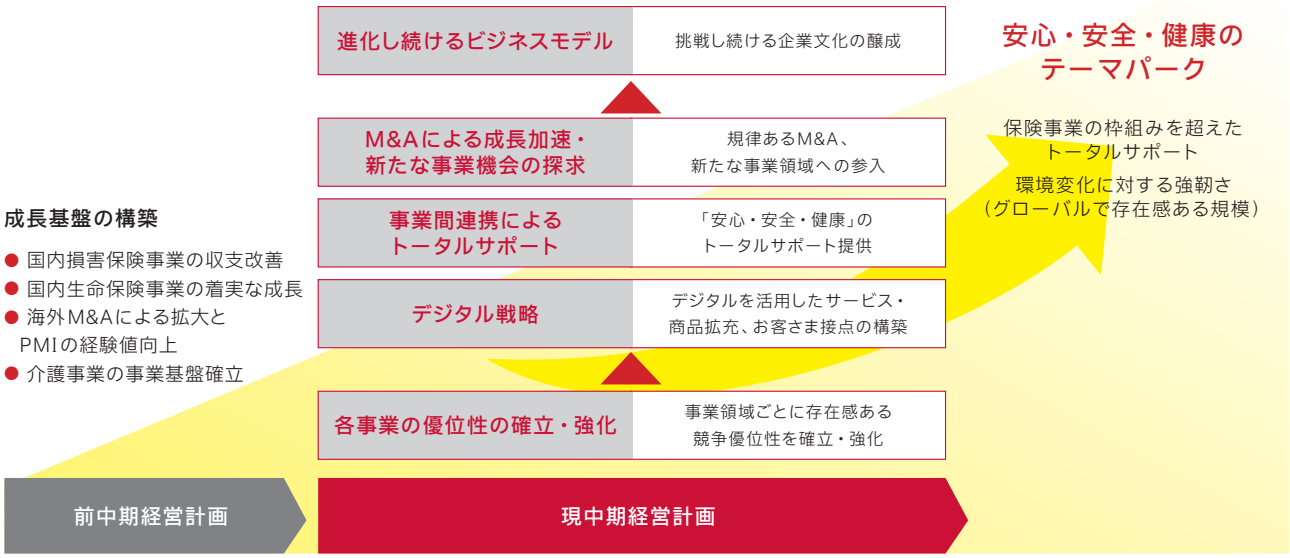

中期経営計画では、グループ経営理念の具現化に向けて「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを実現します。各事業がそれぞれの魅力を徹底的に高めると同時に、新たな事業機会の探求、グループ内の事業間連携やデジタル技術を活用したお客さまサービスの拡充などを通じて、常に変わりゆくお客さまのニーズに応え、社会的課題を解決していくとともに、お客さまの幸せな人生をひとつなぎで支えていく、従来の延長線上にはない新たなビジネスモデルを創出していきます。

中期経営計画の完遂に向けては、各事業の特性を活かして資本効率を高めるとともに、成長が見込まれる海外保険事業のほか、健康・ウェルネス事業領域など新たな事業分野にも効果的な資本投入を図ることで、グループの事業ポートフォリオの変革を推し進めていきます。また、グローバルな企業集団として持続的な進化を続けていくうえで、「修正連結利益3,000億円以上および修正連結ROE10%以上（注1）」を当社グループの目指す姿として掲げ、2020年代の早い時期の実現を目指して取組みを強化していきます。

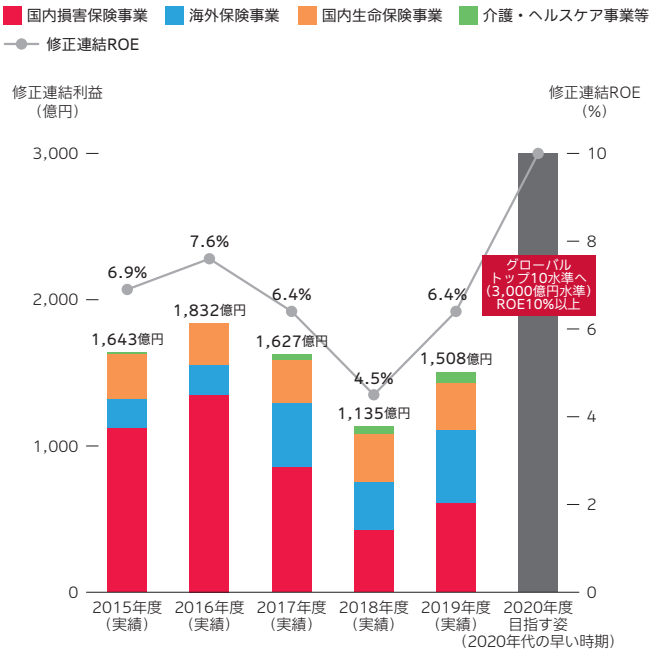

注1. 2020年度以降の事業部門別修正利益、修正連結利益および修正連結ROEの計算方法は、以下のとおりであります。

		計算方法
事業部門別修正利益※1	国内損害保険事業※2	当期純利益 ＋異常危険準備金繰入額等（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） －有価証券の売却損益・評価損（税引後）
	海外保険事業	当期純利益（主な非連結子会社含む） なお、Sompo InternationalのみOperating Income※4
	国内生命保険事業	当期純利益 ＋危険準備金繰入額（税引後） ＋価格変動準備金繰入額（税引後） ＋責任準備金補正（税引後） ＋新契約費繰延（税引後） －新契約費償却（税引後）
	介護・ヘルスケア事業等※3	当期純利益
修正連結利益		事業部門別修正利益の合計
修正連結純資産		連結純資産（除く国内生命保険事業純資産） ＋国内損害保険事業異常危険準備金等（税引後） ＋国内損害保険事業価格変動準備金（税引後） ＋国内生命保険事業修正純資産※5
修正連結ROE		修正連結利益＋修正連結純資産 （分母は期首・期末の平均残高）

※1 事業部門別修正利益は、一過性の損益または子会社配当等の特殊要因を除く。
※2 損害保険ジャパン株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、損保ジャパンパートナーズ株式会社、Mysurance株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、SOMPOリスクマネジメント株式会社、株式会社DeNA SOMPO Mobility、akippa株式会社、株式会社DeNA SOMPO Carlife、株式会社プライムアシスタンスおよびSOMPOウェルビーイング株式会社の合計
※3 SOMPOケア株式会社、SOMPOヘルスサポート株式会社、SOMPOアセットマネジメント株式会社、Palantir Technologies Japan株式会社、株式会社フレッシュハウスおよびウェルネス・コミュニケーションズ株式会社の合計
※4 Sompo Internationalの修正利益は一過性の変動要素を除いたOperating Income（＝当期純利益－為替損益－有価証券売却・評価損益－減損損失など）で定義
※5 国内生命保険事業修正純資産＝国内生命保険事業純資産（日本会計基準）＋危険準備金（税引後）＋価格変動準備金（税引後）＋責任準備金補正（税引後）＋未償却新契約費（税引後）

■ 各事業における戦略の方向性

SOMPOグループは、国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業やアセットマネジメント、住宅リフォームなどの戦略事業を展開しており、これまでの4年間で、各事業の取組みは次のとおり着実に進展しました。

グループ最大の事業である国内損害保険事業では、既存事業の収益性強化と、業界の垣根を越えた先進的なプレイヤーとの協業やデジタル活用による新たな収益源の創出を推進しています。

海外保険事業では、グループの利益成長ドライバーとして、真に統合されたプラットフォームのもとで全世界でのオーガニック成長の加速と規律あるM&Aを含めた最適なポートフォリオの構築を進めています。

国内生命保険事業では、保険とヘルスケアを 統合した「Insurhealth®」の展開を通じて、伝統的な「生命保険会社」から「健康応援企業」への変革がもたらす着実な利益成長に取り組んでいます。

介護・ヘルスケア事業では、シニアマーケットでの収益基盤の拡大に向けた高品質・効率経営による収益性向上と、認知症をはじめとした高齢社会が抱える社会的課題の解決による「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の実現との両立を、それぞれ課題として取り組んでいます。

さらに、既存事業のデジタルトランスフォーメーションの具現化だけでなく、デジタル戦略が要諦となり、各事業が相互に連鎖し、グループ横断で新しい価値のある商品サービスを展開することによって、SOMPOグループにしかできない強みを発揮していきます。

国内損害保険事業

価値創造イノベーション
～最もお客さまに支持される損害保険会社へ～

2020年度修正利益(予想)：965億円

- ビジネスプロセスとシステム基盤の刷新
- デジタルとヒトを融合したお客さま接点の構築
- 質を伴った成長

SOMPO 損保ジャパン
MYSURANCE
セゾン自動車火災
プライムアシスタンス
SOMPO 損保ジャパンDC証券
SOMPOワランティ
SOMPOリスクマネジメント

海外保険事業

着実なオーガニック成長、
規律あるM&Aによる成長加速

2020年度修正利益(予想)：510億円

- 真に統合されたグローバル保険事業プラットフォームの構築
- グループリソース・知見の最適活用

SOMPO INTERNATIONAL
SOMPO SIGORTA
Sompo Holdings (Asia) Pte. Ltd.
SOMPO SEGUROS

国内生命保険事業

「健康応援企業」への変革
～第二の創業期～

2020年度修正利益(予想)：325億円

- 健康応援企業への変革
- 商品・サービス・チャネル三位一体のビジネスモデル

SOMPOひまわり生命保険株式会社

介護・ヘルスケア事業等

「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の
実現に貢献

2020年度修正利益(予想)：70億円

- 高齢者の尊厳を確保した、より安心・安全なサービスを提供
- 社会的課題の解決による持続可能な事業モデルの構築

SOMPOケア

戦略事業

FRESH HOUSE
SOMPOアセットマネジメント
SOMPOヘルスサポート
ウェルネス・コミュニケーションズ Wellness Communications

MEMO

経営について

◆中期経営計画（2016－2020年度） …… 11
◆お客さま本位の業務運営 …… 13
◆健康経営の取組み …… 19
◆財務の健全性
格付け …… 21
ソルベンシー・マージン比率 …… 21
実質資産負債差額 …… 21
基礎利益 …… 22
逆ざやの状況 …… 22
責任準備金の積立状況 …… 22
MCEV …… 23
◆主要業績の推移
直近事業年度における事業の概況 …… 25
損益の状況 …… 25
主要業績の推移 …… 25
収支の状況 …… 27
資産・負債の状況 …… 29
2019年度の一般勘定資産の運用状況 …… 31
◆業務品質向上に向けた取組み
業務品質向上推進態勢 …… 33
カスタマーセンターのご案内 …… 36
◆お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して
保険金等支払管理態勢 …… 37
保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて …… 37
保険金等のお支払い状況 …… 38
内部統制の整備 …… 39
利益相反取引の管理 …… 43
コンプライアンス態勢 …… 44
反社会的勢力への対応 …… 47
お客さま情報の保護 …… 48
◆戦略的リスク経営（ERM）
戦略的リスク経営（ERM）に関する体制 …… 55
戦略的リスク経営（ERM）の運営 …… 56
◆生命保険契約者保護機構
生命保険契約者保護機構とは …… 58
◆役員一覧 …… 59

中期経営計画（2016-2020年度）

中期経営計画（2016年度～2020年度）において、当社は保険本来の機能（Insurance）に、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた、従来にない新たな価値「保険＋健康（Insurhealth®：インシュアヘルス）」を提供することにより、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」を目指します。

■ 中期経営計画で目指す姿

- 「今までにない新たな価値を提供することにより、日本一イノベーティブな生命保険会社として、IFRSベース500億円水準の利益を生む会社」を目指す。
- 「安心、安全、健康のフロントランナー」としての確固たるひまわり生命ブランドを確立し、高い業務品質を実現しながら、生命保険のその先、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」へ変革を遂げる。

お客さまに提供する新たな価値

1. 業界常識の打破
2. お客さま起点
3. 身近で頼りになる存在

「目指す姿」の実現に向けた大方針

新たな成長エンジンの確立

新成長戦略の実行

競争力を加速するための抜本改革

非連続な生産性の向上

国民が健康になることを応援する「健康応援企業」になる。

■ 目指す姿の実現に向けて

新成長戦略の実行

最先端のICTを活用し、「健康を軸にした新たなサービス」と「そのサービスが一体となった商品」を「新たな価値を提供する募集人」を通じてお届けする「三位一体のビジネスモデル」を全社員で作り上げ、お客さまの近いところで改善を繰り返すことにより、お客さまに新たな価値を提供していきます。

非連続な生産性の向上

事務ルールとそれを貫くICT、商品・サービスのあり方、販売・営業体制のあり方、人財力の向上、基盤となる部分を抜本的に見直します。新たな発想で生産性を非連続に高め、圧倒的なスピードの向上により、目指す姿を実現します。

■ 三位一体のビジネスモデル

当社は、サービス、商品、チャネルが一体となった「三位一体のビジネスモデル」によって、より多くのお客さまとつながり、新たな価値を提供しています。2016年9月に当社は健康サービスブランドである「リンククロス」を立ち上げました。「リンククロス」は、お客さまと一生涯のつながりを持つことを目指し、お客さまに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとしています。サービス、チャネル、商品による「三位一体のビジネスモデル」では、リンククロスを健康サービスプラットフォームとし、健康増進型保険を、HLアドバイザー※を中心とする募集人やダイレクトチャネルでお客さまに提供しています。

※HLアドバイザーとは、最適な保険提案に加え、お客さまが健康になることを応援し続けられる募集人を指します。

三位一体のビジネスモデル

■ Insurhealth®:インシュアヘルスの提供

Insurhealth®を提供することで、お客さまの万が一に備え、毎日の健康に寄り添います。
三位一体のビジネスモデルにおいては、保険機能（Insurance）に健康応援機能（Healthcare）を組み合わせた従来にない新たな価値（Insurhealth®：インシュアヘルス）をお客さまに提供します。具体的には、保険機能では金銭的にサポートし、健康応援機能では予測、予防、寄添いによるお客さまの健康の維持・増進を図ります。

保険機能（Insurance）

金銭的サポート

健康応援機能（Healthcare）

①予測
②予防
③寄添い

▶ お客さまの健康の維持・増進

Insurhealth®：インシュアヘルスの具体的な商品として2019年度までに６つの商品を発売しました。

①じぶんと家族のお守り（収入保障保険）
②リンククロス　ピンク（女性用がん診断保険）
③笑顔をまもる認知症保険
④ナインガード（総合生活障害保障保険）
⑤糖尿病の方の医療保険　ブルー
⑥総合福祉団体定期保険（健康経営割引特約を新設）

お客さま本位の業務運営

お客さま本位の業務運営方針

SOMPOひまわり生命保険株式会社（以下、「当社」）は、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」という経営理念を掲げています。
当社はこの実現に向け、「お客さま本位の業務運営方針」（以下、「本方針」）を定め、生命保険を基盤にお客さまが健康になることを応援する「健康応援企業」への変革を目指してまいります。
本方針の主な取組みおよび成果指標の結果を公表し、定期的に取組みの検証・見直しを行うことにより、今後も本方針のさらなる推進に取り組んでまいります。

1 お客さまの最善の利益の追求

・当社は、コンプライアンス（法令等遵守）を事業の大前提としたうえで、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、最高品質の安心とサービスを提供することによって、お客さまの最善の利益を追求します。
・当社は、お客さまからのご意見・ご要望等の「お客さまの声」を真摯に受け止め、事業活動の品質向上に活かしてまいります。

お客さまの声を活かした業務改善

お客さまからお寄せいただいた貴重な声を基点として、お客さまからの期待に応えられるよう取組みを強化しています。
今年度は、お客さまの声対応態勢を見直し、お客さまの声を基点とした抜本改革を実施してきました。

《お客さまの声を基点とした改善事例》

お客さま

保険料引落口座を変更する連絡を忘れていたら失効してしまいました。健康上の理由で「復活」は難しいかもしれません。何とかなりませんか？

当社

「**失効取消制度**」を新設しました。所定の期日までに未払込保険料を払い込んでいただければ、告知不要で失効日にさかのぼって保障を継続できるようになりました。

お客さまの声

契約が失効となってしまい不安でしたが、募集人が迅速に連絡をくれ、失効取消制度を教えてくれて、無事に失効を取り消すことができました。ありがとうございました。

50代男性

当社の「お客さまの声」に向き合う姿勢やお客さまからお寄せいただいた声に対する取組みをまとめた「お客さまの声を活かす取組み」（ブックレット）を年一回発行しています。

当社に寄せられた代理店・募集人への「感謝の声」のうち、特に参考としていただきたい好取組みを掲載した「ひまわりのコエ」を発行しました。本冊子は全社員および代理店に配付し、お客さま視点での業務運営への意識向上と行動変革に取り組んでいます。

お客さまに安心と満足を提供できる高品質な募集人の輩出

・「高いコンサルティング提案力」、「健康応援の実現（Insurhealth推進）」、「お客さま本位の業務運営」を兼ね備えた当社の最高品質の募集人を「HLアドバイザー」と定義し、今年度は、5,494名のHLアドバイザー候補者を対象に育成を実施しました。

・営業社員の人財育成に特化したトレーニングセンター室を設置し、HLアドバイザーの輩出や育成する社員の指導力を強化する研修を実施しています。

トレーニングセンター室での研修風景

お客さまの声

募集人が訪問し説明してくれ、記入方法もきちんとサポートしてくれました。丁寧で、一緒にプランを考えてくれるのでとても頼もしく助かっています。プロフェッショナルな人に出会えてよかったです。

50代女性

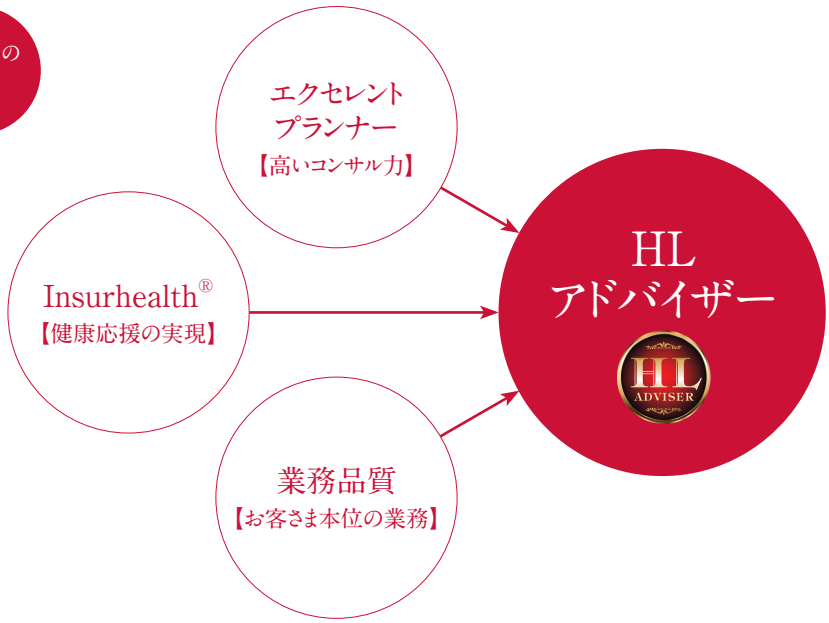

ご契約時の利便性向上

・2016年から開始したモバイル端末を利用したペーパーレスでのお申込み手続きは、目標の80%を1年前倒しで達成し、募集品質の均一化および、ご契約の早期成立や保険証券の早期お届けを実現しています。

・健康診断結果等の提出なしでお申込みができる「簡易定健扱」※を2019年2月から開始しました。

※「簡易定健扱」とは、被保険者が保険加入の前に受診した健康診断結果通知書または人間ドック成績表から、特定項目のみを所定の書類に転記し、告知書と一緒に提出いただく医的選択の手続きです。

健康診断結果等の提出を不要としたことで、書類不足や提出漏れによる不備が削減され、契約申込から成立までの日数が従来の取扱より2.9日短縮されました。

お客さまの声

以前の契約は紙の申込用紙でした。告知書や署名等記入する箇所が多く訂正も訂正印が必要でとても大変でした。ペーパーレスでの申込みは、途中の訂正もすぐにでき、署名は最後の一回だけでとても便利でした。

60代女性

● ペーパーレス申込手続き利用率

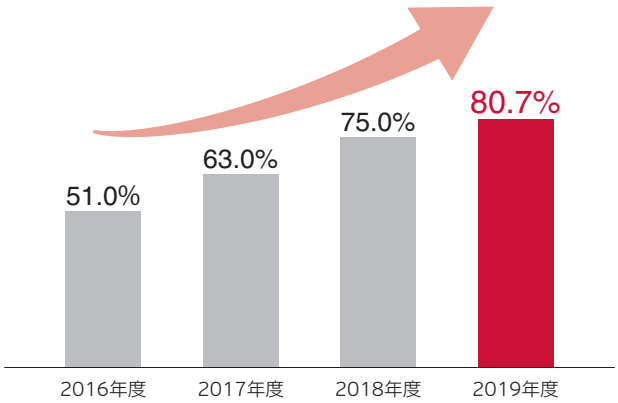

● 証券発送日数（契約申込から成立までの日数）

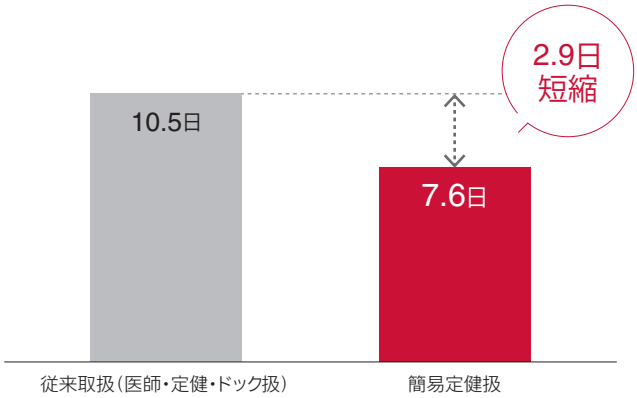

給付金請求時のお客さまの利便性向上

「ネット上での請求」では郵送を介さないため、お客さまからのご請求のお申し出からお支払いまでの日数が短縮でき、より早く給付金等をお受け取りいただけるようになりました。

お客さまの声

産後で外出自体できる状態ではなかったので、自宅で手続きができてすごく助かりました。郵送だと記入やコピー、投函の手間がかかるので煩わしさがありますが、ネットで完結できると手続きのための時間も短縮できるのでよいですね。

30代女性

● 簡単な5つのSTEPでご請求いただけます。

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4	STEP5
お取扱い条件のご確認	ご請求内容のご入力（傷病名、入院期間など）	通信先（郵送先・電話番号）・口座情報のご確認	写真（領収証など）のアップロード	給付金の受取り

2 お客さまへの分かりやすい情報提供

当社は、お客さまにとって重要な情報を十分にご理解いただけるよう、
提供する商品、サービスの特性に応じ、重要な情報をお客さまに適した方法で分かりやすく提供します。

お客さま視点に基づく分かりやすい情報提供

消費生活の専門家である消費生活相談員の方々を社外から招聘し、「FD社外モニター会議」を設置しました。お客さま視点に基づき当社サービス等に関してご意見をいただき、品質改善やサービス向上に活かしています。

お客さまに適したサービスの提供

ご高齢のお客さまや障がいのあるお客さまが、ご請求時に分かりやすく、負担なくお手続きを行えるようにするためのサービスをご用意しています。

①診断書の取付けの代行

②当社の委託会社担当者がお客さまのご自宅等へ訪問し、請求書類の作成をお手伝いします。

① 診断書取付支援サービス 65件

② 訪問手続き支援サービス 70件

（2019年4月～2020年3月）

3 お客さまにふさわしい商品、サービスの提供

・当社は、お客さまの状況、知識や経験、加入目的および加入内容等を勘案し、お客さまのご意向に沿った適切な商品・サービスを提供します。
・当社は、お客さまに万が一の際の保障に加え、健康の維持、増進という価値を提供します。契約前後においてもお客さまと「健康」を軸につながり続けることによって、お客さま一人ひとりに最適な商品・サービスを最適なタイミングで提供します。

お客さまが「その人らしい生活」を送るサポート

・「認知症に備える・なってもその人らしく生きられる社会を」をスローガンに、認知症予防啓蒙活動として各種セミナーを開催しています。
・『笑顔をまもる認知症保険』にご加入いただいたお客さまへ認知症についてより深く考えていただけるよう「笑顔をまもる定期便」を発送し、認知症に関する情報提供を行っています。
・毎年当社募集人がお客さまとコンタクトを取り、お客さまの認知機能の低下予防・MCIの早期発見・回復に継続的に取り組むことをサポートしています。

当社主催イベントの様子

お客さまの声

このセミナーに参加していなければ、認知症のことを考える機会もなく、認知機能低下予防への取組みが遅くなっていたか、もしかしたら取り組まなかったかもしれない。その意味でも参加して本当によかったです。

認知症セミナー参加のお客さま

お客さまの声

とても良い保障を提案していただきありがとうございます。介護に対する不安がなくなりました。これで安心して配偶者とともに老後に備えられます。ありがとうございます。

笑顔をまもる認知症保険ご契約のお客さま

保険+重症化予防という新たな価値「Insurhealth®」の提供

糖尿病患者の治療継続を支援できる『糖尿病の方の医療保険ブルー』を発売しました。
糖尿病は生活環境の変化などにより治療の離脱が起こりやすい疾患とも言われています。
当社はアプリを活用したHbA1c値※などの継続管理を推奨することで、糖尿病患者の重症化予防を応援します。
※HbA1c値(ヘモグロビン・エーワンシー):過去1～2か月の血糖値の平均を反映した数値

利益相反取引の適切な管理 4

当社は、お客さまの利益を害する恐れのある取引を適切に把握する態勢を整備し、管理します。

5 方針の定着に向けた取組み

・当社は、社員に対し、本方針の定着に向けた動機づけの枠組みを構築し、
健康経営、ダイバーシティ推進、働き方改革に取り組みます。
・当社は、商品・サービスの提供を委託する代理店、募集人に対し、
本方針の定着に向けた指導、教育を行うとともに動機づけの枠組みを構築します。

お客さま本位の業務運営を実践している保険募集代理店を評価する手数料体系の実現

お客さま本位の業務運営を実践している保険募集代理店を評価する手数料体系の実現に向けて取り組んでいます。
2020年度の手数料体系では「お客さまアンケート結果」を手数料に反映することで、お客さまからの評価を直接反映する体系としました。
「保険募集代理店における手数料体系の考え方」は、公式ウェブサイト
(https://www.himawari-life.co.jp/~/media/himawari/files/company/fee/agency_commission.pdf)で公開しています。

【保険募集代理店に支払う手数料体系の考え方】

当社は、**「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」**という経営理念を掲げています。当社はこの実現に向け、「お客さま本位の業務運営方針」を定め、その高度化・定着を図っています。

当社が保険募集等を委託している代理店については、この**経営理念を踏まえ、当社と共にお客さま本位の業務運営を着実に実行し、お客さまの最善の利益を追求する代理店**を理想としています。
したがって、**「お客さま本位の業務運営方針」を実践している保険募集代理店**を評価する手数料体系への改正に取組んでいます。

【お客さま本位の業務運営方針(参考)】

■保険本来の機能(Insurance)と健康を応援する機能(Healthcare)を統合した従来にない新たな価値(Insurhealth)のお客さまへの提供を通じて、契約前および契約後もお客さまの健康維持、増進のお手伝いをさせていただくとともに、お客さまの意向の変化を把握することによって、お客さま一人ひとりに常に最適な情報を最適なタイミングで提供しています。

■手数料・報酬は、新契約時におけるお客さまニーズの把握や商品提案、募集事務等のほか、ご継続サポート(名義変更や住所変更等の各種保全手続き)やお支払サポート(各種保険金・給付金の請求)等、アフターフォローを含めたお客さまに対する商品やサービス提供の対価として支払っています。

■また、お客さまアンケートの結果を手数料に反映することでお客さまからの評価を直接反映しています。

公式ウェブサイト掲載資料抜粋

お客さまの声

感謝の声
11,216件 ＞ 苦情 **6,050件**

お客さま満足度

（満足層のお客さま（満足＋やや満足）の割合）

ご契約後
90.1%

「お客さま本位の業務運営方針」の定着度を測る
成果指標
調査期間
2019年4月～2020年3月

ご契約時
91.2%

ご請求時
85.9%

※ お客さまアンケートは当社に対する満足度について10点を最高点とし、0点までの11段階でお客さまにご回答いただき、10点9点を満足、8点7点をやや満足、6点5点4点を普通、3点2点をやや不満、1点0点を不満と定義しています。

お客さまの数

（保有契約件数）

4,198,119件

（2020年3月末時点）

健康経営の取組み

当社は、「健康応援企業」への変革を実現するために、
社員・代理店とその家族の健康維持・増進が不可欠であるとの考えのもと、健康経営の取組みを推進しています。
また、「健康応援企業」を実現するための両輪を「Insurhealth®」および「健康経営」と定義し、
2016 年度から中期経営計画のうちの重要な経営戦略の一つとして健康経営に取り組んでいます。

目指す姿

当社の健康経営は、
「目指す姿」へ向け、「取組みの軸」に
沿って推進しています。

主な取組み内容

取組みの軸に沿って健康経営を推進しています。
また、2020年4月より「健康経営」推進体制の強化を目的に
「人財開発部健康経営グループ」を新設しました。

目指す姿

・重要な経営課題として、健康経営に取り組んでいる企業であると社会から認識されている
・社員・代理店とその家族が今より健康になっている

社員は、自発的に健康維持・増進に取り組む
（学習➡行動➡発信）

予防・治療

・一般定期健康診断 受診率100%
・インフルエンザ予防接種費用補助
・ストレスチェックの実施
・健康応援セミナー、健康応援ミーティングの実施

取組みの軸

・社員は、自発的に健康維持・増進に取り組む（学習⇒行動⇒発信）
・会社は、社員のさまざまなライフステージに寄り添う

ワークライフ・バランス

・早帰りの推奨
・休暇取得の必須化
・プレミアムフライデーズ
・レイト・アーリーワーク

睡眠

・本社ビルに仮眠可能スペースの設置

共通

・生産性向上、健康増進スペース「ひまわりラウンジ～サンテリエ～」の開設

運動

・ウェアラブル端末の活用
・クアオルトの実施※

※ ドイツ語で療養地の意味。当社は、全国の日本クアオルト協議会加盟自治体と連携し、クアオルトプログラム（健康増進に向けたウォーキングの実施や地場産食材を使った栄養バランスの優れた料理の提供、温泉施設との連携を利用した健康増進プログラム）を全社員を対象に実施しています。

禁煙

・全社員就業時間内禁煙
・喫煙者向け個別サポートの実施
・新入社員の非喫煙者採用

会社は、社員のさまざまなライフステージに寄り添う

妊娠・育児

・短時間勤務制度
・シフト勤務
・週4勤務制度
・育産休マニュアルの公開
・テレワーク
・転居転勤免除制度

女性の健康

・乳がん、子宮がん検診費用補助
・女性の健康セミナーの実施
・女性の健康検討会「ひまわりLULUプロジェクト」

介護

・短時間勤務制度
・シフト勤務
・週4勤務制度
・テレワーク
・転居転勤免除制度
・仕事と介護のお役立ちサイトの提供

治療

・治療と仕事の両立支援BOOKの公開

社外からの認定

これらを含めたグループ全体の取組みが評価され、経済産業省および東京証券取引所が共同で選定を行う「健康経営銘柄2020」にSOMPOホールディングス株式会社が2年連続選定されました。また、当社は、「健康経営優良法人2020大規模法人部門（ホワイト500）」に４年連続で認定されました。

2020 健康経営銘柄 Health and Productivity

2020 健康経営優良法人 Health and productivity ホワイト500

財務の健全性

■ 格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるS＆Pグローバル・レーティングおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。（2020年7月1日現在）

A+	S＆Pグローバル・レーティング 保険財務力格付け
AA	格付投資情報センター 保険金支払能力

○保険財務力格付けは、保険契約の諸条件にしたがって支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。
○保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定どおりに履行される確実性についての意見を表したものです。

■ ソルベンシー・マージン比率

2019年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,472.1%となり、引き続き高水準を維持しています。

1,472.1%
2019年度末

○ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

（単位：百万円）

項　目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	383,002	382,291
リスクの合計額（B）	50,809	51,935
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)} \times 100$	1,507.5%	1,472.1%

■ 実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政監督上の指標のひとつです。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令などの対象となることがあります。

当社の2019年度末の実質資産負債差額は7,188億円となりました。

＜ご参考＞2018年度末実質資産負債差額　7,422億円

7,188億円
2019年度末

■ 基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入（戻入）などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2019年度の基礎利益は、2018年度実績278億円に対して5億円減少し、272億円となりました。

272億円
2019年度

■ 逆ざやの状況

2019年度の逆ざや額は、2018年度実績20億円に対して4億円増加し、24億円となりました。当社では、この逆ざや額を全体の収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しています。

〈逆ざや額の算出方法〉

逆ざや額 ［24億円］ ＝（基礎利益上の運用収支等の利回り※1 ［1.66%］ － 平均予定利率※2 ［1.75%］）× 一般勘定責任準備金※3 ［2兆7,525億円］

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
（期始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息）×1/2

■ 責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、責任準備金の積立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金などの支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、その結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられています。

なお、2019年度末はストレス・テストにもとづく危険準備金として474百万円、負債十分性テストにもとづく保険料積立金の追加積立てとして603百万円を積み立てています。

財務の健全性

■ MCEV(Market Consistent Embedded Value)

MCEVとは

MCEVとは、市場整合的エンベディッド・バリューの略称であり、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生命保険事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したものです。

MCEVは、企業の「純資産価値」と、保有契約からもたらされる将来利益の現在価値である「保有契約価値」との合計額です。

一般に生命保険契約は、新契約が成立してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書などの法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

欧州では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を公開した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後、計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©※(以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。

当社においても、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

※Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

2019年度末MCEV

2019年度末MCEVは下表のとおりです。

(単位:億円)

	2018年度末	2019年度末	増減額
年度末MCEV	8,144	8,097	△ 47
純資産価値	4,390	4,177	△ 213
保有契約価値	3,753	3,919	＋ 165
新契約価値	368	238	△ 129

・純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。具体的には貸借対照表の純資産の部の額に、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、契約者配当準備金中の未割当額、満期保有目的の債券の含み損益、責任準備金対応債券の含み損益および金融派生商品の含み損益を加え、無形固定資産を控除した後、これら前8項目に係る税効果相当額を差し引いたものです。
・保有契約価値は、保有契約から将来生じる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したものであり、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を差し引いた額です。
・新契約価値は、当年度に成立した新契約の評価日における価値を示したものであり、年度末MCEVの内数です。
・金額については億円未満を切り捨てて表示しています。

〈MCEV推移〉

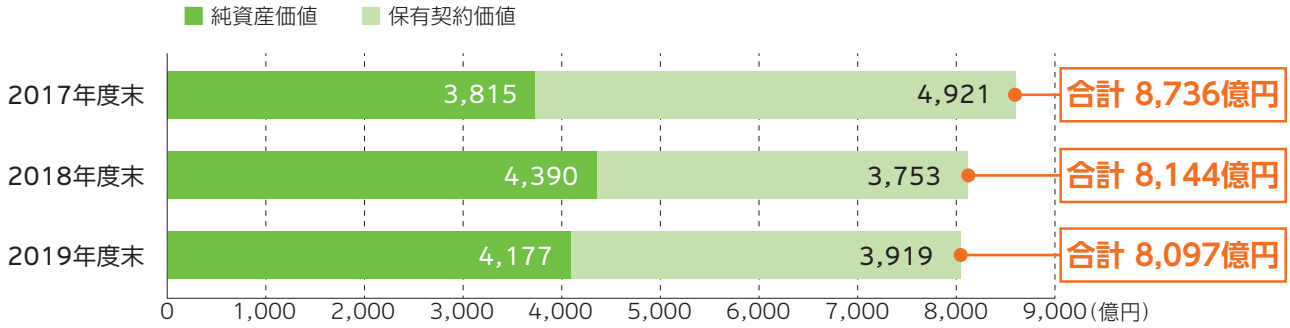

2018年度末から2019年度末への変動要因

2018年度末から2019年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

2019年度新契約価値(A)、2018年度末保有契約価値の割り戻し(B、C)、保険関係の前提条件の変更(E) といった増加要因があった一方、保険関係の前提条件と実績の差異(D)、保険事業に係るその他の要因に基づく差異(F)、経済前提条件と実績の差異(H)といった減少要因がありました。

これらの要因によるMCEV増減総計は32億円の増加となり、さらに株主配当支払の実施により、結果として2019年度末のMCEVは47億円減少しました。

(単位:億円)

変動要因	MCEV
2018年度末MCEV	8,144
A.2019年度新契約価値	＋ 238
B.2018年度末保有契約価値の割り戻し(リスクフリーレート分)	＋ 198
C.2018年度末保有契約価値の割り戻し(期待超過収益分)	＋ 365
D.保険関係の前提条件と実績の差異	△ 128
E.保険関係の前提条件の変更	＋ 570
F.保険事業に係るその他の要因に基づく差異	△ 26
G.保険事業活動によるMCEV増減(A～F)	＋1,218
H.経済前提条件と実績の差異	△1,185
I.その他の要因に基づく差異	－
MCEV増減総計(G～I)	＋ 32
株主配当支払	△ 80
2019年度末MCEV	8,097

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに、MCEV算出手法、前提条件および算出結果の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。
意見書およびMCEVに関する詳細については当社の公式ウェブサイトでご参照いただけます。

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値とは異なるものです。前提条件と将来の実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。
また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて行う判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。
これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではありませんので、ご注意ください。

主要業績の推移

■ 直近事業年度における事業の概況

2019年度の新契約高は前年度比58.3%の2兆4,755億円となりました。2019年度末の保有契約高は前年度末比101.5%の23兆6,588億円となりました。
(契約高は個人保険と個人年金保険の合計です。)

保険料等収入は、前年度比100.5%の4,465億円となりました。

総資産は当年度中に2,116億円増加し、当年度末には3兆2,177億円となりました。

〈主要業績の状況〉

	2018年度(末)	2019年度(末)	前年度(末)比
新契約高	4兆2,443億円	2兆4,755億円	58.3%
保有契約高	23兆3,110億円	23兆6,588億円	101.5%
保険料等収入	4,444億円	4,465億円	100.5%
総資産	3兆60億円	3兆2,177億円	107.0%

■ 損益の状況

2019年度の経常利益は284億円となり、前年度実績265億円に比べ18億円増加しました。

当期純利益は165億円となり、前年度実績153億円に比べ11億円増加しました。

基礎利益は272億円となり、前年度実績278億円に比べ5億円減少しました。

■ 主要業績の推移

(単位:百万円)

項目	2015年度(末)	2016年度(末)	2017年度(末)	2018年度(末)	2019年度(末)
総資産	2,438,055	2,589,026	2,796,230	3,006,090	3,217,752
有価証券残高	2,305,223	2,434,670	2,594,537	2,805,201	2,983,851
責任準備金残高	2,214,871	2,371,198	2,557,365	2,734,761	2,919,802
経常収益	441,799	469,837	490,791	495,111	500,819
保険料等収入	396,448	419,507	438,487	444,443	446,510
資産運用収益	43,490	48,759	49,490	48,621	49,425
保険金等支払金	180,817	181,079	182,504	186,185	190,877
うち解約返戻金	93,038	91,883	86,263	90,285	89,761
経常利益	22,565	16,880	16,721	26,586	28,436
当期純利益	11,616	8,319	8,117	15,394	16,583
ソルベンシー・マージン比率	1,771.4%	1,573.0%	1,513.1%	1,507.5%	1,472.1%
新契約高	2,240,312	2,434,139	1,484,076	4,244,311	2,475,501
保有契約高	21,642,193	22,325,529	22,125,821	23,311,012	23,658,846

(注)新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

〈総資産の推移〉

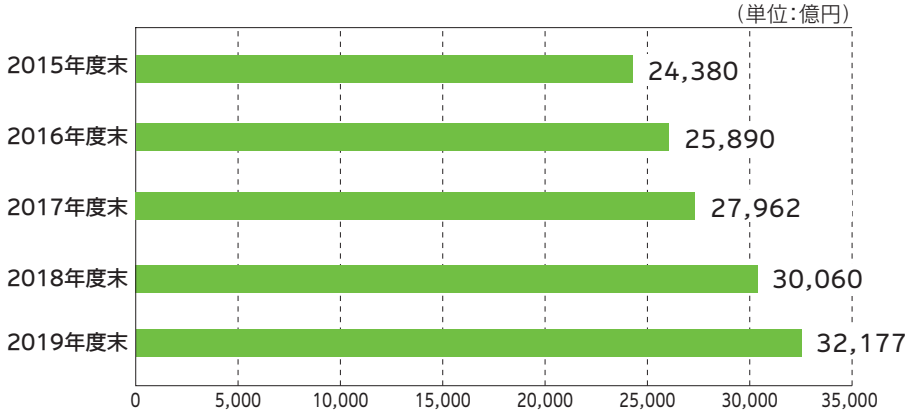

総資産は2,116億円増加し、3兆2,177億円になりました。

〈保険料等収入の推移〉

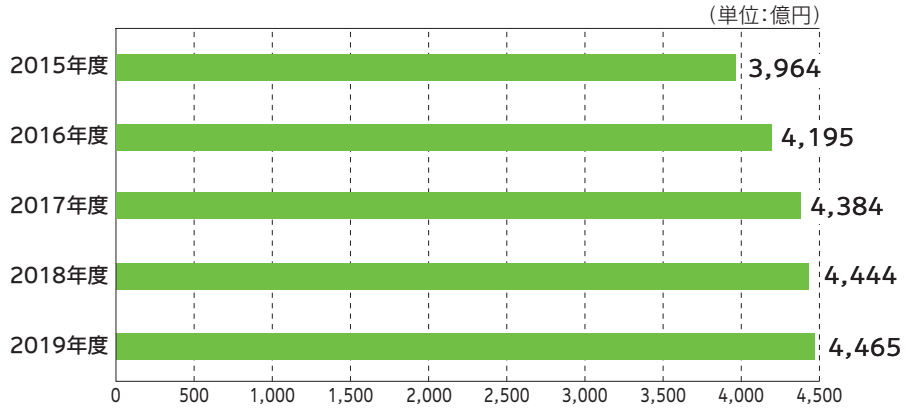

保険料等収入は一般事業会社の売上高に相当します。2019年度は前年度比0.5%の増加となりました。

〈保有契約高の推移（個人保険と個人年金保険の合計）〉

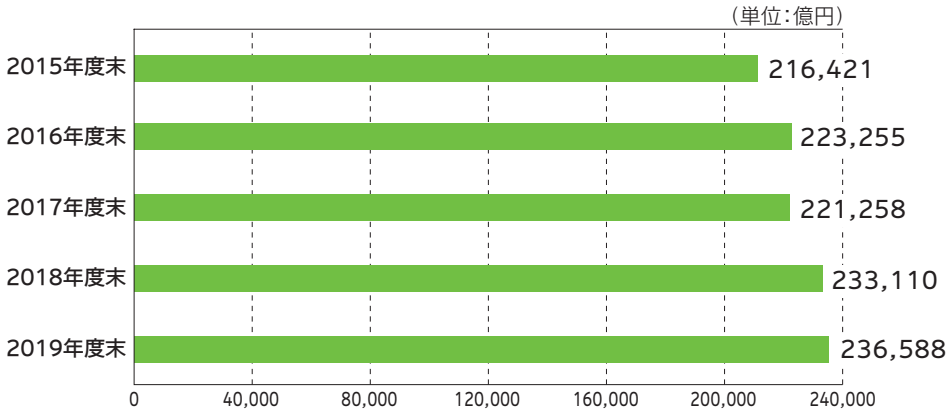

保有契約高は個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。

2019年度末は前年度末比1.5%の増加となりました。

主要業績の推移

■ 収支の状況

〈損益計算書（抜粋）〉

（単位：百万円）

科　目		2018年度 金　額	2019年度 金　額
経常収益	①	495,111	500,819
保険料等収入	②	444,443	446,510
保険料		441,582	444,162
再保険収入		2,861	2,347
資産運用収益	③	48,621	49,425
利息及び配当金等収入		44,583	45,731
有価証券売却益		3,635	3,683
特別勘定資産運用益		391	—
その他経常収益		2,045	4,883
経常費用	④	468,524	472,382
保険金等支払金	⑤	186,185	190,877
保険金		32,214	34,513
年金		11,621	11,193
給付金		45,853	49,332
解約返戻金		90,285	89,761
その他返戻金		2,640	2,843
再保険料		3,569	3,233
責任準備金等繰入額	⑥	180,683	185,041
資産運用費用	⑦	3,508	3,539
支払利息		80	76
有価証券売却損		2,394	998
金融派生商品費用		926	374
特別勘定資産運用損		—	1,925
事業費	⑧	93,273	87,627
その他経常費用		4,873	5,297
経常利益	⑨	26,586	28,436
特別利益		—	3
特別損失	⑩	1,694	2,319
契約者配当準備金繰入額	⑪	3,292	2,857
税引前当期純利益		21,599	23,262
法人税及び住民税		6,930	7,411
法人税等調整額	⑫	△ 725	△ 732
法人税等合計		6,204	6,678
当期純利益	⑬	15,394	16,583

①経常収益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。
②保険料等収入	ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。再保険収入（再保険契約による受取保険金等）もこちらに計上します。
③資産運用収益	資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。
④経常費用	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。
⑤保険金等支払金	保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険料（再保険契約による支払保険料）もこちらに計上します。
⑥責任準備金等繰入額	責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。 損益計算書上は（繰入額－戻入額）の差額で表示されます。
⑦資産運用費用	有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。
⑧事業費	新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。
⑨経常利益	生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、毎年継続的に発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。
⑩特別損失	特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。
⑪契約者配当準備金繰入額	ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。

＊当社では、ほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。

⑫法人税等調整額	税効果会計を適用したことによる法人税及び住民税の当期調整額を計上します。
⑬当期純利益	税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

主要業績の推移

■ 資産・負債の状況

〈貸借対照表（抜粋）〉

（単位：百万円、%）

科　目		2018年度末	2019年度末	
		金　額	金　額	構成比
（資産の部）				
現金及び預貯金		92,843	116,117	3.6
有価証券	①	2,805,201	2,983,851	92.7
国債		1,845,412	1,902,571	59.1
地方債		65,809	74,127	2.3
社債		425,036	515,243	16.0
株式		8,648	7,319	0.2
外国証券		460,294	484,588	15.1
貸付金	②	41,734	43,163	1.3
有形固定資産		1,297	1,640	0.1
代理店貸		133	109	0.0
再保険貸		1,435	1,356	0.0
その他資産		54,814	54,893	1.7
未収金		37,028	36,919	1.1
未収収益		8,045	8,416	0.3
繰延税金資産	③	8,680	16,731	0.5
貸倒引当金		△ 51	△ 112	△ 0.0
資産の部合計		3,006,090	3,217,752	100.0
（負債の部）				
保険契約準備金		2,784,798	2,967,301	92.2
支払備金	④	45,266	43,152	1.3
責任準備金	⑤	2,734,761	2,919,802	90.7
契約者配当準備金		4,770	4,346	0.1
代理店借		4,097	3,494	0.1
再保険借		821	826	0.0
その他負債		46,592	85,548	2.7
役員賞与引当金		37	37	0.0
退職給付引当金		3,802	4,134	0.1
時効保険金等払戻引当金		601	584	0.0
特別法上の準備金		7,490	8,213	0.3
価格変動準備金		7,490	8,213	0.3
負債の部合計		2,848,241	3,070,138	95.4
（純資産の部）				
資本金		17,250	17,250	0.5
資本剰余金		13,333	13,333	0.4
利益剰余金		74,169	82,752	2.6
株主資本合計		104,752	113,336	3.5
その他有価証券評価差額金	⑥	53,096	34,277	1.1
純資産の部合計		157,848	147,613	4.6
負債及び純資産の部合計		3,006,090	3,217,752	100.0

①有価証券	有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業などが発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債など、海外の国・企業などが発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式など、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

②貸付金	生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

＊当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

③繰延税金資産	税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

④支払備金	支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金などのうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

⑤責任準備金	将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立てが義務づけられている準備金です。 責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

＊当社は平準純保険料式による積立てを行っています。

⑥その他有価証券評価差額金	生命保険会社では保有する有価証券をその保有目的に応じて、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」、「子会社・関連会社株式」、「その他有価証券」の5つに区分し評価します。このうち、「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

＊当社の一般勘定で保有している有価証券の保有目的別の構成比は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が40.7%、責任準備金対応債券が15.8%、その他有価証券が43.5%です。

主要業績の推移

■ 2019年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2019年度のわが国経済は、海外経済の減速を受けて外需が悪化したことに加え、消費増税前の駆け込み需要の反動や、新型肺炎の流行による全面的な消費活動の停滞などを受けて、これまで景気を下支えしてきた内需が悪化したため、景気は後退に転じました。

企業部門は、人手不足に対応した効率化・省人化投資や老朽化に伴う維持・更新投資が堅調だった一方、輸出の減少を受けて生産活動は弱めの動きとなりました。個人消費は、増税前の駆け込み需要の反動などもあり耐久財が落ち込んだことや、新型肺炎の感染拡大による影響から飲食・観光などを中心にサービス業全般が大きく落ち込みました。また、物価は、人件費の増加などを背景に上昇しましたが、企業の慎重な価格設定のスタンスが根強く、緩やかなものとなりました。

金融市場では、米中の通商摩擦の激化を受け、投資家のリスク回避姿勢が高まりましたが、各国中央銀行が景気に配慮した姿勢を示したことや、通商交渉に一部進展がみられたこともあり、次第に投資家心理は回復しました。しかしながら、年度末にかけては新型肺炎の感染拡大による世界景気の悪化が懸念され、市場は混乱し、株価は急落しました。為替市場では、日米金利差の縮小による円高圧力が高まる一方、相対的に堅調な米経済によりドルが底堅く推移する展開が続きました。年度末にかけては新型肺炎の感染拡大を懸念する市場の混乱から、ドル円は一時102円台まで下落する場面もみられましたが、ドルへの換金需要からドル高圧力が高まり年度末には108円台後半となりました。株式市場では、各国中央銀行による緩和的な姿勢や好調な企業業績を受けて、日経平均は1月に24,000円台まで上昇しましたが、その後は新型肺炎の感染拡大を懸念しての海外株価の急落に追随し、年度末には18,917円となりました。債券市場では、日銀が景気への配慮から追加緩和政策を行うとの見方が強まり、10年国債利回りは、一時過去最低水準の△0.3%付近に迫りましたが、9月以降は海外金利の上昇、年度末にかけては新型肺炎対策のための財政拡大による国債増発懸念の高まりにより、小幅ながらプラス水準に戻して終えました。

当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案し、ＡＬＭ（資産と負債の総合管理）を重視した資産運用を行っています。

上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は、高格付けの円貨建債券を中心とした資産運用ポートフォリオを構築することにより、長期的に安定した収益の確保を図っています。また、一部を外貨建債券に投資することにより、利回りの向上や資産の分散を図っています。

運用実績の概況

資産配分

2019年度末の一般勘定資産は、前年度末から2,141億円増加し3兆1,972億円となりました。主な資産構成は、有価証券2兆9,650億円（一般勘定占率92.7%）、現預金1,146億円（同3.6%）となっています。

〈一般勘定資産の構成　2019年度末〉

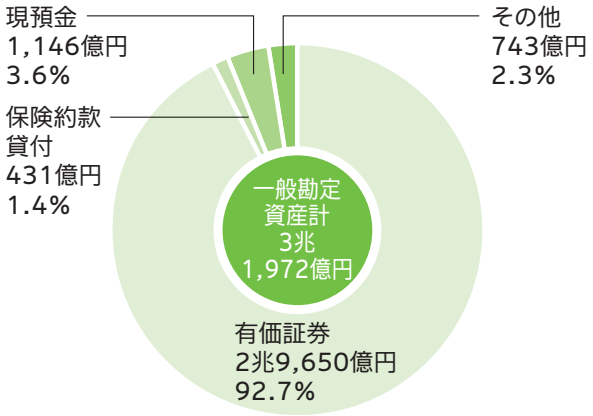

〈有価証券の構成　2019年度末〉

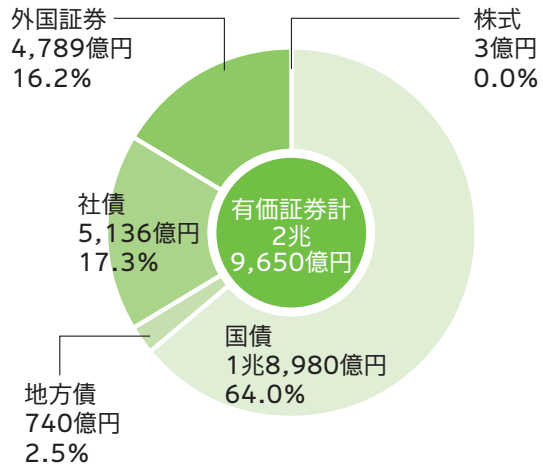

資産運用収支

資産運用収益は、国債等からの利息収入や有価証券売却益等により494億円となる一方、資産運用費用は、有価証券売却損等により16億円となりました。この結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は478億円となりました。

〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

●資産運用収益

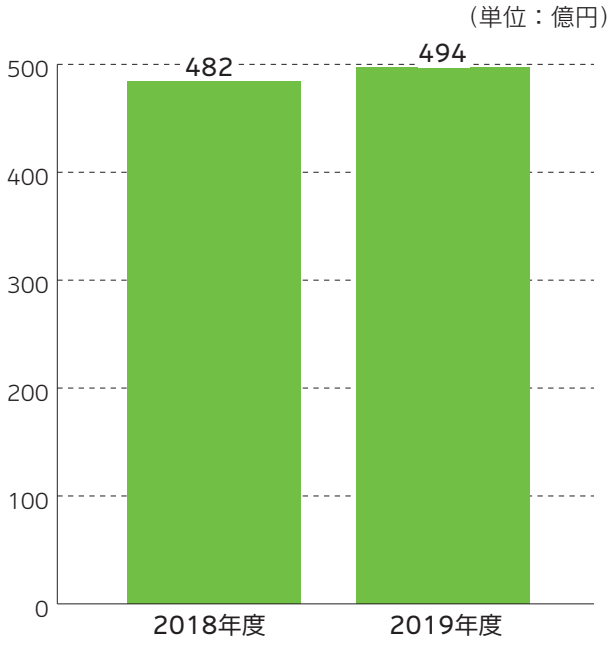

●資産運用費用

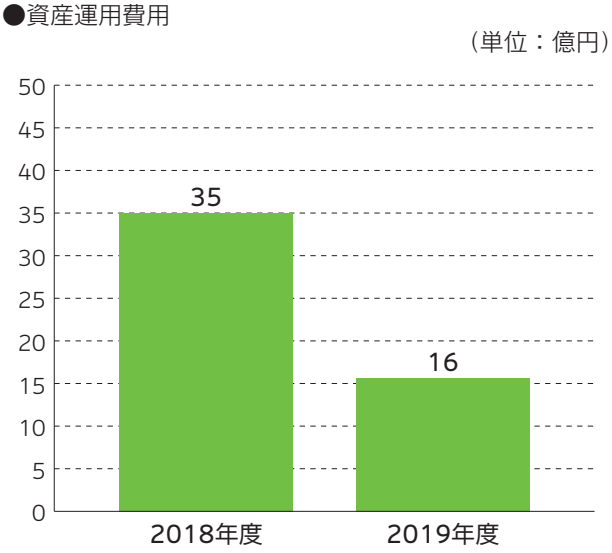

財務の健全性

当社が2019年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の96.6%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格3.4%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成　2019年度末〉

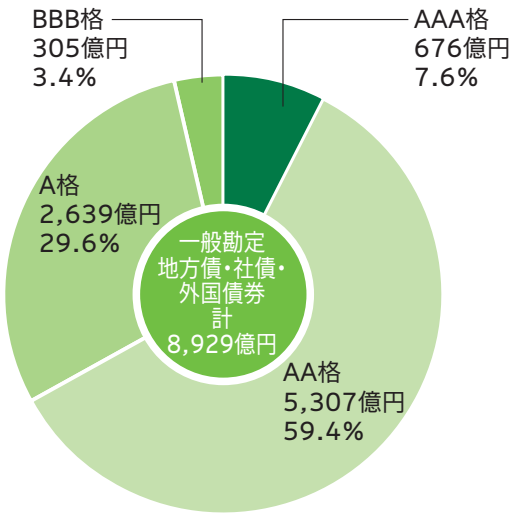

格付は当社社内格付の規程に基づき分類しています。社内格付の規程はムーディーズ、S&Pグローバル・レーティング、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債は含めていません。

証券化商品等への投資および サブプライム関連投資の状況

証券化商品等への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS（貸付債権担保住宅金融支援機構債券）のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

業務品質向上に向けた取組み

■ 業務品質向上推進態勢

当社は、お客さま視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し、社会に貢献することを掲げる「グループ経営理念」を共有しています。

この理念の実践をより徹底したものとするため、お客さまからの苦情、ご相談、お問い合わせやさまざまなご意見・ご要望を真摯に受けとめ、ご加入時から保険金・給付金のご請求時まですべての業務プロセスにおける品質の向上に活かしています。

お客さまの声や社会情勢など、多様な視点から業務品質向上課題を発見し、業務品質向上策の検討、着実な実行とその結果の検証を行っており、お客さま本位の業務運営方針を定めたうえで、業務品質向上のPDCAサイクルを実践しています。

また、お客さまの声に対応する仕組みを構築し、2012年4月2日には、苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002」への適合を宣言しました。

今後も、これまで以上に「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、全社員一丸となって、お客さま満足度の向上を実現してまいります。

業務品質向上推進態勢図

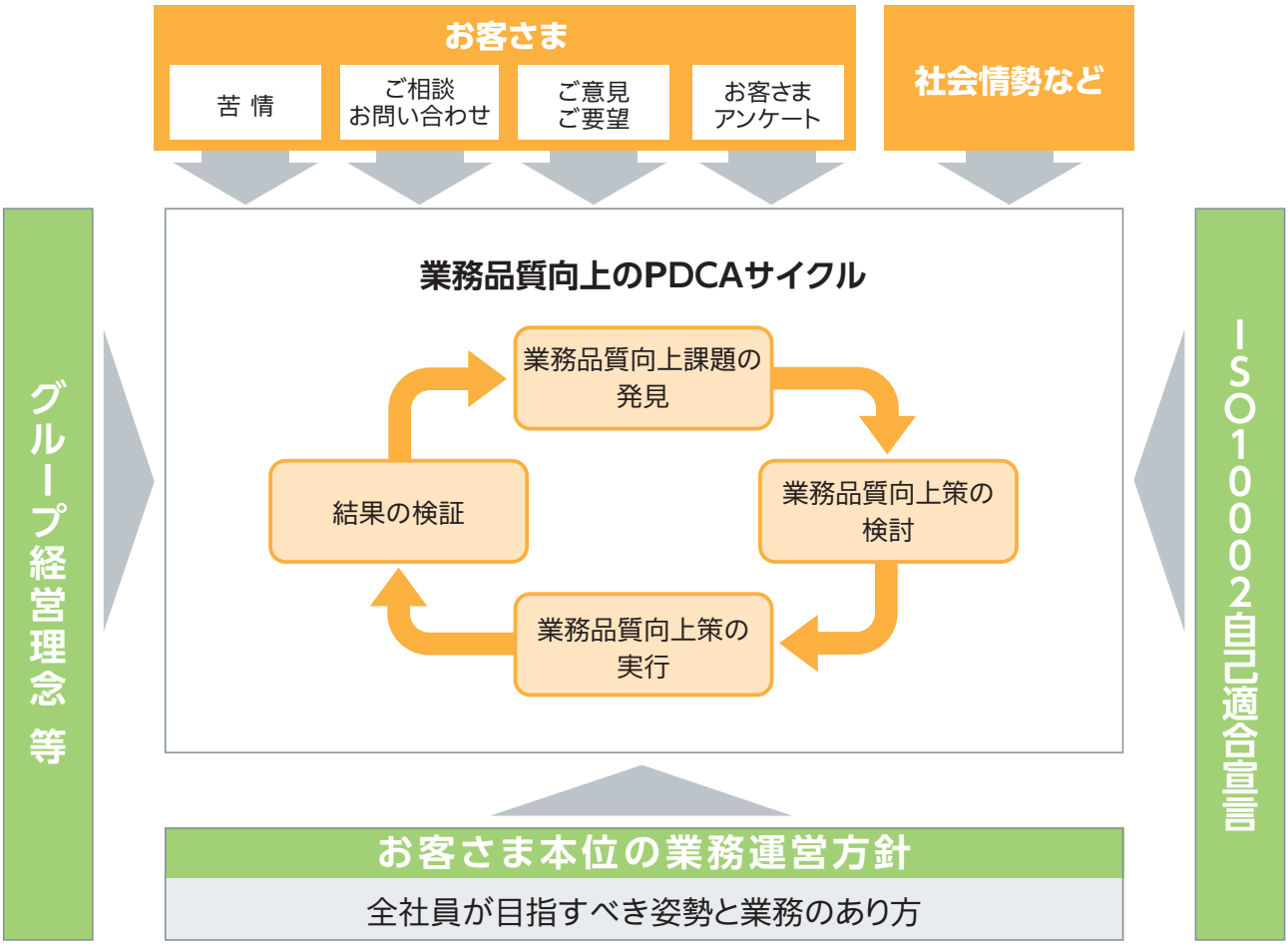

＜苦情対応マネジメントシステムISO10002※への自己適合宣言＞

2012年4月2日付けで、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002（JISQ10002）への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順の国際規格です。2004年7月に「国際標準化機構（ISO）」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会（JISC）」（当時）により制定されています。

＜お客さまの声対応態勢＞

1.お客さまへの適切な対応と情報管理

カスタマーセンター、各営業店、取扱代理店、公式ウェブサイト、外部機関、各種アンケートなどに寄せられたお客さまの声は、お客さまの声データベースなどへ集約しています。

2.お客さまの声を活かした経営

お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情を含めたお客さまの声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。

3.お客さまへの情報開示

お客さまの声の受付状況や概要を定期的に当社公式ウェブサイト上の「お客さまの声」で開示し、お客さまの信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。

＜当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置＞

当社に対しご意見・ご要望をお持ちのお客さまのご相談窓口として専用フリーダイヤルを設置しています。また、当社公式ウェブサイト上の「お客さまの声」のご意見・ご要望フォームから、お客さまのご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

●フリーダイヤル

当社に対するご意見・ご要望をお持ちのお客さまの窓口

0120−273−211

受付時間：月～金 9:00～18:00
（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●公式ウェブサイト

https://www.himawari-life.co.jp/
受付時間：24時間 365日

＜外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）＞

ADRとは、身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は一般社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。

また、一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXでは受け付けておりません。）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けし、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

一般社団法人生命保険協会
生命保険相談所〔生命保険相談室：東京〕
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間: 9:00～17:00
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
※詳しくは生命保険協会のホームページ
（https://www.seiho.or.jp/）をご覧ください。

業務品質向上に向けた取組み

お客さまの声（苦情）の受付状況

2019年度にお客さまから寄せられた「お客さまの声（苦情）」の受付状況は下表のとおりです。

申出分類	主な内容	件数	全体に占める割合
ご加入手続き	・契約時の重要事項や商品内容の説明不足に関するもの ・契約時の承諾・同意や約款・保険証券等の受領に関するもの	1,031	17.0%
保険料関係	・保険料の口座振替・送金の手続きや案内に関するもの ・保険料のクレジットカード払いの取扱いに関するもの	794	13.1%
契約後手続き	・契約の解約手続きにおける遅延や説明不足に関するもの ・契約の名義や住所の変更における表記誤りに関するもの	1,552	25.7%
支払手続き	・入院等の給付金支払い手続きに関するもの ・入院等の給付金支払時における確認業務に関するもの	1,460	24.1%
その他・サービス	・募集人・担当者のアフターサービス不足に関するもの ・募集人・担当者の態度、マナーに関するもの	1,213	20.0%
2019年度合計		6,050	100.0%

お客さまの声を反映した商品・サービスなどの改善・開発の取組み

当社では、さまざまな形で「お客さま視点」に基づく業務改善の仕組みを構築しています。いただいた「お客さまの声」を活かして、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客さまの利便性向上につながる業務改善に取り組んでいます。

2019年度に実施した改善取組みの事例は次のとおりです。

お客さまの声	改善内容
給付金の支払いが遅い。	インターネット（『ひまわりスマート給付金請求』）や当社LINE公式アカウントからもご請求いただけるようになりました。 お取扱要件を満たす場合、パソコンやスマートフォンで『マイ リンククロス』（ご契約者向けWebサービス）またはLINE公式アカウントにアクセスし、必要項目を入力、領収証等の写真を添付すれば、その場で給付金請求手続きが完了でき、郵送でのご請求よりも早く給付金をお支払いできるようになりました。
電話での手続き・案内のやりとりは不便。	電話以外のコンタクト手段のひとつとして、LINEを使ったチャットサービスを開始しました。 第一弾として、給付金請求受付サービスで展開しています。
『ご請求に関するお知らせ』（※）が届いた翌日に『保険金・給付金等お支払い手続き完了のお知らせ』が届いた。別々に届くのが紛らわしい。	「一部非該当」や「請求勧奨」をご案内する場合、『保険金・給付金等お支払い手続き完了のお知らせ』に印字するようにしました。 なお、「解除」「免責」「全部非該当」など、お客さまにご理解いただくためより丁寧な対応が必要な事案は、引き続き『ご請求に関するお知らせ』を発送しています。
引き落としできなかった保険料を払い込むのに、コンビニまで出かけるのが大変。	コンビニのほか、ご自宅にいながらLINE Payやクレジットカードでもお支払いができるよう、『コンビニ払込票付併徴・再請求案内はがき』にＱＲコードを印字しました（スマートフォン、タブレット対応）。
同性パートナーを指定代理請求人に指定できないのは納得できない。	親族以外の財産管理を行う方、内縁関係の方や同性パートナーの方なども代理請求ができるよう、指定代理請求人の範囲を拡大しました。

※『ご請求に関するお知らせ』は、保険金・給付金等の査定の結果、ご請求いただいたとおりにお支払いできない場合等に、『保険金・給付金等お支払い手続き完了のお知らせ』に加えて、お送りしているものです。

■ カスタマーセンターのご案内

カスタマーセンターでは、ご契約いただいているお客さまからの各種お手続きやお問い合わせ、資料のご請求などを承っています。また、公式ウェブサイトの「ご契約者さま」ページで、各種お手続きのご案内や、書類のご請求ができるサービスなども行っています。ぜひ、ご利用ください。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客さまからのお問い合わせに親切・丁寧に誠意をもって対応させていただいています。

ご契約者さま向けウェブページ

お客さまのお役に立つ情報を、次の各ウェブページで、わかりやすくご案内しています。ぜひ、ご活用ください。

■「よくあるご質問」ページ
お問い合わせの多いご質問と回答を掲載しています。
https://faq.himawari-life.dga.jp/

■「お手続きのご案内」ページ
お手続きの流れや必要書類のご案内などを確認することができます。

■マイ リンククロス（Webサービス）
会員登録をしていただくと、いつでもご契約内容を確認することができます。また、各種お手続きも受け付けいたします。

■お手続きフォーム
各種お手続きや書類の取り寄せを受け付けいたします。

LINE公式アカウントによるチャットサービス

給付金請求書類の発送を承っております。一定の条件を満たす場合には、LINE上で請求手続きを完結いただけます。

24時間自動音声による対応

住所変更・保険料振替口座の変更・保険証券の再発行・解約などのお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下のお手続き、お問い合わせを承ります。

- ●保険金・給付金のご請求
- ●名義変更、受取人変更、改姓
- ●保険料振替口座の変更
- ●クレジットカードの変更
- ●ご契約内容の変更、解約
- ●ご契約内容のお問い合わせ
- ●住所変更
- ●保険証券の再発行
- ●保険料払込み方法の変更
- ●生命保険料控除証明書の再発行
- ●契約者貸付のお手続き
- ●その他お手続き

カスタマーセンター（通話料無料）

● オペレーターによるお問い合わせ窓口 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お手続き、お問い合わせ全般　0120-563-506　※契約者ご本人さまからお電話ください。

保険金・給付金請求のお手続き、お問い合わせ　0120-528-170　※契約者・受取人（請求権者）ご本人さまからお電話ください。

● 自動音声によるお手続き書類の送付受付 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

住所変更、保険料振替口座の変更、保険証券の再発行、解約、生命保険料控除証明書の再発行　0120-088-312

※生命保険料控除証明書の再発行は、10月上旬から翌年3月まで承ります。

● 公式ウェブサイトからのお手続き書類の送付受付

住所変更、保険証券の再発行、生命保険料控除証明書の再発行、給付金請求書類の郵送請求など

https://www.himawari-life.co.jp/customer/

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

■ 保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等を迅速かつ適時・適切にお支払いするとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などさまざまな場面において、お客さまへ適切かつ丁寧なご案内、ご説明を実施しています。

また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性の確保に全社をあげて取り組んでいます。

■ 保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の適切性確保の観点から、社内および社外からの管理監督や検証・牽制する体制の整備など、これまで取り組んできた業務改善策を永続的に推進していきます。

さらに、お客さまのご期待を上回るサービスの提供に向けて、お客さまの声をもれなく把握するとともに、支払業務工程を継続的に見直し、分析と検証を繰り返すことで、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図っていきます。

〈保険金等支払管理態勢図〉

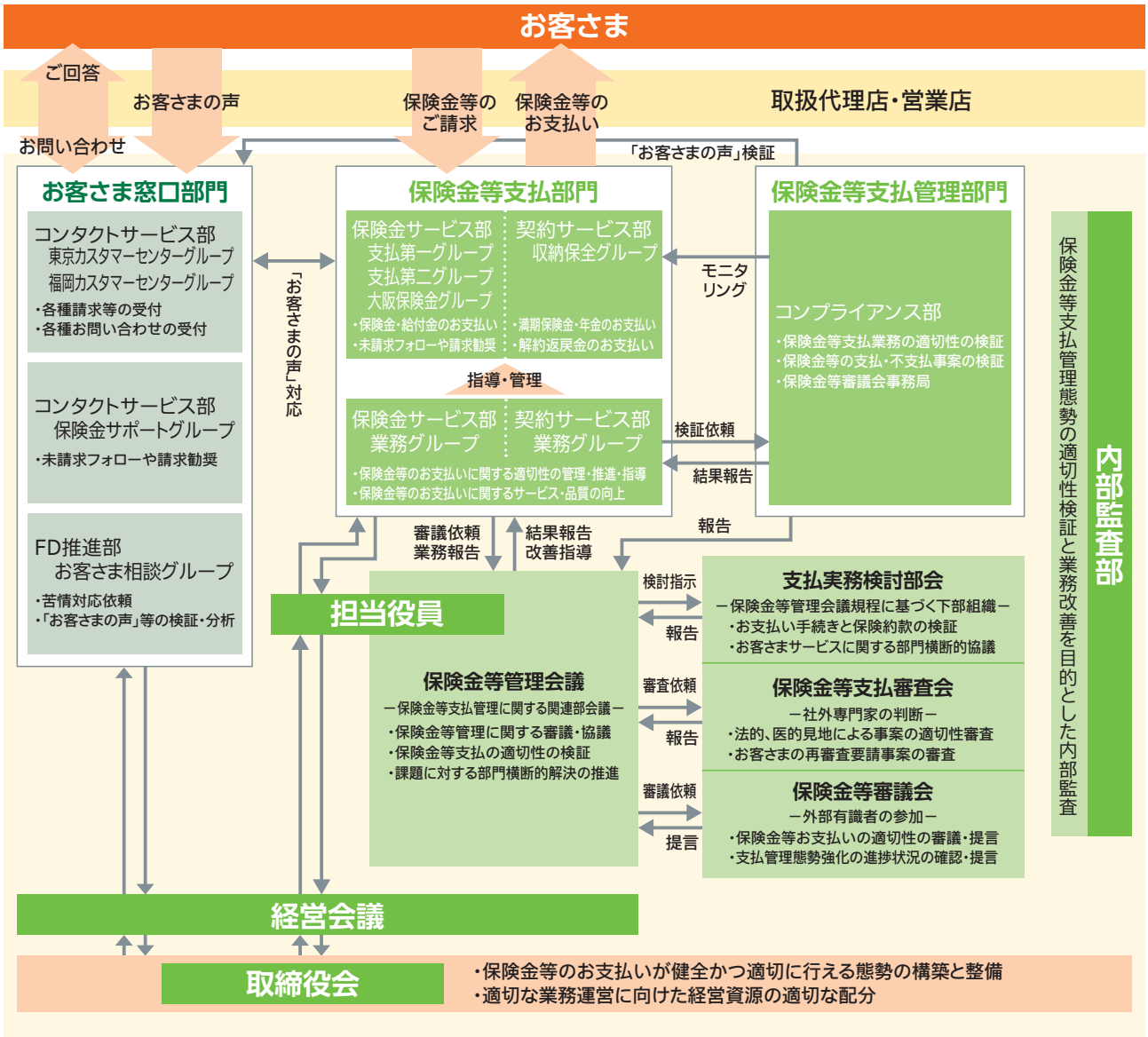

■ 保険金等のお支払い状況

2019年度に保険金等をお支払いした件数は434,726件(うち保険金26,043件、給付金408,683件)です。一方、お支払い対象とならなかった件数は14,900件(うち保険金238件、給付金14,662件)でした。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご契約の保険約款に基づき、医学的・法律的判断などをふまえて適切性を確保していきます。

〈保険金等をお支払いした件数・金額(2019年度)〉

(単位:件、百万円)

	保険金	給付金	合計
件　数	26,043	408,683	434,726
金　額	34,513	49,332	83,845

〈保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2019年度)〉

(単位:件)

お支払いできない理由	保険金	給付金	合計
詐欺による取消し	0	0	0
不法取得目的による無効	0	0	0
告知義務違反による解除	28	670	698
重大事由による解除	0	19	19
免責事由に該当	43	43	86
支払事由に非該当	167	13,852	14,019
その他	0	78	78
合計	238	14,662	14,900

■「お支払いできない理由」の説明

○詐欺による取消し
　お申込み時に、契約者または被保険者等による詐欺行為があった場合

○不法取得目的による無効
　保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合

○告知義務違反による解除
　お申込み時に、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知しなかった場合
　または告知した内容が事実と相違していた場合

○重大事由による解除
　保険金等をだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など

○免責事由に該当
　ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合

○支払事由に非該当
　ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

■ 内部統制の整備

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築しています。

内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOホールディングス株式会社（以下「HD」といいます。）の定めるSOMPOグループ（以下「グループ」といいます。）の経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの一員として業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に示します。

（2）HDとの間で経営管理契約を締結し、同社に対して適切に承認を求め、報告を行うとともに、グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を遵守します。

（3）グループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。また、当社の取締役等の職務の執行に係る事項をHDに報告する体制を整備します。

（4）経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会およびHDへの的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

（5）「SOMPOグループ　グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

（2）「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

（3）コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンスの推進体制・方法等について検討するとともに、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

（4）不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

（5）「SOMPOグループ お客さまの声対応基本方針」および「お客さま対応基本方針」に従い、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

（6）「SOMPOグループ お客さまサービス適正管理基本方針」に従い、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。

（7）「SOMPOグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。

（8）「SOMPOグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

（9）「SOMPOグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客さまの利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

（10）「SOMPOグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOグループ　ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

（1）HDが定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定するとともに、これらを社内で共有します。

（2）重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

（3）取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。

（4）規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

（5）「SOMPOグループ　IT戦略基本方針」に従い、ITマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。

（6）「SOMPOグループ　外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。

（7）「SOMPOグループ　資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。

（8）「SOMPOグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

（1）当社は、「SOMPOグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」に従い、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

（2）当社は、「SOMPOグループ　財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOグループ ディスクロージャー基本方針」に従い、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9−1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会事務局を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

（1）監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

（2）監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

（3）監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9−2. 監査役への報告に関する体制

（1）当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役（HD監査役を含む）の要請する報告を確実に行います。

（2）当社は、役職員が監査役（HD監査役を含む）に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

（3）監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

9−3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

（2）監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

（3）重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

（4）監査役の求めに応じて、HD監査役が当社監査役と連携する機会および当社の役職員から情報収集する機会を確保します。

（5）内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。

（6）監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

(1)内部統制システム(全般)

・当社は、内部統制を有効に機能させるためにグループ共通の基本方針のもと、取締役会においてそれらの運用状況を定期的に確認しながら関連する内部統制の改善を継続的に行っています。

(2)コンプライアンス

・当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針等を踏まえ、コンプライアンス・プログラムを策定し、そのプログラムに基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
・当社は、内部通報・内部監査等の制度を整備して、法令違反その他不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
・内部通報においては、社内に内部通報窓口を設けているほか、グループ全体の内部通報窓口として「総合ほっとライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
・当社は、不適切事象を把握したときは、適切に対応しています。
・当社は、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、コンプライアンスプログラムへの対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組みの妥当性の検証を行っています。

(3)戦略的リスク経営に関する体制

・当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
・当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
・当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、担当する役員を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。
・当社は、経営会議において、戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議を行っています。

(4)取締役職務執行体制

・当社は、経営方針、経営計画の策定等、会社の経営に重大な影響を与える事項については経営会議で十分に協議を行い、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。
・当社は、取締役会の監督機能強化を図るため、各取締役の年度目標について取締役会に報告し、取締役間での進捗の相互確認や意見交換を行っています。

(5)監査役の監査体制

・当社は、監査役監査の実効性を確保するため監査役会事務局を設けることとし、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを配置しています。
・当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、随時速やかに報告を行っています。
・当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
・当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等の情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
・当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、課題認識等について意見交換を実施しています。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

■ 利益相反取引の管理

当社は、「SOMPOグループ　利益相反取引管理基本方針」に基づき、当社または当社グループ金融機関が行う利益相反の恐れのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築します。

1. 管理対象取引の特定

(1)当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害される恐れが認められる場合、管理対象会社(SOMPOホールディングスおよび「別表」の当社グループ金融機関)は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

- お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
- お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
- 当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
- 当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為

(2)管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

2. 管理対象取引の管理

(1)管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。

ア　管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。

イ　管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。

ウ　管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。

エ　管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

(2)管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から5年間、これを保存します。

3. 管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

(1)管理対象取引を管理する部署(管理部署)および管理統括者を設置します。

(2)管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはSOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。

(3)上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分に沿って講じるべき措置の内容を決定します。

(4)利益相反管理方針の概要を公表します。

(5)役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。

(6)利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

別表

①	損害保険ジャパン株式会社
②	SOMPOひまわり生命保険株式会社
③	セゾン自動車火災保険株式会社
④	日立キャピタル損害保険株式会社
⑤	損保ジャパンDC証券株式会社

■ コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

コンプライアンス推進態勢

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備に関する「SOMPOグループ コンプライアンス基本方針」ならびに「SOMPOグループ　コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、適正な保険募集の確保および保険募集人の業務品質向上に向けた「保険募集管理基本方針」を定めています。

上記方針のもと、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてSOMPOグループの当該年度グループコンプライアンス推進方針を踏まえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部門の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、本社においては、コンプライアンス推進会議を設置して、部門横断での協議によるコンプライアンス推進状況の実態把握と分析を行うとともに、コンプライアンス統括部署（保険募集に関するコンプライアンス統括を含む）であるコンプライアンス部とコンプライアンス担当部門である本社各部が、連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業店におけるコンプライアンス推進および適正な内部管理態勢の構築・強化に向けて、統括部・営業部ごとに内部統制スタッフを配置するとともに、コンプライアンスに関して集中的に議論する場として、営業部門コンプライアンス推進会議を設置しています。

これらのコンプライアンス推進の取組みは、定期的に取締役会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。

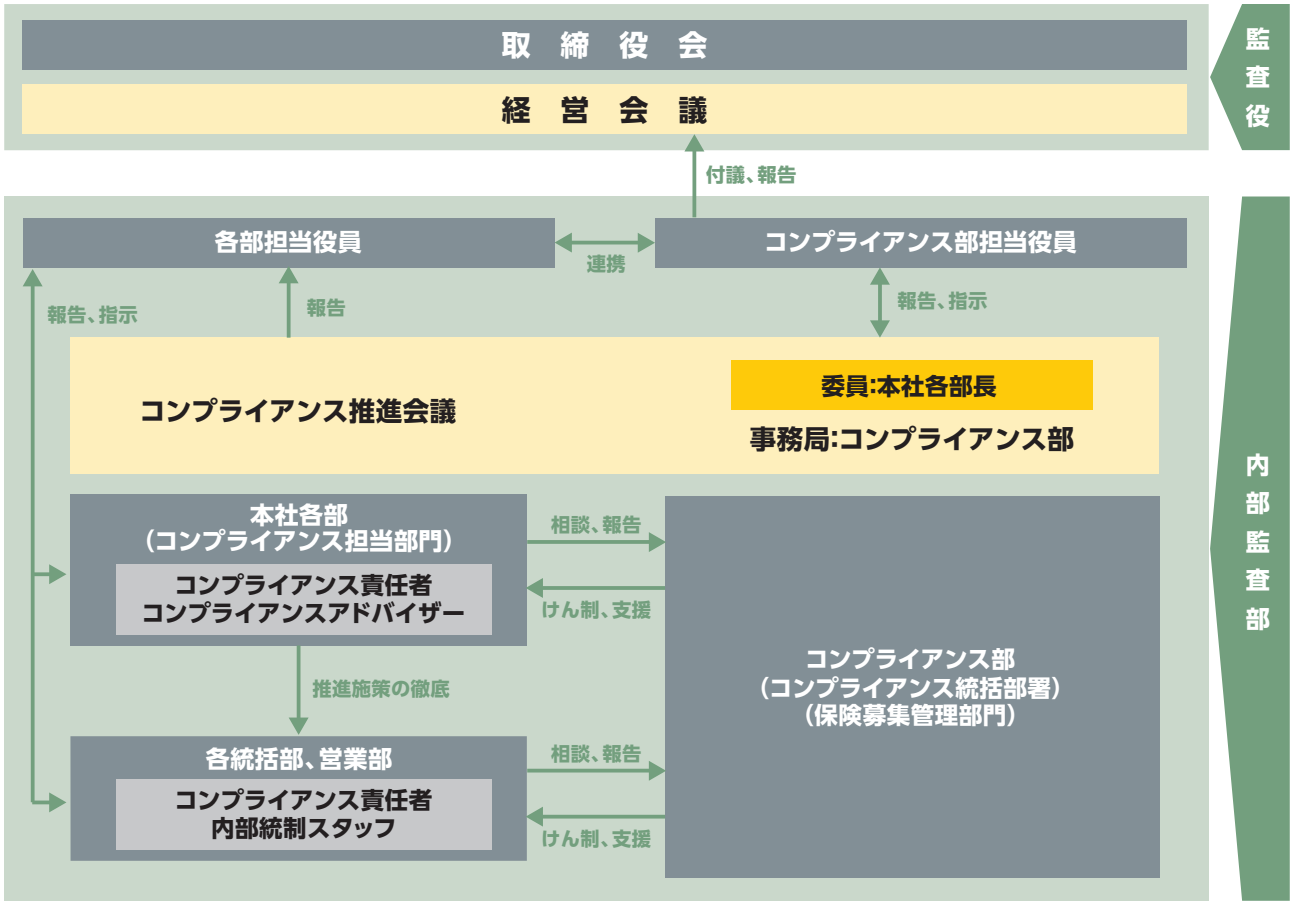

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

コンプライアンス推進の具体的取組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部室などから時宜に応じたコンプライアンスメッセージを継続的に発信するとともに、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を公開して研修などで活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のためにコンプライアンスミーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」（確認テスト）を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する取扱代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店コンプライアンスマニュアル」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」（P.46）を制定し、その周知・徹底を図っています。

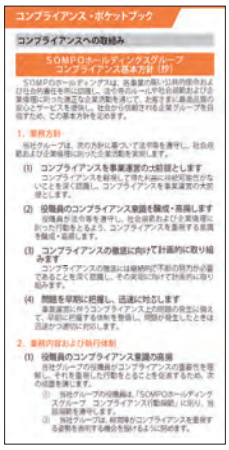

内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告自体ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口（ホットライン）」を設置し、運営しています。2019年度には、内部通報制度の実効性向上を円滑に図っていくため、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（※）の認証基準に沿って自己評価に取り組み、登録事業者として登録されました。

2019年度は、上記の窓口で23件の通報・相談を受け付け、関連部門間で連携し事実確認・調査など適切に対応しています。

※認証制度のシンボルマーク

Whistleblowing
Compliance
Management
System

SOMPOひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」（2000年法律第101号）に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

■保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めます。

■保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実に行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。

■ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧誘に努めます。

■ご高齢者に対する販売等にあたっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。

■変額保険等の投資性商品の勧誘にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

■わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。

■保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。

■お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。

■販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

■お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。

■保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。

■勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。

■お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の〔お問い合わせ窓口〕までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

0120-273-211 月曜～金曜 9:00～18:00
（土曜・日曜・祝日および12月31日～1月3日を除く）

取引時確認に関するお客さまへのお願い

生命保険会社では、犯罪収益移転防止法に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

■ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力対応基本方針

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体など、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社およびグループ会社は従来からこの問題には敢然と立ち向かっており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「SOMPOグループ　反社会的勢力対応基本方針」（P.164）を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断の取組みの一環として、2012年４月から、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。（団体保険については2012年10月から導入）

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項に次の内容を規定しています。

- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- 保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

■ お客さま情報の保護

当社は、「SOMPOグループ プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取扱いを実践するために、個人情報保護の方針として「個人情報保護宣言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。「個人情報保護宣言」は、当社公式ウェブサイト上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、SOMPOグループの一員として、「SOMPOグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドライン等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、SOMPOグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば、次に掲げる方法で個人情報を取得することがあります。

（取得方法の例）

- 保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- 各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- 一般社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の〈1〉から〈4〉まで、および4. に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

〈1〉生命保険業

（1）各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
（2）再保険契約の締結、再保険金の請求
（3）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
（4）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（5）代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
（6）各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
（7）当社が有する債権の回収
（8）市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
（9）問い合わせ・依頼等への対応
（10）その他保険に関連・付随する業務

〈2〉CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

〈3〉電話応対一通話録音

（1）お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
（2）ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
（3）電話応対を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

〈4〉その他

その他、上記〈1〉から〈3〉までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

〈1〉法令に基づく場合等、個人情報保護法第23条第1項に掲げる場合
〈2〉当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
〈3〉グループ会社・提携企業との間で共同利用を行う場合
〈4〉生保協会および生命保険会社等の間で共同利用を行う場合
〈5〉個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合

〈再保険契約について〉

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを国内外の再保険取引会社に提供することがあります。

4. 個人データの共同利用

〈1〉一般社団法人生命保険協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては当社のホームページをご覧ください。

〈保険契約等に関する情報の共同利用制度〉

・契約内容登録制度
・契約内容照会制度
・医療保障保険契約内容登録制度
・支払査定時照会制度

〈生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度〉

・募集人登録情報照会制度
・合格情報照会制度
・廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度
・変額保険販売資格者制度

〈2〉グループ会社との間の共同利用

（1）SOMPOホールディングス株式会社によるグループとしての経営管理業務の遂行のために、SOMPOホールディングス株式会社とSOMPOグループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

〈A〉SOMPOグループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報

〈B〉SOMPOグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

（2）－1 SOMPOグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とSOMPOグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

SOMPOグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

（2）－2 SOMPOグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断、データ分析等、お客さまへの付加価値向上に資する各種業務のために、当社とSOMPOグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

SOMPOグループ各社が保有する個人データ：

・氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容、アプリ等サービスの利用内容、位置情報、名刺情報（会社名、部署名、肩書き等を含む名刺から読み取れる情報）など、お取引に関する情報以外でSOMPOグループにご提供いただいた情報、その他対面・電話・WEB・電子メール・アプリ、第三者提供等の手段を含みSOMPOグループ各社が取得した情報

・お取引に関わらず、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、お問合せ内容など、お客さまがHPでの見積り試算や、コールセンターへのお問合せなどによってSOMPOグループ各社にご提供いただいた情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社

グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

(3)当社は、生命保険代理店等およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、当社とSOMPOホールディングス株式会社およびSOMPOグループ各社との間で、次のとおり、生命保険代理店等およびその従業者に係る個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目
氏名、住所、生年月日、生命保険代理店等またはその従業者の登録申請および届出に係る事項、その他生命保険代理店等またはその従業者の管理のための情報

B.共同利用するグループ会社の範囲
SOMPOホールディングス株式会社およびグループ会社
グループ会社の範囲はSOMPOホールディングス株式会社のホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者
SOMPOひまわり生命保険株式会社

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(注)センシティブ情報とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条」に定める機微情報(個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含みます)をいいます。

〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
〈4〉法令に基づく場合
〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報を作成する場合は、法令で定める基準に従い適正に加工します。作成したときは、加工方法等の安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を自ら利用するときは、作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為はしません。

(注)匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、個人情報保護法第2条第9項に定める匿名加工情報をいいます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等 の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、〈お問い合わせ窓口〉にお願いいたします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

8. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データの漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

9. 個人情報の取扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを国内外の他の事業者に委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

・保険証券等の発送に関する事務
・各種送付物の発送に関する事務
・情報システムの運用・保守に関する業務

10. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

（一社）生命保険協会　生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005　千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間: 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

11. 日本以外の在住者の個人情報の取り扱い

日本以外の在住者の個人情報について、当社から第三者提供先（上記3.）、委託先（上記9.）、共同利用先（上記4.）へ転送され、日本国または日本国外のサーバーに保存される場合があります。当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

顧客情報統括管理責任者
SOMPOひまわり生命保険株式会社
コンプライアンス部担当役員

〈お問い合わせ窓口〉

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。
ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。
その他の当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。
また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。
ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

SOMPOひまわり生命保険株式会社
〒163-8626　東京都新宿区西新宿6-13-1　新宿セントラルパークビル
フリーコール　0120－100－127
受付時間　9:00～18:00（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス　https://www.himawari-life.co.jp/

特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることはありません。

お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して

（取得方法の例）
・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用・第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

〈1〉法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

（1）保険取引等に関する支払調書等の作成事務
（2）報酬・料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
（3）不動産等取引に関する支払調書の作成事務
（4）その他法令に定められた個人番号関係事務

〈2〉法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

（1）激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
（2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「7. お問い合わせ窓口」にお願いいたします。

6. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

（一社）生命保険協会　生命保険相談室
TEL 03-3286-2648
〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
受付時間: 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

7. お問い合わせ窓口

当社は、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。
当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社
〒163-8626　東京都新宿区西新宿6-13-1　新宿セントラルパークビル
0120－100－127
受付時間　9:00～18:00（土曜・日曜・祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス　https://www.himawari-life.co.jp/

サイバーセキュリティに関する取組み

近年のインターネットの利用拡大やサイバー攻撃の高度化（手口の巧妙化）によって、サイバーテロの脅威が高まっています。当社では、サイバーセキュリティ対策を重要な経営課題と認識して、次のような取組みを通じてサイバーセキュリティ強化に取り組んでいます。

1.システム対策

外部からの不正アクセスによる情報漏えい等を防止するため、不正侵入防御システムやウィルス対策ソフト等を導入しています。また、お客さまの情報にアクセスできる者を必要最小限の範囲に限定し、漏えい等防止に努めています。

2.緊急時のための態勢整備

緊急時の対応態勢を整備し、社内にサイバーインシデント対応の専門班を設置するとともに、サイバー攻撃を受けた場合の報告ルートや対応手順を明確にしています。

3.社員への教育・訓練

情報セキュリティに関する意識向上と適切な管理を促進するため、従業者に対し、マニュアルや訓練による教育を定期的に実施しています。

戦略的リスク経営（ERM）

SOMPOグループの「戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としています。

当社は、グループの中核生命保険会社として、グループの利益目標の達成に貢献すべく、戦略的リスク経営を推進しています。

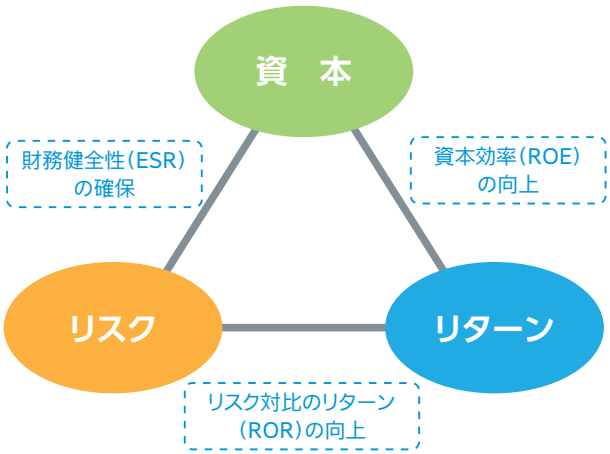

■ 戦略的リスク経営（ERM）に関する体制

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「SOMPOグループ ERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定めています。

当社は、「SOMPOグループ ERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営の枠組みや体制などを整備するとともに、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「グループ リスク選好」と整合的な事業計画およびリスクテイク計画を策定します。

社長は、経営会議の協議を経て、リスク許容度に関する対応方針を決定します。また、経営会議では、経営陣が当社のリスク状況を把握したうえで、リスク管理に関する重要な事項を審議し、適切な意思決定を行います。

リスク管理部は、戦略的リスク経営に係るリスク計測・評価・教育などを担い、リスク管理態勢の整備を推進しています。また、商品開発部門・資産運用部門などとは独立した組織として、業務執行を牽制する態勢を確保しています。各リスク管理担当部門は、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。

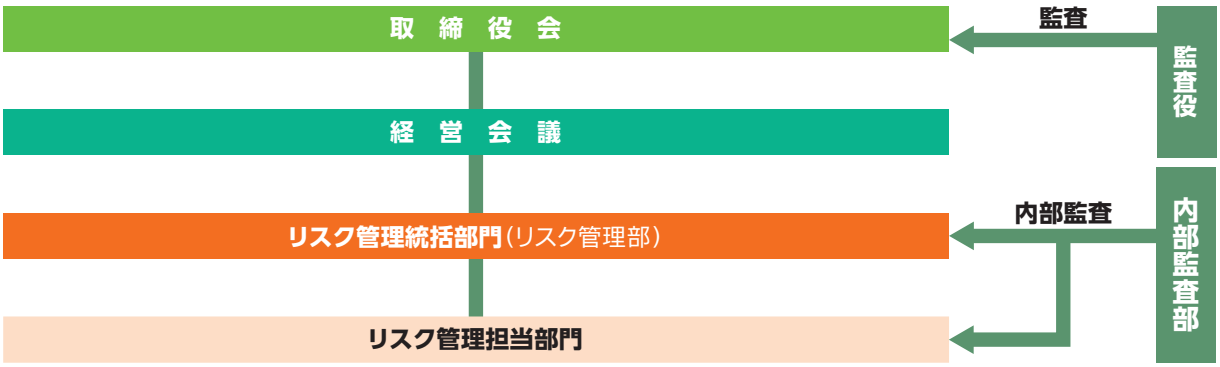

■ 戦略的リスク経営（ERM）の運営

戦略的リスク経営のPDCAサイクル

SOMPOホールディングスは、資本を有効活用するために、グループ全体を4つの事業単位（国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業）に区分し、各事業の成長性や収益性などをふまえて資本配賦を行っています。

当社は、「グループ リスク選好」に基づき事業計画を策定し（Plan）、配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行い（Do）、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ（Check）、必要に応じて事業計画の見直しなどを行う（Action）PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営することで、利益目標の達成を目指しています。戦略的リスク経営の運営では、グループ全体最適の観点から、資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールしており、商品開発、資産運用計画などの個別施策においても、経営の意思決定に活用しています。

リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

（1）重大リスク管理

「事業に重大な影響を及ぼす可能性があるリスク」を重大リスクと定義し、事業の抱えるリスクを網羅的に把握・評価しています。各重大リスクの管理態勢の十分性を確認し、リスクの状況を継続的にモニタリングします。管理が不足していると判断した場合には、責任者を定めて対応策を実施します。

また、「現時点では重大リスクではないが、環境変化などにより新たに発現または変化し、今後、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定め、重大リスクへの変化の予兆をとらえて適切に管理します。エマージングリスクは、損失軽減の観点だけでなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要であり、グループ横断でモニタリング、調査研究を進めています。

（2）自己資本管理

当社は、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを統一的な尺度（VaR：Value at Risk）で定量化したうえで、リスクと資本の状況を定期的にモニタリングし、リスク許容度に抵触する恐れが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

リスクの種類	内容
保険引受リスク	保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。 当社は、保険商品の開発または改定などを行う場合、商品企画部から独立した組織であるリスク管理部が保険事故発生率などに照らした保険料水準の適切性や会社業績・財務状況に及ぼし得る影響などを検証しています。また、保険事故発生率などの実績の把握・分析を行い、必要に応じて保険料率や販売方針の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。
資産運用リスク	資産運用リスクとは、金利、為替等の変動や信用供与先の財務状況の悪化などにより、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。 当社は、資産運用リスクモデルにより、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理しています。市場の変化に対し適時に対応できるよう、週次で資産情報を把握し、資産運用リスク量を計測しています。
オペレーショナル・リスク	オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理担当部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。 オペレーショナル・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客さまの信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理をしています。
流動性リスク	流動性リスクとは、新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、および巨大災害での多額の保険金支払いにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などで取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 当社は、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

戦略的リスク経営（ERM）

(3)ストレステスト

当社の経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して、必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

シナリオ・ストレステスト	大規模な自然災害や金融市場の混乱など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。
リバース・ストレステスト	リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめアクションに備えることを目的として実施しています。
感応度分析	主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握することを目的として実施しています。

(4)リミット管理

当社は与信リスク、出再リスクについてSOMPOホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度と整合的に設定したリミットをそれぞれ超過しないように管理しています。

システムリスクへの対応

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

インターネットの利用拡大やサイバー攻撃の手口の巧妙化によるサイバーテロの脅威が高まっており、当社はサイバー攻撃によるリスクについてシステムリスク管理計画のなかでシステム対策、緊急時のための態勢整備、社員への教育・訓練などに関して具体的な対策を定め定期的なモニタリングを行うとともに、重大リスクとして重点的に管理しています。

再保険に係る方針

当社は、リスク分散または収益安定の観点から、再保険を活用しています。

再保険取引においては、格付けをもとに信用力を重視して出再先を選定するとともに、特定の再保険会社に過度に取引が集中しないように、格付けに応じたリミットを設定して管理しています。

大規模災害等への対応

当社は、「SOMPOグループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、大規模自然災害や感染症などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として「業務継続体制構築基本規程」を定めています。

この規程に従い、災害や感染症などの危機発生から終息に至る有事に適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応を計画などに定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

生命保険契約者保護機構

■ 生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 ＝ 90% － {（過去5年間における各年の予定利率 － 基準利率）の総和 ÷ 2}
（注1）基準利率は、保護機構のホームページで確認できます。
（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合

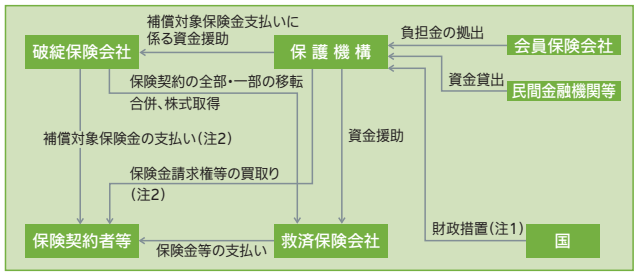

○救済保険会社が現れない場合

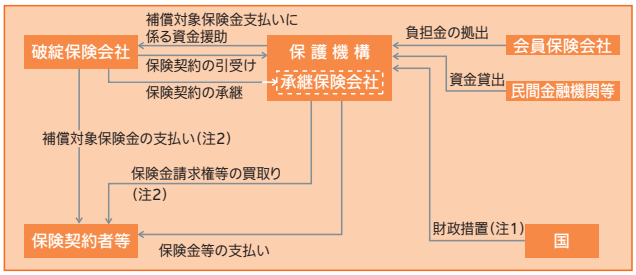

（注1）上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL.03-3286-2820　　ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/
〈月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時〉

役員一覧

■ 取締役

（2020年7月1日現在）

代表取締役社長
社長執行役員

オオバ　ヤスヒロ
大場　康弘

1965年9月30日生まれ

略歴

1988年 4月	安田火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2014年 7月	当社取締役執行役員経営企画部長
2016年 4月	当社取締役常務執行役員
2018年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員（現職） SOMPOホールディングス株式会社国内生命保険事業 オーナー執行役員
2018年 6月	SOMPOホールディングス株式会社国内生命保険事業 オーナー取締役
2019年 6月	同社国内生命保険事業オーナー執行役（現職）

取締役
執行役員

タムラ　カズヒサ
田村　和久

1965年7月18日生まれ

略歴

1990年 4月	日本火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2018年 4月	当社執行役員経理財務部長
2019年 4月	当社取締役執行役員（現職）

取締役
執行役員

ナカハラ　トオル
中原　徹

1967年6月15日生まれ

略歴

2017年 5月	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社 執行役員
2017年 7月	当社執行役員情報システム部長
2020年 4月	当社取締役執行役員経営企画部長（現職）

取締役
専務執行役員

ヨシカワ　コウイチ
吉川　浩一

1963年2月23日生まれ

略歴

1985年 4月	興亜火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2014年 4月	同社執行役員企業営業第七部長
2016年 4月	同社取締役常務執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 （現 SOMPOホールディングス株式会社）常務執行役員
2016年 6月	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 （現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役常務執行役員
2017年 4月	同社グループCACO取締役常務執行役員
2018年 4月	当社取締役専務執行役員（現職）

取締役
執行役員

カンノ　フミオ
菅野　文雄

1967年12月5日生まれ

略歴

2002年 5月	安田火災ひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2016年 4月	当社執行役員経営企画部長
2017年 9月	当社執行役員商品企画部長
2020年 4月	当社取締役執行役員商品企画部長
2020年 7月	当社取締役執行役員（現職）

取締役
（非常勤）

ツジ　シンジ
辻　伸治

1956年12月10日生まれ

略歴

1979年 4月	安田火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2008年 4月	同社執行役員カスタマーサービス部長
2009年 4月	同社常務執行役員
2011年 6月	NKSJホールディングス株式会社 （現 SOMPOホールディングス株式会社）取締役常務執行役員
2012年 4月	同社取締役専務執行役員
2014年 4月	同社代表取締役副社長執行役員
2016年 4月	当社取締役（現職）
2017年 4月	SOMPOホールディングス株式会社グループ CFO代表取締役副社長執行役員
2019年 1月	同社グループCOO兼グループCFO代表取締役副社長執行役員
2019年 4月	同社グループCOO兼グループCBO代表取締役副社長執行役員
2019年 6月	同社グループCOO兼グループCBO取締役代表執行役副社長（現職）

■ 執行役員

（2020年7月1日現在）

代表取締役社長
社長執行役員

オオバ　ヤスヒロ
大場　康弘

1965年9月30日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。

取締役
専務執行役員

ヨシカワ　コウイチ
吉川　浩一

1963年2月23日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。

常務執行役員

ノマ　カズコ
野間　和子

1960年7月28日生まれ

略歴

1979年 4月	安田火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2016年 4月	同社執行役員（兼）熊本支店長
2019年 4月	当社常務執行役員東京統括部長（現職）

取締役
執行役員

タムラ　カズヒサ
田村　和久

1965年7月18日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。

取締役
執行役員

カンノ　フミオ
菅野　文雄

1967年12月5日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。

取締役
執行役員

ナカハラ　トオル
中原　徹

1967年6月15日生まれ

略歴

取締役の欄をご参照ください。

執行役員

モリタ　トモユキ
森田　智之

1966年9月13日生まれ

略歴

1995年 6月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2016年 4月	当社執行役員営業企画部長
2017年 2月	当社執行役員営業企画部長兼トレーニングセンター室長
2018年 4月	当社執行役員保険金サービス部長
2020年 4月	当社執行役員関西第一統括部長（現職）

執行役員

シマザキ　コウイチ
島﨑　浩一

1963年5月18日生まれ

略歴

1997年 9月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2017年 4月	当社執行役員中国営業部長
2018年 4月	当社執行役員営業企画部長
2020年 4月	当社執行役員首都圏開発営業部長（現職）

役員一覧

執行役員

佐藤　孝司（サトウ　タカシ）

1965年12月8日生まれ

略歴

2000年 1月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2018年 4月	当社執行役員中国統括部長（現職）

執行役員

下川　亮子（シモカワ　リョウコ）

1971年8月15日生まれ

略歴

2016年 7月	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2019年 4月	当社執行役員人財開発部長
2020年 4月	当社執行役員 SOMPOホールディングス株式会社 ヘルスケア事業開発部 特命部長（現職）

執行役員

河合　佐知子（カワイ　サチコ）

1967年8月20日生まれ

略歴

1991年 8月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2020年 4月	当社執行役員事務改革推進部長（現職）

執行役員

中川　ゆう子（ナカガワ　ユウコ）

1972年10月15日生まれ

略歴

2016年 3月	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2020年 4月	当社執行役員事業企画部長（現職）

執行役員

岩切　健一（イワキリ　ケンイチ）

1967年1月26日生まれ

略歴

1995年 1月	アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2018年 4月	当社執行役員首都圏開発営業部長
2020年 4月	当社執行役員営業企画部長（現職）

執行役員

小林　滋（コバヤシ　シゲル）

1964年9月8日生まれ

略歴

1988年 4月	日本火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2020年 4月	当社執行役員コンプライアンス部長（現職）

執行役員

邨上　英彰（ムラカミ　ヒデアキ）

1969年3月16日生まれ

略歴

1997年11月	アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社 （現 SOMPOひまわり生命保険株式会社）入社
2020年 4月	当社執行役員人財開発部長（現職）

■ 監査役

（2020年7月1日現在）

常勤監査役

オオヤマ　ケイゾウ
大山　敬三

1959年12月21日生まれ

略歴

1983年 4月	安田火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2016年 4月	同社執行役員関東本部長
2018年 6月	当社監査役（現職）

常勤監査役

コンドウ　ミツヒロ
近藤　充弘

1961年1月23日生まれ

略歴

1984年 4月	安田火災海上保険株式会社 （現 損害保険ジャパン株式会社）入社
2016年 4月	当社執行役員関東営業部長
2018年 4月	当社取締役常務執行役員
2020年 4月	当社顧問
2020年 6月	当社監査役（現職）

監査役

ヨシダ　ナオコ
吉田　尚子

1966年7月17日生まれ

略歴

1989年 4月	株式会社サンリオ入社
1999年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
2000年 4月	澤井法律事務所 弁護士
2008年 4月	山本・吉田法律事務所 弁護士（現職）
2020年 6月	当社監査役（現職）

MEMO

CSRの取組み

企業の社会的責任（CSR） …… 65
グループCSR重点課題 …… 65
「SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標」達成へ向けた取組み …… 66
SDGs達成へ寄与する取組み事例 …… 66
CSRの取組み …… 67

CSRの取組み

■ 企業の社会的責任（CSR）

当社では、環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

SOMPOグループでは、「グループCSRビジョン」に基づき、デジタル技術の活用や新たな事業・サービスの展開によって、既存のビジネスモデルやグループ全体の事業ポートフォリオの変革を進めます。「安心・安全・健康のテーマパーク」へのトランスフォーメーションを通じて新たな価値を創造することで、レジリエントでサステナブルな社会の実現を目指します。

グループCSRビジョン

SOMPOグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。また、常に一歩先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエントで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

■ グループCSR重点課題

SOMPOグループでは、2015年に国連が定めた「持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」などの国際社会の動向などをふまえて、グループCSR重点課題を見直しました。「安心・安全・健康に資する最高品質のサービスの提供を通じてレジリエントで持続可能な社会に貢献する」というCSRビジョンに基づき、グループが取り組むべき5つの重点課題を特定しました。また、重点課題に取り組むにあたって、グループの強みを活かした取組みを推進するために、3つの重点アプローチを定めました。

5つの重点課題

	目指す姿
1 防災・減災への取組み	防災・減災に資する商品・サービスなどの提供やさまざまな組織との協働プロジェクトを展開し、人々が安心・安全に暮らせる社会の実現に貢献している。
2 健康・福祉への貢献	質の高い介護・ヘルスケアサービスなどの提供や健康・福祉の増進に資するプロジェクトを展開し、あらゆる人々がよりよく生活できる社会の実現に貢献している。
3 地球環境問題への対応	気候変動への適応と緩和、生物多様性の保全などにバリューチェーンで対処し、新しいソリューションを提供することで、持続可能な社会の実現に貢献している。
4 よりよいコミュニティ・社会づくり	社会貢献活動や地域の文化振興に資する活動などを通じ、ステークホルダーからもっとも信頼される企業グループとして、よりよいコミュニティ・社会の実現に貢献している。
5 ダイバーシティの推進・啓発	基本的人権を尊重し、多様な個性を認め、ダイバーシティを推進することで、社員を含めたステークホルダーが活躍できる社会の実現に貢献している。

3つの重点アプローチ

1. 金融機能やデジタル技術などを活かした革新的な商品・サービスの提供
2. 人材育成を意識したNPO／NGOなどをはじめとするさまざまなステークホルダーとの連携
3. 継続的に支援し、培ってきた文化・芸術を通じた取組み

■「SDGs（エスディージーズ）持続可能な開発目標」達成へ向けた取組み

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月、国連サミットにおいて採択された、2030年までに世界で達成すべき17の社会的課題に対する目標です。公式合意文書の第67段落では、「創造性とイノベーションを持つ企業の参画を要請する」と明記されるなど、SDGs 達成において企業の役割が期待されています。

■ SDGs達成へ寄与する取組み事例

SOMPOグループでは、SDGs 達成に向けてさまざまな取組みを実施しています。
次ページより当社の取組みを紹介します。

5つの重点課題	SDGsへの主な貢献	
①防災・減災への取組み	3 11 13	
②健康・福祉への貢献	1 3	
③地球環境問題への対応	7 13 15	17
④よりよいコミュニティ・社会づくり	4 9 12 16	
⑤ダイバーシティの推進・啓発	5 8 10	

CSRの取組み

■ CSRの取組み

重点課題1　防災・減災への取組み

交通事故の削減

実施項目は、当社社員を対象とした安全運転講習をより充実させるべく、入社後3年間毎年行われる社内研修等において交通事故について取り上げる、交通事故多発者に自動車教習所での講習受講を義務付ける、運転経験の浅い社員が安全運転講習を受講するための支援を行うなど、社員の交通事故削減に向けた意識向上を図っています。

また、2019年度より自動ブレーキシステム車載やドライブレコーダー車載車両を導入し、社員の防災・減災、地域の方の安心・安全に資する取組みを実施しています。

つながる SDGs

重点課題2　健康・福祉への貢献

わたしらしい「健康」をサポートする「リンククロス」ブランド

「リンククロス」とは、2016年9月に立ち上げた健康サービスブランドです。健康に関するアプリや商品を提供し、“いざというときに保険金をお支払いする”だけでなく、“病気にならないように支援する”などお客さまと一生涯つながり、お客さまの健康維持・増進を後押しすることを目指しています。

Linkx siru リンククロス

私の健康を支える情報アプリ
リンククロス シル

Linkx aruku リンククロス

いつもの道が楽しくなるお散歩アプリ
リンククロス アルク

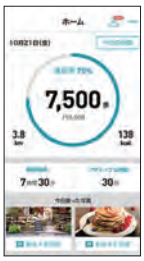

つながる SDGs

Insurhealth®:インシュアヘルスの提供

当社は、保険本来の機能（Insurance）に、健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせ、お客さまが健康になることを応援する、従来にない新たな価値「保険＋健康（Insurhealth®）」を提供しています。

つながる SDGs

「ひまわりラウンジ～サンテリエ～」

当社は、生命保険のその先、お客さまに一生涯寄り添う「健康応援企業」への変革を目指しており、そのためにはまず社員自らが健康になることが大切であると考え、健康経営を重要な会社戦略と位置づけて取り組んでいます。「ひまわりラウンジ～サンテリエ～」は健康経営の一環として、「健康的な食事の提供」「休養スペースの快適性向上」「運動の促進」など社員の健康応援を具現化した空間としています。

また、グループ会社であるSOMPOチャレンジド株式会社※が清掃などでひまわりラウンジの運営に参加し、障がいのある人とともに、いきいきと働く空間を目指します。

※障がい者が強みを活かしながら働くことができる環境を実現するため、2018年4月2日に創設されたグループ会社です。

つながる SDGs

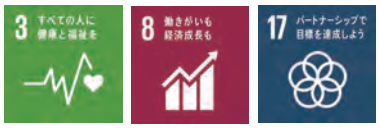

RUN伴（ラントモ）への参加

RUN伴とは、認知症当事者の方と一緒にタスキをつないで全国を縦断するイベントです。グループ会社のSOMPOケア株式会社と当社が中心となって2019年の9月から11月の2か月間開催し、多くの社員が参加することで認知症当事者の方と交流するとともに、認知症の商品、サービスをお客さまにお届けするうえでの理解を深めました。

つながる SDGs

「認知症サポーター養成講座」の開催

高齢化が進むなか、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族へ適切な対応を行うことは、お客さまへのサービスの品質向上およびよりよい社会の実現につながると考えています。また当社は、2018年10月に『笑顔をまもる認知症保険』を発売しており、社員に向けての認知症への理解を促進しています。

2019年度は新たに145名の社員が「認知症サポーター養成講座」に参加し、約500名の代理店向けに全国で認知症サポーター養成講座を開催しました。認知症サポーターの数を増やし、より安心・安全・健康な社会の実現を目指します。

※認知症サポーターとは厚生労働省が推奨する事業で、講座を通じて、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく支援することを目的としています。

つながる SDGs

CSRの取組み

ピンクリボンフェスティバル2019への特別協賛

当社は、乳がんをはじめとする女性特定がんを重点保障する「リンククロス ピンク（無解約返戻金型女性用がん診断保険）」と乳がんの早期発見から罹患後までトータルでサポートするサービスの提供を行っています。当社は、乳がん啓発活動である「ピンクリボン運動」の取組みの一つである「ピンクリボンフェスティバル2019」への特別協賛を行いました。また、ピンクリボンフェスティバルへの協賛が3年目となる2019年は、乳がん啓発活動の幅を広げ「ピンクリボンスマイルウオーク神戸」へ初協賛しました。今後も当社は、乳がんの早期発見・重症化予防を支援し、自分らしく復帰できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

つながる SDGs

日本赤十字社「献血」への協力

日本赤十字社を通して輸血を必要としている方々に血液を届けるため、2014年から本社ビルで毎年、献血イベントを開催しています。

2019年度は約140名の社員が献血に参加しました。献血された血液は、けがの治療で使用される輸血用血液製剤や、がんや白血病、再生不良性貧血などの治療のために使用されます。

つながる SDGs

新宿福祉作業所によるパンの販売

本社ビルにて、月に一度、近隣にある新宿福祉作業所が製造したパンの販売を行っています。

新宿福祉作業所は障がい者の就労支援施設で、主に知的障がいを持つ方々が日々いろいろな作業を行いながら、地域社会に参加しています。障がい者の方が、自分たちで製造したパンを自分たちで販売することにより、外部の人と触れ合う有意義な経験となっています。毎月必ず3つは新作パンを出すなど、工夫を凝らした焼きたてパンが10種類ほど並ぶほか、当社のキャラクター“ポンポン”の焼印が入った蒸しパンも販売しています。毎回販売開始前から社員が列を作り、短時間で完売するほどの人気です。

つながる SDGs

2019グリーンリボン ランニング フェスティバルへの協賛

当社は、臓器移植・先進医療といった経済的に負担の大きい保障に特化した保険「リンククロス コインズ（臓器移植医療給付金付先進医療保険）」を販売しています。また、移植医療の啓蒙活動の支援と、スポーツを通じて健康について考えるきっかけとなることを目指す「グリーンリボン ランニング フェスティバル」に2017年より協賛しています。10月14日、駒沢オリンピック公園陸上競技場で行われた本イベントには、当社社員50名以上がリレーに参加したほか、健康サービスブランド「リンククロス」のPRのためにブースを出展、会場内を盛り上げました。今後も当社は移植医療の啓蒙活動を支援してまいります。

つながる SDGs

骨髄・末梢血幹細胞のドナーへのサポート

当社は骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）に対して手術給付金をお支払いしています。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髄・末梢血幹細胞移植があります。しかしながら、同移植を受けるには、骨髄・末梢血幹細胞のドナーと白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万分の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髄・末梢血幹細胞を提供するには、「精神的な負担」（家族の説得・手術への不安等）・「経済的な負担」（入院にともなう休業損失）・「身体的な負担」（手術のリスク）などがあり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われています。例えば「経済的負担」に関しては、ドナーの方の入院費用は受容者側（移植を受ける人）の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髄・末梢血幹細胞の採取には入院が必要で、この入院のために仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代などの間接費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者が骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払い※することで、ドナーの方の「経済的負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようにしました。この手術給付金は、新規のお客さまだけではなく、すでにご契約いただいているお客さまにも保険料の変更なく適用されます。

当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客さまの思いをサポートしていきたいと考えています。

※骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術による手術給付金のお支払いの対象となるのは、責任開始日（または復活日）から起算して１年経過後の採取術です。また、手術給付金のお支払いは骨髄幹細胞の採取術と末梢血幹細胞の採取術を通算して１回を限度とします。

つながる SDGs

CSRの取組み

重点課題3　地球環境問題への対応

Web約款の導入

当社は、2020年5月よりWeb約款を導入し、紙・エネルギー使用量の削減、環境への配慮に加えて、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。

※Web約款とは、公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「契約概要・注意喚起情報 ご契約のしおり・約款」です。

つながる SDGs

重点課題4　よりよいコミュニティ・社会づくり

「リンククロス」と地域の繋がり

当社と全国の複数の自治体が提携し、お散歩アプリ「リンククロス アルク」を活用した市民の健康づくりの推進にむけて取り組んでいます。また、東京都が作成しているウォーキングマップやウォーキングのコツなどを掲載しているポータブルサイト「TOKYO WALKING MAP」とリンククロスが連携し、「リンククロス アルク」上でも「TOKYO WALKING MAP」に掲載しているコースが閲覧可能となっています。この取組みにより「リンククロス アルク」が「東京都オープンデータアプリコンテスト2018」において入賞しました。

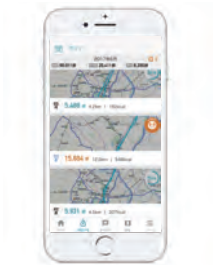

つながる SDGs

子どもたち向けの金融教育

当社では、「子どもたちへの金融教育」をテーマに全国の小学校で社員が教師となり「保険とお金」の授業を行っています。

また、YouTube上では当社キャラクターを用いて楽しくお金について学べる動画を展開しています。

動画リンク先：
https://www.youtube.com/watch?v=qdH1qsEK-_4

朝日新聞社が発行している「おしごと年鑑」においても子どもたち向けに生命保険会社の取組みを紹介しており、お金の便利さ、生命保険の役割を伝えることで、持続可能な社会の実現に向けた人づくり、教育に貢献しています。

出典元:おしごと年鑑2019年版

つながる SDGs

重点課題5　ダイバーシティの推進・啓発

ダイバーシティ人事

当社では、2016年度からスタートした中期経営計画において、『健康応援企業』への変革を目指し、『健康経営』『働き方改革』とならび、『ダイバーシティ』を重要な経営戦略として位置づけています。若手社員がチャレンジできる環境を整え、2019年4月には、31歳の最年少支社長が誕生しました。また、当社の人事戦略の骨子である「年齢・性別・経歴にとらわれない人事運営」を具現化し、2020年4月時点において4名の女性執行役員を登用し、これまで進めてきたダイバーシティ人事を加速させています。

つながる SDGs

Femtech（フェムテック）調査

当社では、2019年11月より健康に関する調査・研究・情報発信チームとして「SOMPOひまわり総合健康応援団」を発足し、さまざまな調査を行っています。そのなかで以前より当社が注目していた「女性の健康」を軸に、世界的に注目を集める“Femtech（フェムテック）”（女性の健康問題をテクノロジーで解決する分野）についての調査・リリースを行いました。全国の女性1,000名に対し、調査を行い調査結果をもとに新たな健康応援商品・サービスの開発や健康経営の取組みを強化し、すべての女性がいきいきと健康に生きられる社会を作っていくことを目指していきます。

つながる SDGs

手話・筆談サービス導入

当社では、耳や言葉の不自由なお客さま向けの手話、筆談による電話受付サービスを実施しています。

つながる SDGs

MEMO

商品・サービス体制について

ご契約の流れ …… 75
保険金・給付金のお支払いまでの流れ …… 76
お申込みに際してのお客さまへの情報提供 …… 77
情報開示 …… 79
販売チャネルのご案内 …… 80
商品ラインアップ …… 81
SOMPO 健康・生活サポートサービス …… 86
介護サポートサービス …… 86
教育・研修の概略 …… 87

商品・サービス体制について

■ ご契約の流れ（お申込手順～ご契約の成立についてご案内します）

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。

標準的な「ご契約の流れ」と「お渡しする書類等」を記載しています。

ご契約の流れ		お渡しする書類等
権限明示・個人情報の取扱い	生命保険募集人の権限、お客さまの個人情報の取扱いについてご説明いたします。	■ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）
ご意向の確認	お客さまのご意向や保険提案に必要な情報をお聞かせください。	■パンフレット ■ご意向を確認する書類
プランの提案	お客さまのご意向に沿ったプランをご提案し、わかりやすくご説明いたします。	■パンフレット ■保険設計書
最終のご意向の確認とプランの確定	プラン確定に際し、お客さまの当初のご意向を振り返るとともに、最終のご意向に沿ったプラン内容であることをご確認いただきます。	■ご意向を確認する書類
重要事項の説明	確定したプランの細やかな内容と特にご注意いただきたいことを、わかりやすくご説明いたします。	■ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報） ■「Web約款」
意向確認・申込手続き	お申込みいただくご契約内容とお客さまのご意向が一致していることをご確認のうえ、ご署名ください。	■意向確認（お客さま控） ■申込（お客さま控） ■口座振替依頼書（ネット口座振替受付サービスを利用した場合は不要です。）など
告知手続き	告知に関する重要事項をご確認のうえ、お客さまの健康状態などを告知ください。 ※医師による診査が必要な場合もあります。	■告知サポート資料 ■告知書
保険料の取扱い	当社では、「責任開始期に関する特約」を取り扱っています。同特約を付加する契約の場合、お申込み時に「第1回保険料充当金」をお払込みいただく必要がなく、原則として契約成立後に口座振替等により「第1回保険料」をいただきます。	※「責任開始期に関する特約」を付加された場合は、「保険料等領収証」は発行いたしません。 ※保険料の領収が必要な場合は、お客さまに当社所定の口座へ振込みをご案内いたします。
お申込みの受付 お申込内容のチェック	当社でお申込書類の内容確認などを行います。	※ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）は、「Web約款」より「契約概要」「注意喚起情報」を抜粋した冊子です。 ※「Web約款」とは、公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「契約概要・注意喚起情報　ご契約のしおり・約款」のことをいいます。お客さまのご要望により「ご契約のしおり・約款」冊子でのご提供も可能です。
お引受けまたはお引受条件の決定	お引受けの可否を決定いたします。 告知いただきました内容などによりお引受けに条件を設定させていただく場合は、別途お客さまのご承諾をいただきます。	
ご契約の成立 保険証券のご確認	ご契約の成立後に「保険証券」をお送りいたします。 ※後日、当社が委託した者が、お申込内容や告知内容などについて、ご登録いただいた電話番号あてにご確認の電話を入れさせていただく場合があります。	■保険証券

≪クーリング・オフ制度について≫

「責任開始期に関する特約」を付加している契約の場合、保険契約の申込日※から、15日以内に、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができ、書面の発信時（15日以内の消印有効）に、お申込みの撤回等の効力を生じます。この場合には、お払込みいただいた保険料は全額お返しいたします。

※「責任開始期に関する特約」を付加していない契約の場合は、次のとおりです。

- クレジットカード扱のご契約
  申込日、またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
- クレジットカード扱以外のご契約
  申込日、または、第1回保険料充当金の領収日（契約者直接振込の場合は着金日）のいずれか遅い日
  ただし、次の場合にはお申込みの撤回等をすることができません。
- 当社が指定した医師の診査を受診された場合
- 債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合
- ご契約者が事業のために事業契約としてお申込みをされた場合

■ 保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

1 お客さま

カスタマーセンター（0120-528-170）までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求にあたり、被保険者さまについて以下の内容をお伺いいたします。速やかに正確なお手続きができるよう、ご連絡いただく前にご確認ください。

■被保険者さまが亡くなられたとき
1.お電話いただいた方のお名前・亡くなられた方（被保険者さま）とのご関係
2.保険証券番号
3.被保険者さまのお名前
4.亡くなられた日
5.亡くなられた原因（病名または事故の内容など）
6.亡くなられる前の入院・手術の有無と、ある場合はその詳細
7.受取人さまのご連絡先（必要書類のお送り先住所）

■被保険者さまが入院・手術・通院などをされたとき
1.お電話いただいた方のお名前・被保険者さまとのご関係
2.保険証券番号
3.被保険者さまのお名前
4.病名または事故の内容
5.入院・手術・通院などについての詳しい内容
・入退院日や入院予定日
・正式な手術名と手術日（正式な手術名は主治医にご確認ください）
・通院日や通院日数など
6.受取人さまのご連絡先（必要書類のお送り先住所）

入院・手術・通院などの給付金のご請求の場合、公式ウェブサイトでのお手続きも可能です。※所定の条件があります。（https://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyu/）

2 SOMPOひまわり生命

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

○ご請求に必要な書類とともに「保険金・給付金 お手続きガイド」をお届けします。
○当ガイドには保険金等をお受け取りいただける事例といただけない事例などを具体的に記載しています。
公式ウェブサイトにも掲載しています。（https://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyu/notes/guide/）

3 お客さま

ご請求に必要な書類をご提出ください。

○必要書類（請求書、診断書など）をお取り揃えいただき、当社あてにご提出ください。
○ご請求の内容によって必要書類は異なります。

4 SOMPOひまわり生命

ご請求内容を確認します。

○書類が到着しましたら、請求書や診断書の内容などを確認させていただきます。
○治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。（確認する場合は、あらかじめご連絡いたします。）

5 SOMPOひまわり生命

保険金・給付金をお支払いします。

○ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金をお支払いします。
○支払手続き後にお支払い内容の明細をお送りします。

6 お客さま

お支払い内容をご確認ください。

○お支払い内容の明細が届きましたら、内容をご確認ください。

ご留意いただきたい事項

○受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求（人）特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です。（同特約が付加されていない場合は別途ご相談ください。）
○ご提出いただいた書類に記入もれや、必要書類の不足があった場合には、お支払いまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先
カスタマーセンター保険金・給付金請求ダイヤル
0120−528−170

商品・サービス体制について

■ お申込みに際してのお客さまへの情報提供

保険商品の内容を正しくご理解いただくための取組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなご要望にお応えするため、当社は商品を幅広くご用意しています。

ご契約のお申込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性を十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、お客さまにとって重要な情報や詳細な情報を、次の方法でご提供、ご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申込みいただけるよう取り組んでいます。

(1)契約概要

ご契約のお申込みを行おうとする保険商品の内容について、お客さまにご理解いただくために必要な情報(保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)』として保険募集時に必ずご説明し、『ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)』冊子をお渡ししています。

(2)注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、お客さまに特にご注意いただきたい情報(お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)について、健康状態などの告知について、保険金・給付金などをお支払いできない場合など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)』として保険募集時に必ずご説明し、『ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)』冊子をお渡ししています。

(3)Web約款

『Web約款』とは、公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「契約概要・注意喚起情報　ご契約のしおり・約款」のことをいいます。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、そのなかで特に留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

お客さまのご要望により「ご契約のしおり・約款」冊子でのご提供も可能です。

(4)パンフレット

お客さまがご契約のお申込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※お客さまにとって不利益となる情報のご提供

当社では生命保険のお申込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について十分にご理解いただけなかったために、不利益をこうむることのないよう、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益となる情報のご提供やご説明を徹底しています。

「告知義務違反」や「保険金・給付金などをお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる情報については、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「Web約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。

(5)保険種類のご案内

お客さまのご要望にもっとも適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内(特約のご案内)」をご用意しています。

お客さまのご意向（ニーズ）とご提案内容の一致をご確認いただくための取組み

お客さまのご要望・ご意向（ニーズ）とご提案内容（保険種類、保険期間、保険金額、保険料など）が一致していることをご確認いただくため、当社では、以下の取組みを行っています。

①取扱者が、お客さまのさまざまなご意向を都度正確に把握して商品プランをご提案し、最終的なご意向を把握します。

②その最終的なご意向に基づき、「申込手続き」に入ります。

③最終的にご提案内容がお客さまのご意向（ニーズ）に一致していることを、お客さまと募集人がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等をいただきます。

④その手続きの結果を「お客さま控」として、お客さまに交付することにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、「意向確認」の内容をご確認いただけるようにしています。

告知の大切さをご理解いただくための取組み

ご契約のお申込みに際し、お客さまからいただく「告知」は、ご契約のお引受けやその後の保険金・給付金などをお支払いする際の大切な情報となります。

そのため、正しく告知いただけなかった場合には、ご契約が解除となったり、保険金・給付金などがお支払いできなくなるなど、お客さまにとって不利益が生じてしまうことがあります。

当社では、この大切な「告知」について、お客さまに不利益が生じないようにするため、ありのままを正確にもれなく告知いただけるよう、次の（1）から（3）の取組みを行っています。

（1）告知サポート資料

「告知書」の表紙に、告知をいただく前に必ずご確認いただきたい「告知書ご記入前の重要事項」、「告知忘れが多い事例」や「告知書の記入例」などをまとめた「告知サポート資料」を記載しています。

この「告知サポート資料」を使用して、お客さまに告知忘れが生じないようにするため、「告知」にあたってのポイントを具体的にご説明するなど、お客さまから正確な「告知」をいただけるよう取り組んでいます。

（2）お客さま控

お客さまからいただいた告知の内容を「お客さま控」として交付することにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、お客さまに告知いただいた内容をご確認いただけるようにしています。

（3）【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

「告知」に関するご不明な点は、お客さまから直接ご照会いただける以下のフリーダイヤルをご用意しています。

【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口
0120−526−805
○受付時間／月～金　9:00～18:00
（土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く）

お申込内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取組み

ご契約のお申込みをいただいた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取組みを行っています。

（1）意向確認、申込、告知の「お客さま控」

ご契約のお申込みをいただいたお客さまには、ご意向（ニーズ）やお申込内容などを、ご契約後にもご確認いただけるよう、意向確認、申込、告知などの申込手続き内容の「お客さま控」を交付しています。

（2）「保険証券」とその同封書類（ご契約内容確認のお願い）

ご加入いただいたお客さまには、「保険証券」とともに「ご契約内容確認のお願い」を同封させていただき、保険証券に記載された内容に誤りがないか、お客さまご自身にもご確認いただいています。

商品・サービス体制について

■ 情報開示

お客さまをはじめとして数多くの皆さまに当社をご理解いただくため、積極的な情報の開示に努めています。

SOMPOひまわり生命の現状 2020

当社の事業内容や決算内容などを取りまとめた冊子です。公式ウェブサイトにも掲載しています。

契約者総合案内

ご契約の内容、保険金等のご請求方法、当社からの最新の商品・サービスの内容をご確認いただき、確実にサービスをお届けすることを目的に、全てのご契約者さまにお届けしています。

公式ウェブサイト

当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などを公式ウェブサイト上で提供しています。

■ 販売チャネルのご案内

販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客さまの保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客さま一人ひとりに最適な保障をご提案する「コンサルティングセールス」を推進しています。一方で保険本来の機能(Insurance)だけでなく、健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせた新たな価値「Insurhealth®(インシュアヘルス)」を提供する、「健康応援企業」への変革を目指しています。「保険商品」や「コンサルティングセールス」という既存のサービスに加え、「健康」をテーマにした新たな価値の提供を、次の3つの販売チャネルからお客さまへお届けしています。

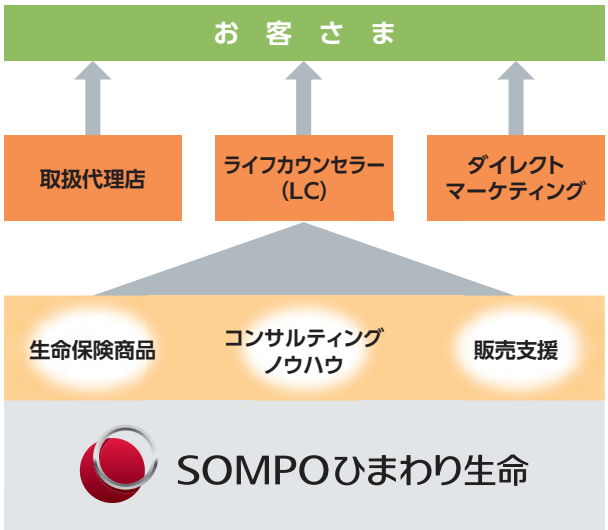

(1)取扱代理店

多様化するお客さまニーズや各種リスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。生命保険・損害保険の販売を主な業務とし、お客さまへ最適な保険商品をご提案する保険代理店、さまざまな金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社取扱代理店としてお客さまに大きな安心をお届けしています。

また、お客さまのニーズをとらえるうえで、常に最適な保険提案やアフターフォローを行い、お客さまの健康に資する有益な情報・サービスを提供できる募集人をHLアドバイザー※と認定し、お客さまに安心と満足を実感いただける体制を拡充してまいります。このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を取扱代理店として登録、育成することにより、本来の専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛まで、幅広くお客さまニーズにお応えしています。

※当社の認定要件を満たした高品質な募集人です。

(2)ライフカウンセラー(LC)

ライフカウンセラーは、「ライフカウンセラーシップ※」に基づき活動する精鋭の営業社員です。生命保険を軸として、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識をもつライフカウンセラーが、お客さまをとりまく環境、家族構成、将来設計などさまざまな観点からコンサルティングを行い、お客さま一人ひとりに適した生命保険を提案しています。

また、お客さまに適切なサポートやアドバイスを提供しつづけるために、絶えず知識の習得に努めています。

ライフカウンセラーは生命保険のプロフェッショナルとして、生涯にわたってお客さまとそのご家族の人生をサポートし、安心と感動をお届けしつづけることを目指しています。

※ライフカウンセラーの行動理念を示したもの

(3)ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客さまにお届けしています。通信販売には、クレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式と、インターネットなどへの広告出稿による募集代理店を介さない直販方式があります。いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送でお手続きできます。また、一部商品ではインターネット上でお申込手続きが可能です。

募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを遵守し、さらなる高品質の安心をより便利にお届けすることを目指しています。

商品・サービス体制について

■ 商品ラインアップ

《Insurhealth®商品の開発》

当社は商品・サービスを通じてお客さまが健康になることを応援する健康応援企業として、保険本来の機能（Insurance）に健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた、従来にない新たな価値「Insurhealth®」を提供しています。当社が販売しているInsurhealth®商品には次のものがあります。

『じぶんと家族のお守り』（無解約返戻金型収入保障保険）

当社は、2018年4月にInsurhealth®の第一弾として、『じぶんと家族のお守り』を発売しました。収入保障保険は、万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができ、残された家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返れい金がない分、割安な保険料でご加入いただけます。

さらにご契約時の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合した場合、「健康体料率特約」を付加することができ、通常の保険料に比べて割安になります。またご契約時に「健康体料率特約」を適用されなかった方でも、加入時から一定期間内に当社の定める基準に適合した場合、以降の保険料が割安になるとともに加入時からの保険料差額相当額を受け取れる「健康☆チャレンジ!」制度を導入しました。

仕組図

ご契約例
40歳男性
年金支払保証期間：2年
保険期間：60歳満了
保険料払込期間：60歳払済
基準年金月額：30万円

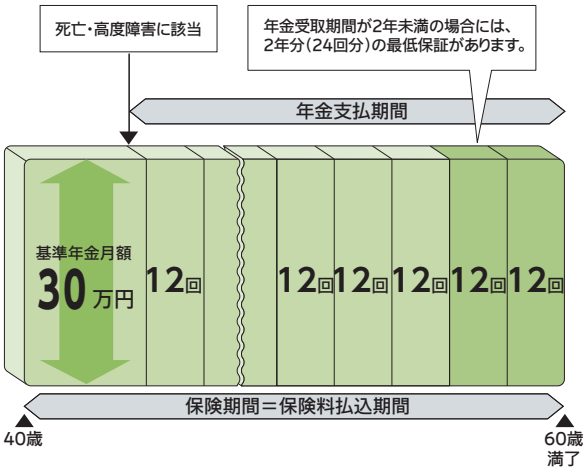

『リンククロス ピンク』（無解約返戻金型女性用がん診断保険）

当社は、2018年8月にInsurhealth®の第二弾として、『リンククロス ピンク』を発売しました。

『リンククロス ピンク』は女性特定がんを重点保障するインターネット販売専用商品です。

がんと診断確定された場合にがん診断給付金を受け取れます。また、がんに罹患されていない場合は、2年ごとにがん無事故給付金を受け取れます。お客さまにはがん無事故給付金を活用した乳がん検診サポートサービスを受けていただくことができます。

仕組図

ご契約例
30歳 女性
保険料払込方法：クレジットカード扱・月払
保険期間：終身
保険料払込期間：終身払
基準診断給付金額：100万円

契約日（※1）以後に到来する2年ごとの契約応当日の前日末までに、がん診断給付金のお支払い事由に該当していないとき、がん無事故給付金をお支払いします。

※1 契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日です。

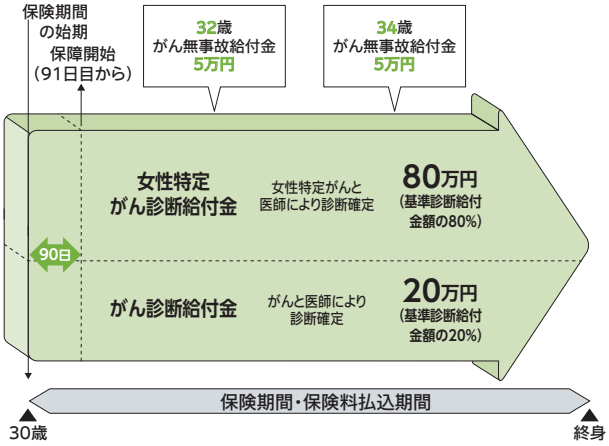

『笑顔をまもる認知症保険』（限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険）

当社は、2018年10月にInsurhealth®の第三弾として、『笑顔をまもる認知症保険』を発売しました。『笑顔をまもる認知症保険』は業界初※となる軽度認知障害を保障する認知症保険です。

この保険は認知症・軽度認知障害への備えや骨折やケガ・所定の感染症による万一の保障を確保できる保険です。初めて軽度認知障害と診断確定された場合は「軽度認知障害一時金」を、初めて認知症と診断確定された場合は「認知症一時金」を受け取れます。

「限定告知介護一時金特約」を付加すれば、公的介護保険制度の要介護１以上と認定された場合などに介護一時金を受け取れます。

「限定告知介護年金特約」を付加すれば、公的介護保険制度の要介護３以上と認定された場合などに介護年金を終身にわたり受け取れます。

また、軽度認知障害・認知症の予兆把握や認知機能低下を予防するための情報提供・サービス紹介等を行う認知症サポート「SOMPO 笑顔倶楽部」などのサービスを通じて、認知症の予防から介護までを一貫してサポートします。

※2018年10月発売時当社調べ

仕組図

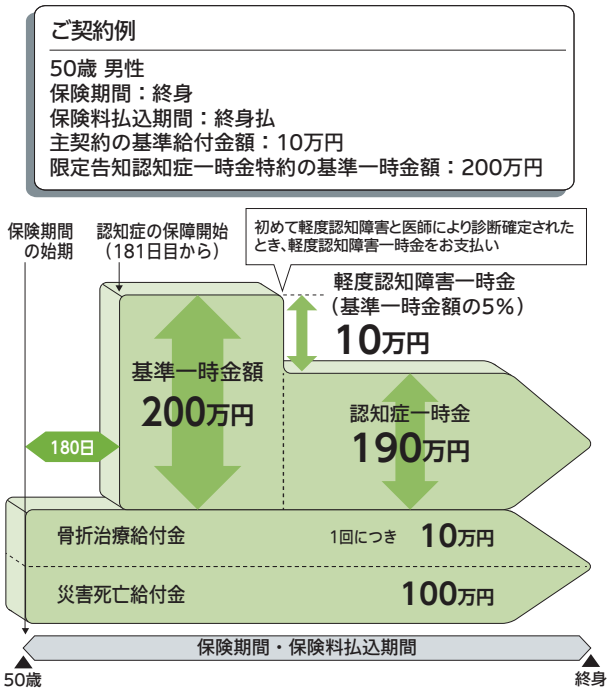

『ナインガード』（無解約返戻金型総合生活障害保障保険）『ナインガードプラス』（総合生活障害保障保険）

当社は、Insurhealth®商品の第四弾として経営者向けの保険『ナインガード』を2019年3月に、『ナインガードプラス』を2019年7月に発売しました。

この商品は、企業が事業を維持していくうえで、経営者に起こりうる働けなくなるリスクを、今までにない広い範囲でカバーすることで、企業の永続的発展を支えます。

七大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）による所定の事由・所定の就労不能状態・所定の要介護状態・所定の高度障害状態に該当した場合、総合生活障害保険金を受け取れます。

ナインガードプラスでは死亡されたときに死亡給付金をお支払いします。

また「郵送血液検査キット」を最大３回、無償で提供するサービスも行っており、経営者の健康増進・疾病予防への取組みをサービスを通じてサポートすることで、お客さまが健康であり続けることを応援します。

仕組図（ナインガード）

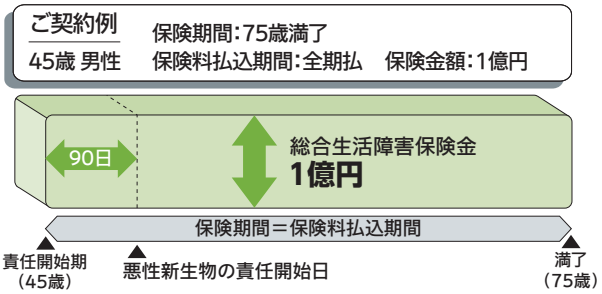

仕組図（ナインガードプラス）

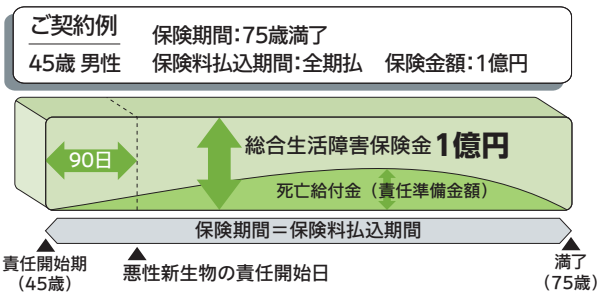

商品・サービス体制について

『糖尿病の方の医療保険 ブルー』（糖尿病患者向一時金給付医療保険）

当社は2019年12月にInsurhealth®商品の第五弾として、『糖尿病の方の医療保険ブルー』を発売しました。本商品は、40歳～69歳の糖尿病患者の方を対象とした保険期間5年のインターネット専用商品です。病気やケガによる入院、手術を保障するほか、測定対象期間中にHbA1c値が7.5％未満となった場合に、HbA1c管理支援還付金をお支払いします。還付金の受け取りを目標に、長期的な糖尿病治療の継続的な管理を促し、重症化や合併症の予防につながるよう考えた商品です。また、糖尿病患者の方向けのアプリケーション「シンクヘルス」と連動することで、ペーパーレスかつ速やかな還付金のお支払いを実現したほか、薬を飲む時間を知らせるスマートフォンのリマインダー機能、HbA1c値の管理機能など、商品・サービスの一体提供を実現しております。さらに、保険契約満了時に告知なしで他の医療保険※に移行することができます。

※「他の医療保険」は以下のとおりです。

・限定告知型の医療保険

・通常の医療保険。ただし、つぎの①②をすべて満たす場合に限ります。

①保険期間中に入院一時金および手術給付金の支払いがないこと

②満了直前１年間にHbA1c値が7.5％未満となったことがあること

仕組図

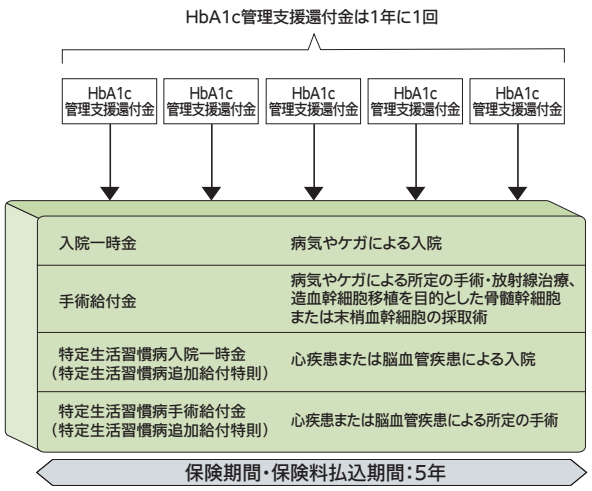

各測定対象期間※にHbA1c（ヘモグロビン・エイワンシー）値が7.5％未満となったことがある場合、各測定対象期間の満了時にHbA1c管理支援還付金をお支払いします。

※「測定対象期間」とは、契約日以後に到来する1年ごとの契約応当日の前日までの1年間のことをいいます。

『無配当特約付総合福祉団体定期保険』

当社は、2020年3月にInsurhealth®商品の第六弾として、従来の無配当特約付総合福祉団体定期保険をリニューアルしました。

この商品は、企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。また、配当がないため配当がある総合福祉団体定期保険と比べて割安な保険料で備えることが可能です。

「健康経営割引特約」により、経済産業省が実施している健康経営優良法人認定を受けている企業または当社所定の基準を満たしている企業は、保険料の割引を受けることができます。従業員の健康管理を経営的視点から考える「健康経営」への取組みを本特約を通じてサポートすることで、企業および従業員が健康であり続けることを応援します。

仕組図

ご契約例

保険期間１年/保険金額・給付金額：全員一律

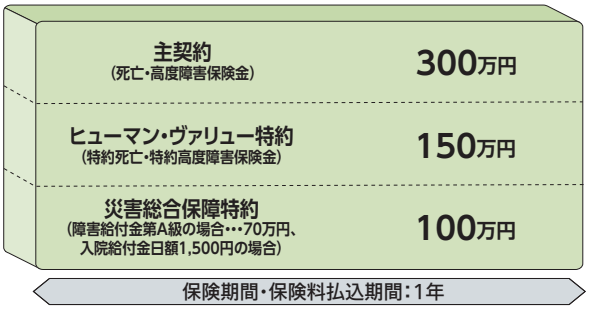

『健康をサポートする医療保険　健康のお守り』（医療保険（MI−01）終身タイプ）

当社は終身保障の医療保険のパイオニアとして、1993年からお客さまの立場に立った商品改定を重ねてきました。このたび、2020年6月にInsurhealth®商品の第七弾として、従来の医療保険をリニューアルし、『健康をサポートする医療保険　健康のお守り』を発売しました。本商品は、病気やケガによる入院・手術・死亡の基本保障に加え、生活習慣病の重症化を予防するための保障、がん保障、生活保障、介護保障等さまざまな特約の新設により、お客さまのニーズにあわせた設計が可能です。

仕組図

ご契約例

40歳男性
死亡保険金不担保特則付加
医療保険（MI−01）B型・60日型
保険期間：終身
保険料払込期間：終身払
入院給付金日額：10,000円

＜新設する特約（一部抜粋）＞

特約名称	内 容
医療用健康回復支援給付特約（特定投薬治療給付型）	脳血管疾患や心疾患といった重度疾病につながる生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・高血糖症）の投薬治療を開始したときに、給付金をお支払いします。投薬治療を開始したタイミングで回復支援のための給付金をお受け取りいただけるだけではなく、「生活習慣病の基礎知識」、「生活習慣の改善方法」を学び習慣化するためのサービス提供を行う等、生活習慣病の予防・重症化予防という新たな価値を提供する特約です。
医療用保険料免除特約	従来の医療用特定疾病診断保険料免除特約とは別に、保険料免除の事由を拡大した新たな特約です。①七大疾病※（がん（上皮内がん含む）、心疾患、脳血管疾患、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）②就労不能で所定の事由に該当したとき以後の保険料の払い込みを免除します。
医療用抗がん剤治療給付特約	抗がん剤治療を受けた場合、支払事由に該当する月ごとに給付金をお支払いします。公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療だけでなく、自由診療抗がん剤治療（通算12か月限度）も保障の対象となります。
医療用総合生活障害保障特約	①七大疾病※（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）②就労不能③要介護④高度障害で所定の事由に該当した場合に、特約年金支払期間満了まで毎月、総合生活障害年金をお支払いします。
医療用介護年金特約	要介護３以上と認定された場合、または、当社所定の要介護状態・高度障害状態に該当した場合、終身にわたって介護年金をお支払いします。

※医療用保険料免除特約と医療用総合生活障害保障特約で保障内容が異なります。

商品・サービス体制について

《当社おすすめのその他商品》

当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

『リンククロス コインズ』（臓器移植医療給付金付先進医療保険）（白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付）

当社は、2016年9月20日に月々500円の保険料で加入できるインターネット販売専用商品「臓器移植医療給付金付先進医療保険」（ペットネーム『Linkx coins（リンククロスコインズ）』）を発売しました。

この保険は、経済的負担の大きい治療に対する保障に特化した商品です。被保険者が先進医療による療養（白内障を原因とする療養は除きます）を受けたときの先進医療給付金（更新前後の保険期間を通じて2,000万円まで保障）と先進医療一時金、および所定の臓器移植を受けたときの臓器移植医療給付金（1,000万円）をお支払いします。

保険期間は1年です。保険期間の満了後、健康状態にかかわらず年齢の上限なく自動的にご契約を更新します。

また、医療技術の発展や普及への貢献を目的として、販売件数に連動した金額を、先進医療や臓器移植に関連する機関や団体に寄付しています。

仕組図

ご契約例

40歳男性
保険期間・保険料払込期間:1年
保険料払込方法:クレジットカード扱・月払
保険料:500円

先進医療給付金	先進医療による療養（白内障を原因とする療養は除く）	先進医療にかかわる技術料相当額	
先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養	がんを原因とする療養1回につき 10万円 がん以外を原因とする療養1回につき 5万円	
臓器移植医療給付金	所定の移植術	1,000万円	

自動更新（上限年齢なし）

保険期間・保険料払込期間

ご契約（40歳）　自動更新（41歳）

■ SOMPO 健康・生活サポートサービス

■健康・医療や介護に関することから、法律や税務に関するご相談まで皆さまの健康と生活をサポートするサービスです。
■当社の保険契約にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族（2親等以内）の方がご利用いただけます。
■SOMPO 健康・生活サポートサービスは、SOMPOグループで共同運営するサービスです。

SOMPO 健康・生活サポートサービス

▶健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、さまざまなご相談に経験豊富な看護師など専門医療スタッフが電話でお応えします。

▶医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

▶専門医相談サービス（予約制）

「健康・医療相談サービス」でお応えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。また、ご希望があれば、セカンドオピニオンを受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

●人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送をします。

●PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問の受付や、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送をします。

●郵送検査 紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスを優待料金でご紹介します。

▶介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

▶法律・税務・年金相談サービス（予約制）

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

▶家事代行紹介サービス

ご家族の急な入院やケガなどでお困りのときや、出産や単身赴任で手が回らないときに、家事代行サービス事業者をご紹介します。
※当社独自のサービスです。

▶セキュリティサポート紹介サービス

ホームセキュリティ、空き家等の管理、ご高齢者向けサービスなど、セキュリティ関連商品をご紹介します。
※当社独自のサービスです。

■ 介護サポートサービス

■有料老人ホーム等をはじめリフォーム、配食サービスをご紹介します。
介護を必要とするご本人とご家族をサポートするサービスです。
■申込日および契約日が令和2年6月1日以前の介護一時金特約にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族（2親等以内）の方がご利用いただけます。

介護サポートサービス

▶有料老人ホーム等紹介サービス

全国のSOMPOグループの介護施設から、ご予算や地域等のニーズに合った有料老人ホーム等を一部を除き優待にてご紹介します。

▶リフォームサービス

介護が必要な方でも安心して生活いただけるように、広くて段差の少ない浴室や段差をなくした間取り等へのリフォームをサポートします。

▶配食サービス

管理栄養士が塩分やカロリーに配慮して設計したお弁当・お惣菜を、お客さまの担当スタッフがご自宅までお届けします。

※2020年7月現在の内容です。サービス名称等が変更になる可能性があります。

商品・サービス体制について

■ 教育・研修の概略

当社は、お客さまからの幅広いご相談・ご要望に対して、最適な保障・サービスをご提案できるよう、取扱代理店・社員の教育・研修に取り組んでいます。

2017年2月にお客さまに安心と満足を実感いただくために、お客さまのニーズを捉えたうえで、常に最適な保険提案やアフターフォローを行い、お客さまの健康に資する有益な情報・サービスを提供できる募集人「ＨＬアドバイザー」を輩出する社員育成や、営業社員の代理店対応力と専門性の強化を行うための専門組織としての「トレーニングセンター室」を設置しました。

2017年度から始まったトレーニングセンター室による営業社員研修には、営業社員のほとんどが参加しました。2020年度はさらに営業社員の営業力を強化するために個々の業務・特性に則した様々な教育を行い、お客さま本位の行動が実践出来る社員の育成を推進しています。

そして、HLアドバイザーやビジネスパートナーである取扱代理店を通じてお客さまへ最高品質の安心をお届けします。

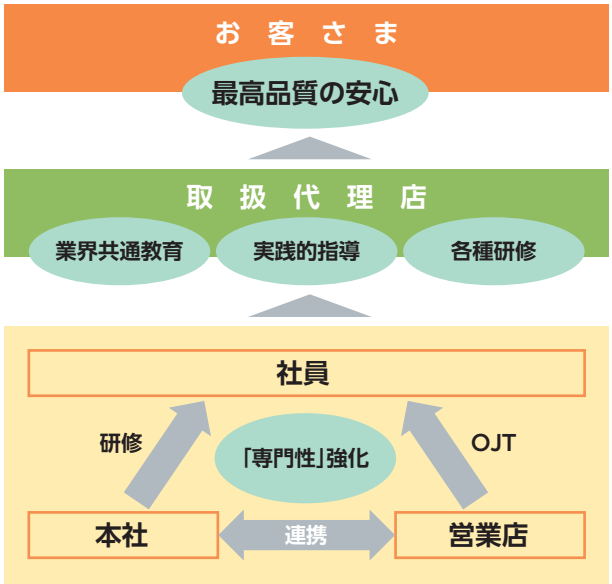

代理店教育・研修

業界共通教育に加え、当社独自の実践的指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス教育などを各種研修、e-ラーニング、ツール類の提供により実施しています。

◎業界共通教育の流れ

◎当社独自の教育

◆お客さま本位の業務運営を実現する実践的指導
当社営業店の社員による日常指導のなかで、お客さまの課題発見から、その解決策の提案にいたるまでのロールプレイングをはじめとした実践的指導を実施しています。また、ＴＶ会議システムを活用した研修後の活動フォローやトレーニングも行っています。

◆各種ツール・テキスト類の提供
生命保険に限らず、お客さまの課題解決を目的としてさまざまな周辺知識までを含んだ各種ツール・テキストを提供し、取扱代理店指導や社員自らの自己研鑽を促進しています。

社員教育・研修

多様な職種・経歴の社員一人ひとりの成長を引き出すことを目的に、さまざまな教育プログラムを実施しています。

◎各種研修

キャリアアップに応じてその役職に求められる知識や能力を身につけるために階層別の研修を実施しています。また、営業部門においては、最高品質の募集人を育成できる社員を目指し、実践的なアウトプット型の研修を全育成プログラムに組み込み、今までにないひまわり生命のスタンダードとなる人財育成体制を早期に構築していきます。

◎OJT

職場内での教育を支援することを目的にOJTサポーター制度を導入しています。職場全員が教育担当者（OJTサポーター）になることで、職場内で教え学び合い、組織で社員の能力を高める環境を構築しています。

◎自己啓発

資格取得支援、通信教育、e-ラーニング、教育ツールの提供により、社員一人ひとりの専門性を高める教育に取り組んでいます。

e-ラーニング

当社は、取扱代理店・社員・ライフカウンセラーの教育にe-ラーニングを活用しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習（教育）システムです。

e-ラーニングの導入により、インターネット環境があればパソコンのほかスマートフォン、タブレットでいつでも、どこでも、何度でも必要な研修を自主的に受けることができ、きめ細やかな教育を実現しています。

たとえば、取扱代理店向けには生命保険募集人のさらなる品質向上を目指し、継続・反復的に学習ができるようさまざまなコンテンツを提供しています。また、社員・ライフカウンセラー向けとして自学自習用のコンテンツ提供やお客さま対応力を強化するためのトレーニング、コンプライアンステストの実施などに活用しています。

MEMO

MEMO

MEMO

データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

Ⅰ. 保険会社の概況および組織
1. 沿革 …… 95～96
2. 経営の組織 …… 97～98
3. 店舗網一覧 …… 99～100
4. 資本金の推移 …… 101
5. 株式の総数 …… 101
6. 株式の状況 …… 101
(1)発行済株式の種類等 …… 101
(2)大株主 …… 101
7. 主要株主の状況 …… 101
8. 会計監査人の名称 …… 102
9. 従業員の在籍・採用状況 …… 102
10. 平均給与(内勤社員) …… 102
11. 平均給与(営業職員) …… 102

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容
1. 主要な業務の内容 …… 103
2. 経営方針 …… 103

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況
1. 直近事業年度における事業の概況 …… 104
2. 契約者懇談会開催の概況 …… 104
3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および苦情からの改善事例 …… 104
4. 契約者に対する情報提供の実態 …… 105
5. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法 …… 105
6. 社員・代理店教育・研修の概略 …… 105
7. 新規開発商品の状況 …… 105
8. 保険商品一覧 …… 105～109
9. 情報システムに関する状況 …… 109
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 109

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 110

Ⅴ. 財産の状況
1. 貸借対照表 …… 111～120
2. 損益計算書 …… 121～122
3. キャッシュ・フロー計算書 …… 123～124
4. 株主資本等変動計算書 …… 125～126
5. 債務者区分による債権の状況 …… 127
6. リスク管理債権の状況 …… 127
7. 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 127
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) …… 128
9. 有価証券等の時価情報(会社計) …… 129～133
10. 経常利益等の明細(基礎利益) …… 134
11. 会社法による会計監査人の監査 …… 135
12. 金融商品取引法に基づく監査証明 …… 135
13. 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性 …… 135
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容 …… 135

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等
1. 主要な業務の状況を示す指標等
(1)決算業績の概況 …… 136
(2)保有契約高および新契約高 …… 136
(3)年換算保険料 …… 136
(4)保障機能別保有契約高 …… 137～138
(5)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高 …… 138
(6)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 …… 139
(7)契約者配当の状況 …… 139～140
2. 保険契約に関する指標等
(1)保有契約増加率 …… 141
(2)新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険) …… 141
(3)新契約率(対年度始) …… 141
(4)解約失効率(対年度始) …… 141
(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約) …… 141
(6)死亡率(個人保険主契約) …… 141
(7)特約発生率(個人保険) …… 142
(8)事業費率(対収入保険料) …… 142
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 142
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 142
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 143
(12)未収受再保険金の額 …… 143
(13)第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 143

3. 経理に関する指標等
(1)支払備金明細表 …… 144
(2)責任準備金明細表 …… 144
(3)責任準備金残高の内訳 …… 145
(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) …… 145
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 …… 145
(6)契約者配当準備金明細表 …… 146
(7)引当金明細表 …… 146
(8)特定海外債権引当勘定の状況 …… 146
(9)資本金等明細表 …… 147
(10)保険料明細表 …… 147
(11)保険金明細表 …… 147
(12)年金明細表 …… 147
(13)給付金明細表 …… 148
(14)解約返戻金明細表 …… 148
(15)減価償却費明細表 …… 148
(16)事業費明細表 …… 148
(17)税金明細表 …… 149
(18)リース取引 …… 149
(19)借入金残存期間別残高 …… 149
4. 資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況 …… 150～151
(2)運用利回り …… 151
(3)主要資産の平均残高 …… 152
(4)資産運用収益明細表 …… 152
(5)資産運用費用明細表 …… 153
(6)利息および配当金等収入明細表 …… 153
(7)有価証券売却益明細表 …… 153
(8)有価証券売却損明細表 …… 154
(9)有価証券評価損明細表 …… 154
(10)商品有価証券明細表 …… 154
(11)商品有価証券売買高 …… 154
(12)有価証券明細表 …… 154
(13)有価証券残存期間別残高 …… 155
(14)保有公社債の期末残高利回り …… 155
(15)業種別株式保有明細表 …… 156
(16)貸付金明細表 …… 157
(17)貸付金残存期間別残高 …… 157
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳 …… 157
(19)貸付金業種別内訳 …… 157
(20)貸付金使途別内訳 …… 157
(21)貸付金地域別内訳 …… 157
(22)貸付金担保別内訳 …… 157
(23)有形固定資産明細表 …… 158
(24)固定資産等処分益明細表 …… 158
(25)固定資産等処分損明細表 …… 159
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 …… 159
(27)海外投融資の状況 …… 159～160
(28)海外投融資利回り …… 160
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) …… 160
(30)各種ローン金利 …… 160
(31)その他の資産明細表 …… 160
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) …… 161～162

Ⅶ. 保険会社の運営
1. リスク管理の体制 …… 163
2. 法令遵守の体制 …… 163
3. 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性 …… 163～164
4. 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度) …… 164
5. 個人データ保護について …… 164
6. 反社会的勢力対応基本方針 …… 164

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等
1. 特別勘定資産残高の状況 …… 165
2. 個人変額保険および個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 …… 165～166
3. 個人変額保険および個人変額年金保険の状況
(1)保有契約高 …… 166
(2)年度末資産の内訳 …… 166
(3)運用収支状況 …… 167
(4)有価証券等の時価情報 …… 167

Ⅸ. 保険会社およびその子会社等の状況 …… 167

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❶ 沿革

SOMPOひまわり生命の沿革

2011年(平成23年)	10月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社が合併し NKSJひまわり生命保険株式会社が誕生 NKSJホールディングス株式会社(現SOMPOホールディングス株式会社)の直接子会社となる 「ご契約のしおり・約款」にCD-ROM版を導入 「医療保険(08)用手術追加給付特約」を新設
2012年(平成24年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言
	7月	「みんなのひまわりプロジェクト」をスタート
	10月	保有契約件数300万件達成
	12月	「介護前払特約」と「年金移行特約」を発売 「ネット口座振替受付サービス」を開始
2013年(平成25年)	2月	「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)の販売件数が100万件を突破
	6月	タブレット端末用の必要保障額シミュレーション「Sアプリ」を金融機関向けに提供開始
2014年(平成26年)	5月	商品付帯サービス「健康・生活応援サービス」に「セキュリティサポート紹介サービス」を追加 「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)を発売
	9月	社名を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社に変更 タブレット端末用経営者向け必要保障額シミュレーション「法人Sアプリ」を提供開始
	12月	タブレット端末用の保険料計算ツール「保険設計アプリ」を取扱代理店向けに提供開始
2015年(平成27年)	4月	「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)を発売
	9月	「電話による契約者貸付サービス」の開始
	10月	「低解約返戻金型定期保険」を発売
2016年(平成28年)	1月	本社ビルを適用範囲とした「ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)」の認証を取得
	9月	健康サービスブランド「リンククロス」を立ち上げ 「臓器移植医療給付金付先進医療保険」(ペットネーム『リンククロス コインズ』)を発売
2017年(平成29年)	4月	「介護一時金特約」を発売
	11月	「医療用入院一時金特約」「医療用通院特約」発売
	12月	保有契約件数400万件達成 「新・健康のお守り」シリーズ※は申込件数100万件を突破 ※「新・健康のお守り」シリーズ:「新・健康のお守り」(医療保険(2014))、「新・健康のお守り ハート」(払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険)
2018年(平成30年)	4月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『じぶんと家族のお守り』)を発売
	8月	「無解約返戻金型女性用がん診断保険」(ペットネーム『リンククロス ピンク』)を発売
	10月	「限定告知医療用入院一時金特約」「限定告知医療用通院特約」の発売 「払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険」(ペットネーム『笑顔をまもる認知症保険』)を発売 未払込保険料入金で保障を継続する「失効取消制度」を開始
	12月	お客さまへ最高品質のサービスを提供するために「ひまわりクレド～保険金・給付金～」策定
2019年(平成31年)	3月	「無解約返戻金型総合生活障害保障保険」(ペットネーム『ナインガード』)を発売
2019年(令和元年)	7月	「総合生活障害保障保険」(ペットネーム『ナインガードプラス』)を発売
	10月	SOMPOひまわり生命保険株式会社へ商号変更
	12月	「糖尿病患者向一時金給付医療保険」(ペットネーム『糖尿病の方の医療保険ブルー』)を発売
2020年(令和2年)	3月	無配当総合福祉団体定期保険を改定 新しく「健康経営割引特約」を新設

旧損保ジャパンひまわり生命の沿革

1981年(昭和56年)	7月	Life Insurance Company of North Americaが、全額出資でアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社を設立
1982年(昭和57年)	4月	営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生
1983年(昭和58年)	4月	安田火災海上保険株式会社と業務提携
1993年(平成5年)	7月	安田火災が株式の10%を取得
1996年(平成8年)	10月	安田火災への業務の代理・事務の代行委託を開始
1997年(平成9年)	1月	社名をアイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に変更
1999年(平成11年)	4月	安田火災が株式の29%を追加取得(出資割合39%)
2001年(平成13年)	1月	筆頭株主の交代(安田火災の株式保有割合60%に) 社名を安田火災ひまわり生命保険株式会社に変更
	12月	安田火災が株式の40%を追加取得(出資割合100%)
2002年(平成14年)	7月	株式会社損害保険ジャパン(安田火災と日産火災海上保険株式会社が合併)の発足に伴い 社名を損保ジャパンひまわり生命保険株式会社に変更
2008年(平成20年)	4月	「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言
	8月	「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)を発売
2009年(平成21年)	5月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『家族のお守り』)をリニューアル
2010年(平成22年)	1月	「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞　日経ヴェリタス賞」を受賞(受賞対象『健康のお守り』)
	3月	日本興亜生命保険株式会社との合併合意を発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	11月	「がん保険(2010)」(ペットネーム『勇気のお守り』)を発売
2011年(平成23年)	4月	日本興亜生命との合併契約を締結
	9月	日本興亜生命との合併認可を取得

旧日本興亜生命の沿革

1996年(平成8年)	8月	日本火災海上保険株式会社および興亜火災海上保険株式会社が、それぞれ全額出資で 日本火災パートナー生命保険株式会社および興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立
	10月	営業開始
2001年(平成13年)	4月	日本興亜損害保険株式会社(日本火災と興亜火災が合併)の発足に伴い 日本火災パートナー生命と興亜火災まごころ生命も同時に合併し日本興亜生命保険株式会社となる
2008年(平成20年)	8月	「医療保険(08)」(ペットネーム『ホッとメディカル』)を発売
2010年(平成22年)	3月	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との合併合意を発表
	4月	NKSJホールディングス株式会社発足
	6月	「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『新収入保障保険』)をリニューアル
2011年(平成23年)	4月	損保ジャパンひまわり生命との合併契約を締結
	9月	損保ジャパンひまわり生命との合併認可を取得

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❷ 経営の組織

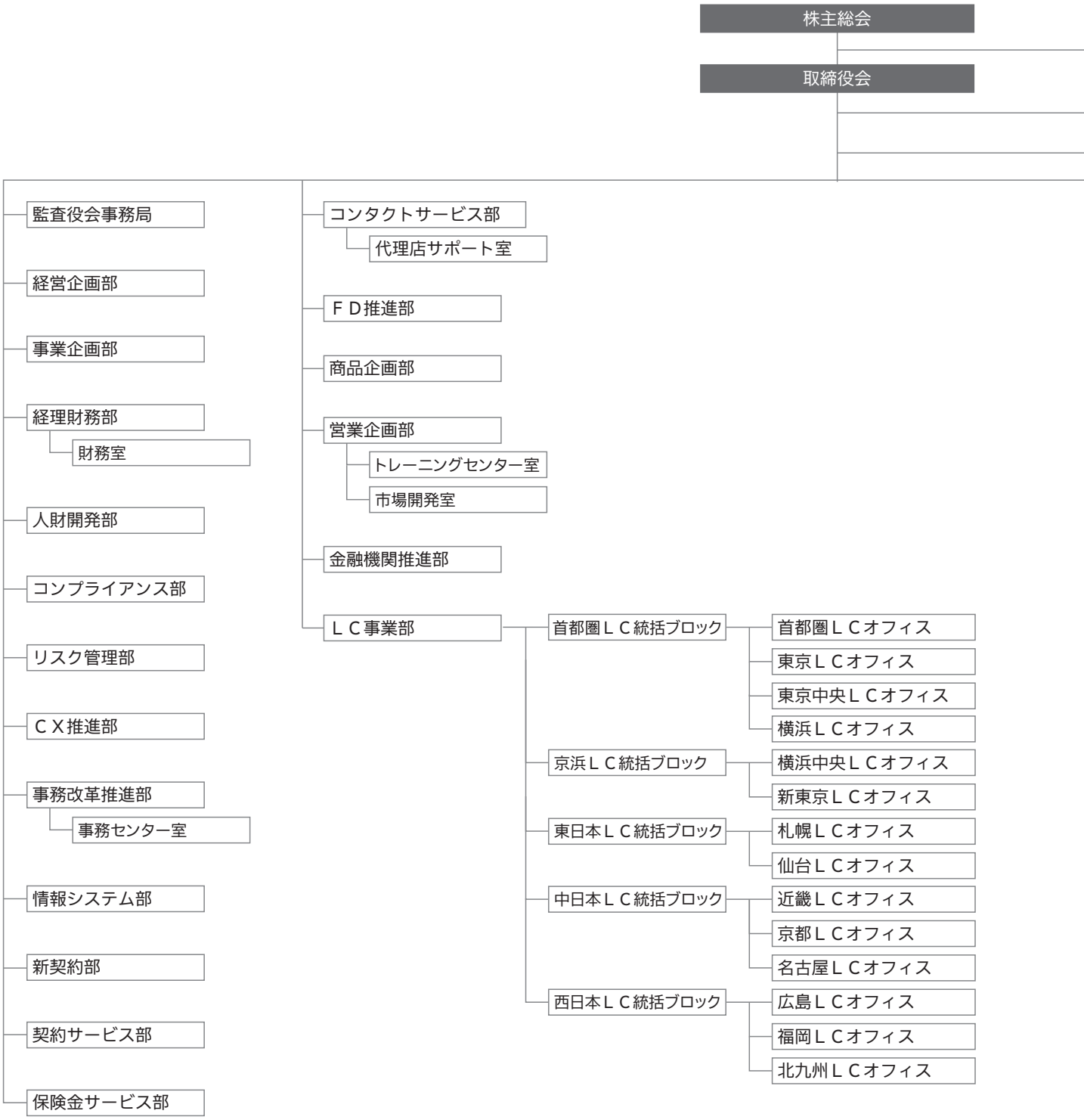

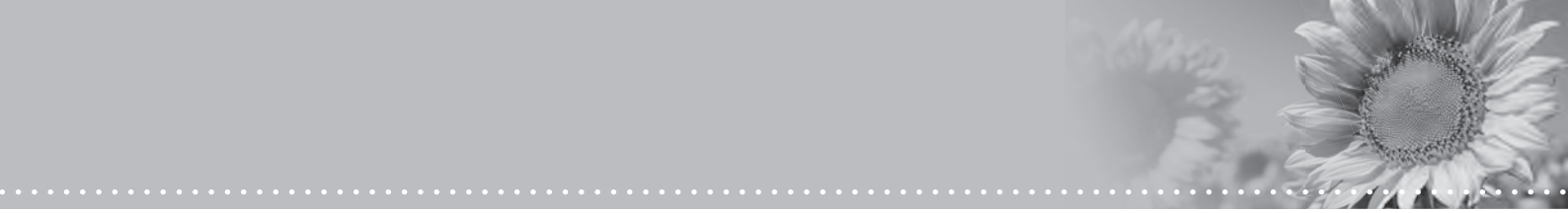

（2020年4月1日現在）

- 監査役会
- 保険計理人
- 内部監査部

- 法人統括部
  - 法人マーケット開発支社
  - 法人第一支社
  - 法人第二支社
  - 金融法人支社
- 首都圏開発営業部
  - 東京開発第一支社
  - 東京開発第二支社
  - 東京開発第三支社
  - 立川開発支社
  - 横浜開発支社
  - 埼玉開発支社
- 東京統括部
  - 東京マーケット開発支社
  - 東東京支社
  - 北東京支社
  - 南東京支社
  - 西東京支社
- 神奈川統括部
  - 横浜支社
  - 神奈川支社
- 埼玉統括部
  - 埼玉支社
  - 埼玉西支社
- 千葉統括部
  - 千葉支社
  - 千葉西支社
- 北海道統括部
  - 北海道開発支社
  - 札幌支社
  - 北海道支社
  - 東北海道支社
- 東北統括部
  - 青森支社
  - 岩手支社
  - 秋田支社
  - 仙台開発支社
  - 仙台支社
  - 山形支社
  - 福島支社
- 関東統括部
  - 茨城支社
  - 茨城南支社
  - 栃木支社
  - 群馬支社
- 静岡統括部
  - 静岡マーケット開発支社
  - 静岡支社
  - 浜松支社
- 中部統括部
  - 中部マーケット開発支社
  - 名古屋開発支社
  - 名古屋法人支社
  - 名古屋支社
  - 愛知東支社
  - 岐阜支社
  - 三重支社
- 甲信越統括部
  - 新潟支社
  - 長野支社
  - 松本支社
  - 山梨支社
- 北陸統括部
  - 金沢支社
  - 富山支社
  - 福井支社
- 関西開発営業部
  - 大阪開発第一支社
  - 大阪開発第二支社
  - 神戸開発支社
- 関西第一統括部
  - 関西マーケット開発支社
  - 大阪法人支社
  - 大阪北支社
  - 大阪南支社
  - 神戸支社
  - 兵庫支社
- 関西第二統括部
  - 京都支社
  - 滋賀支社
  - 奈良支社
  - 和歌山支社
- 中国統括部
  - 広島開発支社
  - 広島支社
  - 山陰支社
  - 山口支社
  - 岡山支社
- 四国統括部
  - 高松支社
  - 徳島支社
  - 愛媛支社
  - 高知支社
- 九州統括部
  - 九州マーケット開発支社
  - 福岡開発支社
  - 福岡支社
  - 北九州支社
  - 久留米支社
  - 佐賀支社
  - 長崎支社
  - 熊本支社
  - 大分支社
  - 宮崎支社
  - 鹿児島支社
  - 沖縄支社

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❸ 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本　　社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-3111
法人統括部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5138
法人マーケット開発支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5138
法人第一支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5139
法人第二支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5140
金融法人支社	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5142
首都圏開発営業部	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5077
東京開発第一支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-7832
東京開発第二支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-6221
東京開発第三支社	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5510
立川開発支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-529-4550
横浜開発支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-681-2217
埼玉開発支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル6階	048-643-1781
東京統括部	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2122
東京マーケット開発支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2122
東東京支社	110-0015	東京都台東区東上野3-3-3 プラチナビル3階	03-3835-6051
北東京支社	163-8626	東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-6742-2123
南東京支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル5階	03-3409-9017
西東京支社	190-0012	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階	042-526-5211
神奈川統括部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5205
横浜支社	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階	045-212-3851
神奈川支社	243-0014	神奈川県厚木市旭町1-8-6 パストラルビル2階	046-230-2260
埼玉統括部	104-0061	東京都中央区銀座7-13-10 ヒューリック銀座七丁目昭和通ビル8階	03-3543-5205
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 ＫＳビル6階	048-645-3591
埼玉西支社	350-1123	埼玉県川越市脇田本町11-15 損保ジャパン川越ビル6階	049-248-2280
千葉統括部	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン千葉ビル3階	043-243-5761
千葉支社	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン千葉ビル3階	043-243-5621
千葉西支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア２１ 10階	047-435-0710
北海道統括部	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-4611
北海道開発支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-261-3460
札幌支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-241-6378
北海道支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル4階	011-241-7002
東北海道支社	080-0801	北海道帯広市東1条南10-2-1 損保ジャパン帯広ビル5階	0155-25-4780
東北統括部	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-1921
青森支社	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン青森ビル4階	017-723-6431
岩手支社	020-0021	岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン盛岡ビル1階	019-624-7512
秋田支社	010-0921	秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階	018-863-3941
仙台開発支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-295-8601
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階	022-298-2761
山形支社	990-0023	山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン山形ビル5階	023-625-3766
福島支社	963-8877	福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階	024-925-6701
関東統括部	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5083
茨城支社	310-0021	茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン水戸ビル3階	029-221-1251
茨城南支社	305-0033	茨城県つくば市東新井13-2 関友ウェストビル4階	029-859-3060
栃木支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル7階	028-643-3621
群馬支社	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル7階	027-223-5126
静岡統括部	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-14 呉服町圭田ビル8階	054-272-6100
静岡マーケット開発支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階	054-252-2373
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階	054-252-2373
浜松支社	430-0927	静岡県浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館事務所フロア11階	053-451-1160
中部統括部	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル3階	052-972-6401
中部マーケット開発支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル3階	052-972-6401
名古屋開発支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル3階	052-972-6430
名古屋法人支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-1951
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6364
愛知東支社	441-8021	愛知県豊橋市白河町8 損保ジャパン豊橋ビル5階	0532-33-7123
岐阜支社	500-8856	岐阜県岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル2階	058-253-6100
三重支社	514-0004	三重県津市栄町3-115 損保ジャパン津ビル2階	059-223-1401
甲信越統括部	101-0003	東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階	03-3234-5083
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階	025-241-4730
長野支社	380-0816	長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン長野ビル5階	026-235-8015
松本支社	390-0814	長野県松本市本庄1-13-5 損保ジャパン松本ビル4階	0263-36-0822
山梨支社	400-0858	山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン鮎川ビル2階	055-232-8072

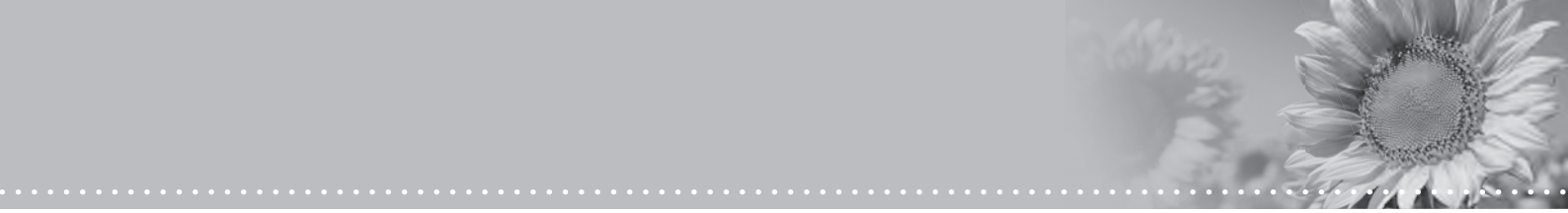

（2020年7月1日現在）

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
北陸統括部	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6177
金沢支社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6071
富山支社	930-0029	富山県富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル6階	076-444-7740
福井支社	910-0006	福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン福井ビル1階	0776-21-1482
関西開発営業部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6447-7151
大阪開発第一支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6447-6521
大阪開発第二支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6447-6831
神戸開発支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル7階	078-321-0631
関西第一統括部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6447-6550
関西マーケット開発支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6447-6506
大阪法人支社	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6445-7621
大阪北支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6223-5178
大阪南支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6205-3811
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル7階	078-321-0481
兵庫支社	670-0927	兵庫県姫路市駅前町60 マルイト姫路ビル1階	079-284-5757
関西第二統括部	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル5階	06-6447-6580
京都支社	604-8152	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671 損保ジャパンユニバース京都ビル7階	075-211-6713
滋賀支社	520-0806	滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン大津ビル1階	077-527-1233
奈良支社	630-8115	奈良県奈良市大宮町6-2-8 損保ジャパン奈良ビル3階	0742-36-8751
和歌山支社	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階	073-422-6801
中国統括部	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン広島基町ビル9階	082-227-3051
広島開発支社	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン広島基町ビル9階	082-211-5281
広島支社	730-0011	広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン広島基町ビル9階	082-227-3041
山陰支社	690-0007	島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン松江ビル4階	0852-27-8211
山口支社	753-0076	山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン山口ビル6階	083-922-1033
岡山支社	700-0913	岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル6階	086-222-0911
四国統括部	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-822-6510
高松支社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-851-4678
徳島支社	770-0942	徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階	088-654-2510
愛媛支社	790-0011	愛媛県松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟7階	089-931-6282
高知支社	780-0870	高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン高知ビル2階	088-825-0321
九州統括部	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階	092-474-3788
九州マーケット開発支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階	092-474-3855
福岡開発支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-471-7575
福岡支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階	092-414-0691
北九州支社	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン北九州ビル7階	093-521-2622
久留米支社	830-0017	福岡県久留米市日吉町23-3 ＭＥＤＩＡ７ビル2階	0942-39-5801
佐賀支社	840-0815	佐賀県佐賀市天神2-2-37 損保ジャパン佐賀天神ビル1階	0952-28-4300
長崎支社	850-0033	長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン長崎ビル2階	095-823-3481
熊本支社	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町1-7 ＭＹ熊本ビル3階	096-356-1003
大分支社	870-0027	大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン大分ビル4階	097-536-6411
宮崎支社	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン宮崎ビル1階	0985-27-4688
鹿児島支社	890-0053	鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル5階	099-250-7701
沖縄支社	900-0015	沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング中2階	098-863-3386
首都圏ＬＣ統括ブロック	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 損保ジャパン築地ビル4階	03-3248-4550
首都圏ＬＣオフィス	104-0045	東京都中央区築地3-4-2 損保ジャパン築地ビル4階	03-3248-4550
東京ＬＣオフィス	108-0022	東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー12階	03-5443-8210
東京中央ＬＣオフィス	108-0022	東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー12階	03-5446-8553
横浜ＬＣオフィス	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-682-5321
京浜ＬＣ統括ブロック	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-682-5321
横浜中央LCオフィス	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーＡ11階	045-670-7700
新東京ＬＣオフィス	108-0022	東京都港区海岸3-20-20 ヨコソーレインボータワー12階	03-5446-8560
東日本ＬＣ統括ブロック	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
札幌ＬＣオフィス	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザ4階	011-222-3813
仙台ＬＣオフィス	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階	022-298-2171
中日本ＬＣ統括ブロック	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル4階	06-6441-1781
近畿ＬＣオフィス	550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン肥後橋ビル4階	06-6441-1781
京都ＬＣオフィス	604-8166	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 ＫＤＸ烏丸ビル3階	075-213-2958
名古屋ＬＣオフィス	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6361
西日本ＬＣ統括ブロック	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
広島ＬＣオフィス	730-0016	広島県広島市中区幟町13-4 広島マツダビル11階	082-225-0313
福岡ＬＣオフィス	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
北九州ＬＣオフィス	802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産１６号館12階	093-522-5488

Ⅰ.保険会社の概況および組織

❹ 資本金の推移

（単位：百万円）

年　月　日	増　資　額	増資後資本金	摘　　要
1981年 7月 7日	－	400	会社設立
1981年 9月18日	1,200	1,600	
1981年 9月30日	1,900	3,500	
1987年 3月31日	1,150	4,650	
1988年 3月26日	600	5,250	
1990年 6月28日	2,000	7,250	
2007年 2月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

❺ 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1　名

❻ 株式の状況

（1）発行済株式の種類等

	種　　類	発　行　数	内　　容
発行済株式	普通株式	27,250千株	－

（2）大株主

（単位：千株、%）

株　主　名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
SOMPOホールディングス株式会社	27,250	100.0	－	－

当社の株主は上記1名のみです。

❼ 主要株主の状況

名　称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金または出資金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	1,000億円	損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務	2010年4月1日	100.0%

❽ 会計監査人の名称

当社の会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人です。

❾ 従業員の在籍・採用状況

区　分		在籍数		採用数		平均年齢		平均勤続年数	
		2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末
内勤社員		2,569	2,378	144	118	39.0	39.3	9.5	10.0
	男性	1,140	1,023	42	34	41.4	40.8	12.3	12.6
	女性	1,429	1,355	102	84	37.5	38.4	7.8	8.5
	基幹職（転居転勤あり）	1,112	1,000	41	45	40.6	39.7	12.3	12.3
	基幹職（転居転勤なし）	810	732	6	0	35.8	36.7	10.2	11.2
	再雇用社員・専任職・契約社員	647	634	97	73	40.6	41.5	5.3	5.9
営業職員		347	283	61	66	42.1	41.8	8.3	7.0
	男性	309	245	42	48	42.9	42.9	8.0	7.8
	女性	38	38	19	18	35.7	34.8	1.7	2.1

（注）営業職員は、ライフカウンセラー社員、グループマネージャー、トレーニングマネージャー、ＬＣオフィス長、ＬＣ支社長、ＬＣ統括ブロック長の合計人数です。

❿ 平均給与（内勤社員）

（単位：千円）

区　分	2019年3月	2020年3月
内勤社員	353	361

（注）平均給与は2020年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

⓫ 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区　分	2019年3月	2020年3月
営業職員	627	527

（注）平均給与は2020年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

Ⅱ.保険会社の主要な業務の内容

❶ 主要な業務の内容

(1)保険の引受

生命保険の募集および引受業務を行っています。

(2)資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.31～32をご覧ください。

(3)国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4)業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、損害保険ジャパン株式会社に生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

❷ 経営方針

表紙裏をご覧ください。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❶ 直近事業年度における事業の概況

P.25をご覧ください。

❷ 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

❸ 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、および苦情からの改善事例

2019年度にカスタマーセンターなどで受け付けたご相談・お問い合わせ・苦情などの総受電（応答）件数

内　　容	件　　数	構　成　比
手続き全般	295,553	62.9%
相談・問い合わせ「保全」：解約、名義変更など	43,927	9.3%
相談・問い合わせ「収納」：保険料の払込など	41,860	8.9%
相談・問い合わせ「保険金」：保険金・給付金の支払いなど	59,704	12.7%
相談・問い合わせ「その他」：資料請求、新契約関連、ご相談など	29,007	6.2%
合計	470,051	100.0%

2019年度にカスタマーセンター、営業店、本社で受け付けた苦情件数と申出分類

≪苦情受付件数≫
6,050件

≪苦情申出分類≫

（生命保険協会報告ベース）

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適切な募集行為	197	3.3%
	不適切な告知取得	38	0.6%
	不適切な話法	5	0.1%
	説明不十分	417	6.9%
	事務取扱不注意	157	2.6%
	契約確認	1	0.0%
	契約引受関係	32	0.5%
	証券未着	19	0.3%
	その他新契約関係	165	2.7%
新契約関係 合計		1,031	17.0%
収納関係	集金	3	0.0%
	口座振替・送金	524	8.7%
	職域団体扱	20	0.3%
	保険料払込関係	54	0.9%
	保険料振替貸付	36	0.6%
	失効・復活	91	1.5%
	その他収納関係	66	1.1%
収納関係 合計		794	13.1%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	1	0.0%
	契約者貸付	139	2.3%
	更新	122	2.0%
	契約内容変更	88	1.5%
	名義変更・住所変更	348	5.8%
	特約中途付加	18	0.3%
	解約手続	571	9.4%
	解約返戻金	66	1.1%
	生保カード・ＡＴＭ関係	0	0.0%
	その他保全関係	199	3.3%
保全関係 合計		1,552	25.7%
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	79	1.3%
	死亡等保険金支払手続	75	1.2%
	死亡等保険金不支払決定	4	0.1%
	入院等給付金支払手続	916	15.1%
	入院等給付金不支払決定	104	1.7%
	その他保険金・給付金関係	282	4.7%
保険金・給付金関係 合計		1,460	24.1%
その他	職員の態度・マナー	200	3.3%
	保険料控除	75	1.2%
	個人情報取扱関係	58	1.0%
	アフターサービス関係	728	12.0%
	その他	152	2.5%
その他 合計		1,213	20.0%
2019年度合計		6,050	100.0%

お客さまの声からの改善事例についてはＰ.35をご覧ください。

「苦情」の定義　苦情とは、お客さまからの当社への申し出のうち、その事業活動全般に起因する不満足の表明を含むものをいいます。
（お客さまとは、当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」、「生活者」のことをいいます。）

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

❹ 契約者に対する情報提供の実態

P.77～79をご覧ください。

❺ 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

P.77～79、P.81～85をご覧ください。

❻ 社員・代理店教育・研修の概略

P.87～88をご覧ください。

❼ 新規開発商品の状況

P.81～85をご覧ください。

❽ 保険商品一覧

（1）個人保険

①主契約

商　品　名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
無配当低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金を、配当タイプが同じ終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がいらず、簡単な手続きだけでお申込みが可能な終身保険です。
無配当定期保険	一定期間中での万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
低解約返戻金型定期保険	低解約返戻金期間中の解約返戻金を無配当定期保険の70%に抑えることによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で100歳までの保障を提供します。
無解約返戻金型定期保険	解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
逓増定期保険	企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。
初期災害保障 低解約返戻金型逓増定期保険	ご加入から3年間は災害保障に重点を置いており、低解約返戻金期間中（ご加入から4年間）の解約返戻金を抑えることによって、従来の逓増定期保険に比べて割安な保険料で一定期間の保障を提供します。

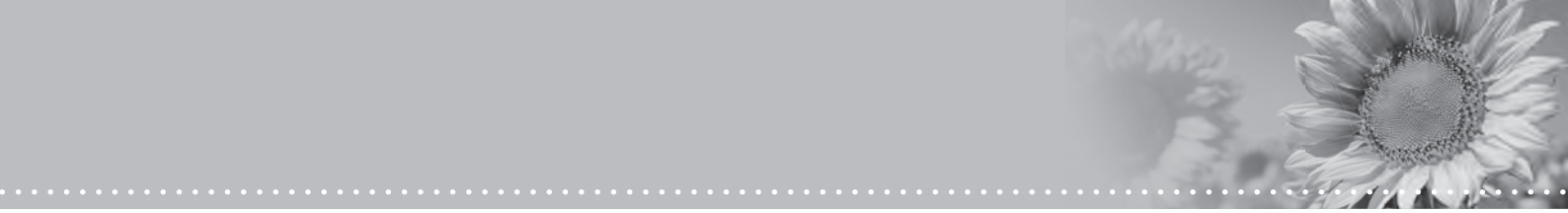

商　品　名	保障内容の概要
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保険金と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に準備します。お子さまの教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
特定疾病前払式終身保険	万一に備える保障を一生涯得ることができます。また特定疾病により所定の事由に該当したとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険（自由設計型）	ひとつの保険でお二人を一生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとかたの保障は継続し、その場合の保険料の払込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。
5年ごと利差配当付こども保険	お子さまの教育資金を計画的に準備できる保険です。お子さまの入学時や成人式および保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。 また、ご契約者さまが万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます（A型の場合）。お子さまの出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険	悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の事由に該当したときに、保険金を一括してお支払いしますので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。 また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険（2010）	がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院（外来治療）を保障します。診断給付金は２年に１回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院（外来治療）は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。
医療保険（MI－01）	病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる定期タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障や手術保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
払込期間中無解約返戻金 限定告知医療保険	告知いただく項目を限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申込みいただきやすい保険です。
限定告知認知症一時金特約付 払込期間中無解約返戻金限定 告知骨折治療保険	認知症・軽度認知障害への備えや骨折やケガ・所定の感染症による万一の保障を確保できる保険です。初めて軽度認知障害と診断確定された場合は軽度認知障害一時金を、初めて認知症と診断確定された場合は認知症一時金をお支払いします。
総合生活障害保障保険	七大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）による所定の事由、所定の就労不能状態、所定の要介護状態、所定の高度障害状態に備えた保険です。 解約返戻金があるタイプと解約返戻金がないタイプがあります。
無解約返戻金型 総合生活障害保障保険	
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・所定の感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いし、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。
臓器移植医療給付金付 先進医療保険（白内障不担保および がん先進医療一時金変更の特則付）	先進医療・臓器移植の保障に特化したインターネット販売専用商品です。 被保険者が先進医療による療養（白内障を原因とする療養は除きます）を受けたときの先進医療給付金と先進医療一時金、および所定の臓器移植を受けたときの臓器移植医療給付金をお支払いします。

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

商　品　名	保障内容の概要
無解約返戻金型 女性用がん診断保険	女性特定がんを重点保障するインターネット販売専用商品です。 がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。また、がんに罹患されていない場合は、2年ごとにがん無事故給付金をお支払いします。
糖尿病患者向 一時金給付医療保険	病気やケガによる入院・手術を保障します。また、糖尿病と関連性の高い疾患である心疾患・脳血管疾患による入院・手術を追加で保障します。各測定対象期間にHbA1c値が7.5%未満となったことがある場合、各測定対象期間の満了時にHbA1c管理支援還付金をお支払いします。

②保障をさらに充実させるための各種特約・特則

特 約 ・ 特 則 名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
指定代理請求特約	被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。
責任開始期に関する特約	第1回保険料の払込を責任開始の要件とせず、申込日または告知日のいずれか遅い時から責任開始させるための特約です。
年金移行特約	将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
介護前払特約	所定の要介護状態となった場合に死亡保険金の全部または一部をご請求できます。
介護一時金特約	公的介護保険制度の要介護1以上と認定された場合などに介護一時金をお支払いします。
医療用入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。※1
医療用通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。※1
医療用がん入院特約	がんによる入院を保障します。※１
新三大疾病日数無制限特則	新三大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）による入院の場合、１回の入院のお支払限度日数を超えても、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。※1
死亡保険金不担保特則	死亡された場合に死亡保険金は支払われませんが、その分保険料を安く抑えることができます。※１
手術給付金不担保特則	病気やケガにより所定の手術・放射線治療などを受けた場合でも手術給付金は支払われませんが、その分保険料を安く抑えることができます。※1
医療用健康回復支援給付特約 （特定投薬治療給付型）	高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの投薬治療を行ったとき、健康回復支援給付金をお支払いします。※1
医療用新三大疾病一時金特約	新三大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）に罹患した場合に一時金（がん一時金、心疾患一時金、脳血管疾患一時金）をお支払いします。がんにおいては責任開始日から90日の待ち期間あり。複数回支払可能（1年に1回限度）。※1
医療用手術増額特約	病気やケガにより所定の手術・放射線治療などを受けた場合、手術増額給付金をお支払いします。※1
医療用新がん診断給付特約	がんと診断確定された場合、がん診断給付金をお支払いします。 責任開始日から90日の待ち期間あり、複数回支払可能(1年に1回限度）。※1
医療用新がん外来治療給付特約	がんの治療を直接の目的として外来治療を受けた場合、がん外来治療給付金をお支払いします。責任開始日から90日の待ち期間あり、医療用新がん診断給付特約と同時付加を要します。※1
医療用抗がん剤治療給付特約	抗がん剤治療を受けた場合、支払事由に該当する月ごとに抗がん剤治療給付金または自由診療抗がん剤治療給付金をお支払いします。（同一の月に１回のお支払い限度です。）※1
医療用特定疾病診断保険料 免除特約	特定疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込は、免除されます。※１

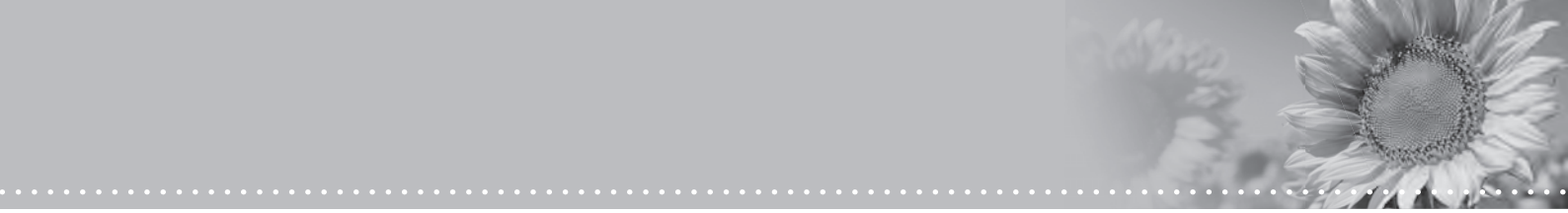

特約・特則名	保障内容の概要
医療用保険料免除特約	つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料の払い込みを免除します。※1 ①七大疾病により所定の事由に該当したとき ②国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき ③所定の就労不能状態に該当したとき
医療用総合生活障害保障特約	つぎのいずれかに該当した場合、特約年金支払期間満了まで、毎月総合生活障害年金をお支払いします。※1 ①七大疾病により所定の事由に該当したとき ②国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき ③公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき、または、満65歳未満の被保険者について、当社所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき ④所定の高度障害状態に該当したとき
医療用介護年金特約	要介護3以上と認定された場合や満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続したと診断された場合などに、生存している限り、終身にわたって介護年金をお支払いします。※1
医療用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。※1
医療用新先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられたとき、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。※1
七大生活習慣病追加給付特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の七大生活習慣病による入院の場合、七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。※1
三大疾病支払日数無制限特則	病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に入院給付金をお支払いします。※2
限定告知医療用入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。ただし、削減支払期間(契約日からその日を含めて1年以内の期間)中の入院に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※2
限定告知医療用通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。ただし、削減支払期間(契約日からその日を含めて1年以内の期間)中の通院に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※2
限定告知医療用 特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みは、免除されます。※3
限定告知医療用 先進医療特約	公的医療保険が適用されない先進医療を受けられたとき、その技術料を、お支払額を通算して2,000万円まで保障します。ただし、削減支払期間(契約日からその日を含めて1年以内の期間)中の先進医療による療養に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※2
がん先進医療特約	がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられたとき、その技術料を、お支払額を通算して1,000万円まで保障します。※4
がん死亡特約	がんによる死亡を保障します。※4
新女性特定がん入院特約	女性特定がんによる入院を保障します。※4
限定告知介護一時金特約	公的介護保険制度の要介護1以上と認定された場合などに介護一時金をお支払いします。※5
限定告知介護年金特約	公的介護保険制度の要介護3以上と認定された場合などに介護年金を終身にわたりお支払いします。※5
健康体料率特約	喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。※6
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みは、免除されます。
七大疾病・就労不能保険料免除特約	七大疾病や国民年金法にもとづく障害等級2級以上と認定された場合などに、以後の保険料の払込みは、免除されます。※7
無解約返戻金型就労不能保障特約	国民年金法にもとづく障害等級2級以上と認定された場合などに、特約の保険期間満了まで、毎月就労不能年金をお支払いします。※7
無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約	メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に、特約年金支払期間(2年間または5年間)満了まで毎月、生活サポート年金をお支払いします。※7

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

※1　医療保険（ＭＩ－０１）に付加できる特約・特則です。
※2　払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険専用の特約・特則です。
※3　払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険と限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険にそれぞれ付加できる特約です。
※4　がん保険（2010）専用特約です。
※5　限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険専用特約です。
※6　長期傷害保険専用特約です。
※7　無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。

（2）団体保険

商　品　名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対してお手頃な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険（団体型）	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対してお手頃な保険料で保障します。

❾ 情報システムに関する状況

◆2019年度の主な取組み

多様化するお客さまニーズに応え、最高品質のサービスを提供することを目指し、以下のサービスを開始しました。

・マイ リンククロス（Webサービス）の一つの機能として、書類郵送不要でお手続きができる「ひまわりスマート給付金請求」を開始しました。また、生命保険業界として初の「LINE」を使った給付金受付サービスを開始しました。
・保険料の振替不能時の決済に「QRコードを使ったマルチ決済サービス」を導入しました。QRコードを読み取ることで「LINE Pay」やクレジットカードで、オンラインでのお支払いが可能となります。

◆今後の取組みの方向性

最先端のICT（情報通信技術）を活用してお客さま接点のあり方を根本から変えるビジネスモデルを構築し、お客さまへ「新たな価値」と「最高品質のサービス」を提供していきます。

❿ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項目	2015年度(末)	2016年度(末)	2017年度(末)	2018年度(末)	2019年度(末)
経常収益	441,799	469,837	490,791	495,111	500,819
経常利益	22,565	16,880	16,721	26,586	28,436
基礎利益	21,914	16,521	17,585	27,834	27,276
当期純利益	11,616	8,319	8,117	15,394	16,583
資本金	17,250	17,250	17,250	17,250	17,250
発行済株式の総数	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株	27,250千株
総資産	2,438,055	2,589,026	2,796,230	3,006,090	3,217,752
うち特別勘定資産	20,642	22,143	23,013	23,001	20,495
責任準備金残高	2,214,871	2,371,198	2,557,365	2,734,761	2,919,802
貸付金残高	37,406	38,254	39,865	41,734	43,163
有価証券残高	2,305,223	2,434,670	2,594,537	2,805,201	2,983,851
ソルベンシー・マージン比率	1,771.4%	1,573.0%	1,513.1%	1,507.5%	1,472.1%
従業員数	2,823名	2,795名	2,688名	2,916名	2,661名
保有契約高	24,471,157	25,026,708	24,910,508	26,021,687	26,411,464
個人保険	21,374,862	22,066,920	21,877,872	23,073,457	23,429,156
個人年金保険	267,331	258,609	247,948	237,554	229,689
団体保険	2,828,963	2,701,178	2,784,686	2,710,674	2,752,617
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

（注）1.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2.従業員数は在籍者数を記載しています。

Ⅴ.財産の状況

❶ 貸借対照表

（単位：百万円、%）

科目 ＼ 年度	2018年度末（2019年3月31日現在） 金額	2018年度末（2019年3月31日現在） 占率	2019年度末（2020年3月31日現在） 金額	2019年度末（2020年3月31日現在） 占率
（資産の部）				
現金及び預貯金	92,843	3.1	116,117	3.6
現金	－		0	
預貯金	92,843		116,117	
有価証券	2,805,201	93.3	2,983,851	92.7
国債	1,845,412		1,902,571	
地方債	65,809		74,127	
社債	425,036		515,243	
株式	8,648		7,319	
外国証券	460,294		484,588	
貸付金	41,734	1.4	43,163	1.3
保険約款貸付	41,734		43,163	
有形固定資産	1,297	0.0	1,640	0.1
建物	445		445	
リース資産	566		676	
その他の有形固定資産	286		519	
代理店貸	133	0.0	109	0.0
再保険貸	1,435	0.0	1,356	0.0
その他資産	54,814	1.8	54,893	1.7
未収金	37,028		36,919	
前払費用	2,041		2,011	
未収収益	8,045		8,416	
預託金	2,760		2,506	
金融派生商品	4,402		4,145	
金融商品等差入担保金	80		230	
仮払金	370		572	
その他の資産	86		91	
繰延税金資産	8,680	0.3	16,731	0.5
貸倒引当金	△ 51	△ 0.0	△ 112	△ 0.0
資産の部合計	3,006,090	100.0	3,217,752	100.0

（単位：百万円、%）

科目 ＼ 年度	2018年度末（2019年3月31日現在） 金額	占率	2019年度末（2020年3月31日現在） 金額	占率
（負債の部）				
保険契約準備金	2,784,798	92.6	2,967,301	92.2
支払備金	45,266		43,152	
責任準備金	2,734,761		2,919,802	
契約者配当準備金	4,770		4,346	
代理店借	4,097	0.1	3,494	0.1
再保険借	821	0.0	826	0.0
その他負債	46,592	1.5	85,548	2.7
債券貸借取引受入担保金	24,887		69,308	
未払法人税等	4,174		3,789	
未払金	6,587		168	
未払費用	7,852		7,613	
預り金	1,637		1,752	
金融派生商品	198		1,360	
金融商品等受入担保金	—		300	
リース債務	686		793	
仮受金	567		462	
役員賞与引当金	37	0.0	37	0.0
退職給付引当金	3,802	0.1	4,134	0.1
時効保険金等払戻引当金	601	0.0	584	0.0
特別法上の準備金	7,490	0.2	8,213	0.3
価格変動準備金	7,490		8,213	
負債の部合計	2,848,241	94.7	3,070,138	95.4
（純資産の部）				
資本金	17,250	0.6	17,250	0.5
資本剰余金	13,333	0.4	13,333	0.4
資本準備金	13,333		13,333	
利益剰余金	74,169	2.5	82,752	2.6
利益準備金	1,570		3,170	
その他利益剰余金	72,599		79,582	
保険業法施行規則附則第10条積立金	325		325	
繰越利益剰余金	72,274		79,257	
株主資本合計	104,752	3.5	113,336	3.5
その他有価証券評価差額金	53,096	1.8	34,277	1.1
評価・換算差額等合計	53,096	1.8	34,277	1.1
純資産の部合計	157,848	5.3	147,613	4.6
負債及び純資産の部合計	3,006,090	100.0	3,217,752	100.0

Ⅴ.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2018年度末 (2019年3月31日現在)	2019年度末 (2020年3月31日現在)
1. 会計方針に関する事項 (1)有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 会計方針に関する事項 (1)有価証券の評価基準および評価方法 同左
(2)責任準備金対応債券 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 370,080百万円、時価は 409,926 百万円であります。	(2)責任準備金対応債券 個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 460,685百万円、時価は 500,834 百万円であります。
(3)デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3)デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左
(4)有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産以外) 定額法を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(4)有形固定資産の減価償却の方法 同左
(5)無形固定資産の減価償却の方法 ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。	(5)無形固定資産の減価償却の方法 同左
(6)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。	(6)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 同左
(7)引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引当てております。 なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(7)引当金の計上方法 ①貸倒引当金 同左
②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日 企業会計基準委員会)に従い、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。	②退職給付引当金 同左

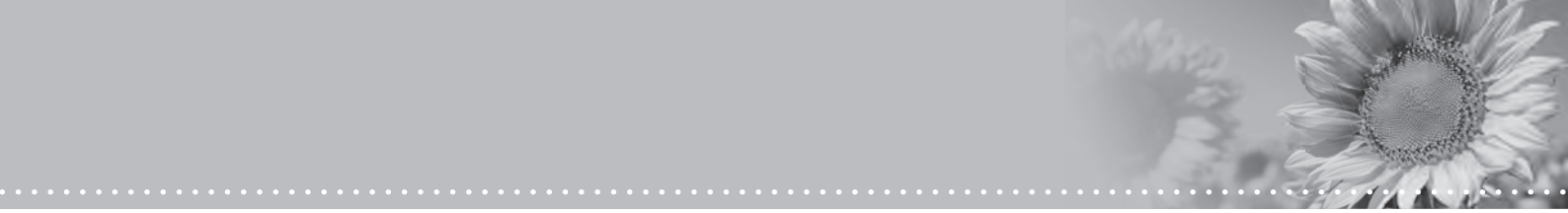

注記事項（貸借対照表関係）

2018年度末 （2019年３月31日現在）	2019年度末 （2020年３月31日現在）
退職給付見込額の期間帰属方法　給付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数　13年 過去勤務費用の処理年数　５年	
③役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第４号 平成17年11月29日企業会計基準委員会）に基づき、内規に基づく支給見積額を計上しております。	③役員賞与引当金 同左
④時効保険金等払戻引当金 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。 なお、従来、時効処理を行った保険金等の契約者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、時効処理を行う保険金等が増加傾向にあり重要性が高まったことを受け、払戻に関する過去実績データの分析を進める中で、将来の払戻による損失額を合理的に見積ることが可能となったため、当期から時効保険金等払戻引当金を計上しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、当期のその他の経常費用が 601百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。	④時効保険金等払戻引当金 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
(8)価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。	(8)価格変動準備金の計上方法 同左
(9)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約および通貨オプション取引による時価ヘッジを行っております。	(9)ヘッジ会計の方法 同左
(10)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。	(10)消費税等の会計処理 同左
(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第５項の規定に基づき、一部の個人保険契約について、責任準備金364百万円を追加して積み立てております。	(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第５項の規定に基づき、一部の個人保険契約について、責任準備金 603 百万円を追加して積み立てております。
2.　金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第１項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ＡＬＭ（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。	2.　金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 同左
(2)金融商品の内容およびそのリスク 当社の保有する金融資産の内容およびそのリスクは以下のとおりであります。	(2)金融商品の内容およびそのリスク 同左

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

2018年度末 （2019年３月31日現在）	2019年度末 （2020年３月31日現在）
①預貯金 当座預金、普通預金（決済性預金）等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。	①預貯金 同左
②円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。	②円建債券 同左
③外貨建債券 当社では外貨建債券を保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。	③外貨建債券 同左
④株式 当社では株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクおよび株価の変動による価格変動リスクを有しております。	④株式 同左
⑤為替予約取引、通貨オプション取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引および通貨オプション取引を行っており、これらの取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引および通貨オプション取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。為替予約取引および通貨オプション取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。	⑤為替予約取引、通貨オプション取引 同左
⑥保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。	⑥保険約款貸付 同左
⑦未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。	⑦未収金 同左
(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、「ＳＯＭＰＯホールディングスグループＥＲＭ基本方針」に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践しています。また、戦略的リスク経営を運営するため、戦略的リスク経営に係る態勢を整備する部署を設置しています。 当社は、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理し、資産運用リスクモデルにより計測した資産運用リスク量を経営体力に見合った適正な水準にコントロールしています。また、過去に発生した最大規模の市況下落などを想定し、その影響度を測定するストレステストを行い、リスク管理に活用しています。信用供与先の管理としては、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っています。 流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。	(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、「ＳＯＭＰＯグループＥＲＭ基本方針」に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践しています。また、戦略的リスク経営を運営するため、戦略的リスク経営に係る態勢を整備する部署を設置しています。 当社は、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理し、資産運用リスクモデルにより計測した資産運用リスク量を経営体力に見合った適正な水準にコントロールしています。また、過去に発生した最大規模の市況下落などを想定し、その影響度を測定するストレステストを行い、リスク管理に活用しています。信用供与先の管理としては、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っています。 流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

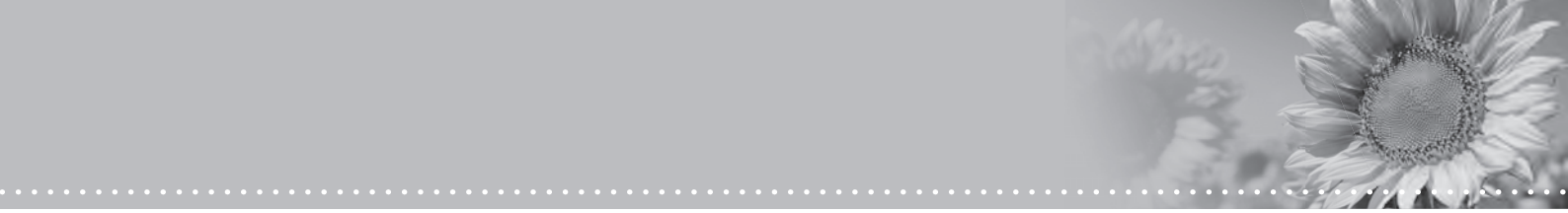

注記事項（貸借対照表関係）

2018年度末（2019年３月31日現在）

（4）金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預貯金	92,843	92,843	－
（2）貸付金			
保険約款貸付	41,734	41,734	－
（3）有価証券			
①売買目的有価証券	21,249	21,249	－
②満期保有目的の債券	1,189,093	1,500,391	311,298
③責任準備金対応債券	370,080	409,926	39,846
④その他有価証券	1,224,767	1,224,767	－
	2,805,191	3,156,335	351,144
（4）未収金	37,028	37,028	－
資産計	2,976,797	3,327,942	351,144
債券貸借取引受入担保金	24,887	24,887	－
負債計	24,887	24,887	－
デリバティブ取引（＊1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	－
ヘッジ会計が適用されているもの	4,194	4,194	－
デリバティブ取引計	4,203	4,203	－

（＊1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預貯金

預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については３月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（2）貸付金

保険約款貸付

保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。

（3）有価証券

有価証券については３月末日の市場価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は 608 百万円であります。

2019年度末（2020年３月31日現在）

（4）金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預貯金	116,117	116,117	－
（2）貸付金			
保険約款貸付	43,163	43,163	－
（3）有価証券			
①売買目的有価証券	18,796	18,796	－
②満期保有目的の債券	1,186,720	1,480,856	294,136
③責任準備金対応債券	460,685	500,834	40,148
④その他有価証券	1,317,638	1,317,638	－
	2,983,840	3,318,125	334,284
（4）未収金	36,919	36,919	－
資産計	3,180,041	3,514,326	334,284
債券貸借取引受入担保金	69,308	69,308	－
負債計	69,308	69,308	－
デリバティブ取引（＊1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	2,784	2,784	－
デリバティブ取引計	2,784	2,784	－

（＊1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預貯金

同左

（2）貸付金

保険約款貸付

同左

（3）有価証券

有価証券については３月末日の市場価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券

特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価損は 2,713 百万円であります。

Ⅴ.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

2018年度末(2019年3月31日現在)

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,076,217	1,362,375	286,158
	(2)社債	109,659	134,876	25,216
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,185,876	1,497,251	311,374
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,203	2,168	△35
	(2)社債	1,012	971	△41
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,216	3,139	△76
合計		1,189,093	1,500,391	311,298

③責任準備金対応債券

責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	361,192	401,082	39,889
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	361,192	401,082	39,889
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	8,888	8,844	△43
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	8,888	8,844	△43
合計		370,080	409,926	39,846

④その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 166,036 百万円であり、売却益の合計額は 3,635 百万円、売却損の合計額は 2,394 百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	266	370	103
	(2)債券	1,008,915	1,085,233	76,318
	①国債・地方債等	405,486	458,325	52,838
	②社債	299,908	309,526	9,617
	③その他	303,519	317,381	13,862
	(3)その他	15,000	15,459	459
	小計	1,024,182	1,101,063	76,881
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	126,840	123,703	△3,136
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,936	2,926	△9
	③その他	123,903	120,776	△3,127
	(3)その他	—	—	—
	小計	126,840	123,703	△3,136
合計		1,151,022	1,224,767	73,744

2019年度末(2020年3月31日現在)

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,074,134	1,343,408	269,274
	(2)社債	106,604	131,602	24,998
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,180,738	1,475,011	294,272
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	5,981	5,845	△136
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,981	5,845	△136
合計		1,186,720	1,480,856	294,136

③責任準備金対応債券

責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	370,998	412,322	41,323
	(2)社債	4,979	5,046	66
	(3)その他	—	—	—
	小計	375,977	417,368	41,390
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	80,325	79,156	△1,168
	(2)社債	4,382	4,309	△73
	(3)その他	—	—	—
	小計	84,707	83,465	△1,241
合計		460,685	500,834	40,148

④その他有価証券

その他有価証券の当年度中の売却額は 127,726 百万円であり、売却益の合計額は 3,683 百万円、売却損の合計額は 998 百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	266	329	62
	(2)債券	805,723	870,676	64,953
	①国債・地方債等	352,064	396,059	43,995
	②社債	255,693	263,028	7,335
	③その他	197,965	211,588	13,622
	(3)その他	—	—	—
	小計	805,989	871,005	65,016
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	448,099	431,211	△16,888
	①国債・地方債等	51,372	50,565	△807
	②社債	130,828	128,669	△2,159
	③その他	265,898	251,976	△13,921
	(3)その他	15,941	15,421	△520
	小計	464,040	446,632	△17,408
合計		1,270,030	1,317,638	47,607

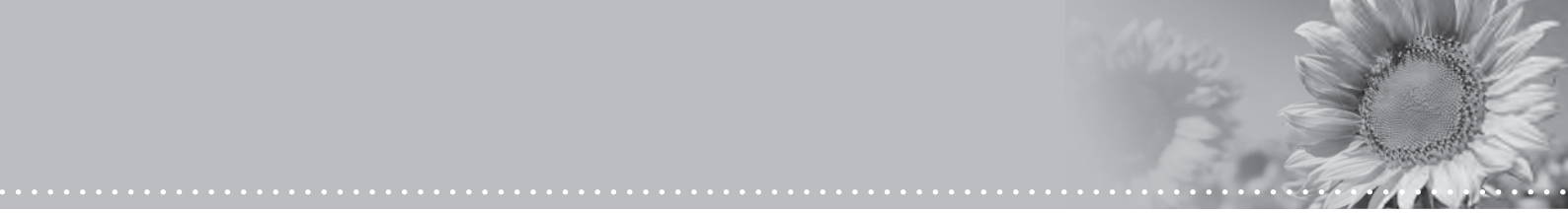

注記事項（貸借対照表関係）

2018年度末（2019年３月31日現在）

⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4)未収金
未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。

負債
債券貸借取引受入担保金
債券貸借取引受入担保金は短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
(1)ヘッジ会計が適用されていないもの
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、３月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
為替予約取引 買建 米ドル（対円）	1,362	－	9	先物為替相場によっております。
合計	1,362	－	9	

(2)ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの３月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル（対円） ユーロ（対円） その他（対円）	その他有価証券	 2,705 194,677 29,478	 － － －	 △49 3,779 483	先物為替相場によっております。
	通貨オプション取引 買建プット 米ドル その他 売建コール 米ドル その他	その他有価証券	 37,021 6,020 41,213 6,899	 － － － －	 34 5 △56 △3	取引先金融機関から提示された価格によっております。
合計			318,016	－	4,194	

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	10

（＊）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

2019年度末（2020年３月31日現在）

⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4)未収金
同左

負債
債券貸借取引受入担保金
同左

デリバティブ取引
(1)ヘッジ会計が適用されていないもの
該当ありません。

(2)ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの３月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	時価の算定方法
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル（対円） ユーロ（対円） その他（対円）	その他有価証券	 11,469 197,522 33,831	 － － －	 △59 357 2,052	先物為替相場によっております。
	通貨オプション取引 買建プット 米ドル その他 売建コール 米ドル その他	その他有価証券	 80,179 11,025 88,226 10,630	 － － － －	 287 447 △298 △0	取引先金融機関から提示された価格によっております。
合計			432,884	－	2,784	

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	10

（＊）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

Ⅴ.財産の状況

注記事項（貸借対照表関係）

2018年度末（2019年３月31日現在）

（注３）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預貯金	92,843	－	－	－	－	－
有価証券	71,112	64,990	74,367	72,279	90,165	2,284,469
満期保有目的の債券	10,800	17,060	29,300	10,700	11,300	1,095,883
責任準備金対応債券	－	－	－	－	－	360,000
その他有価証券のうち満期があるもの	60,312	47,930	45,067	61,579	78,865	828,586
未収金	37,028	－	－	－	－	－
合計	200,984	64,990	74,367	72,279	90,165	2,284,469

（＊1）保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。
（＊2）外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は 23,875 百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、該当ありません。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は 3,267 百万円であります。

6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、23,001 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

7. 関係会社に対する金銭債権の総額は4百万円であり、金銭債務は該当ありません。

8. 繰延税金資産の総額は 29,358 百万円、繰延税金負債の総額は 20,648 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は 29 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 19,002 百万円、無形固定資産 5,974 百万円、価格変動準備金 2,097 百万円、退職給付引当金 1,064 百万円であります。

繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 20,648 百万円であります。

9. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当期首現在高	5,465 百万円
当年度契約者配当金支払額	3,987 百万円
利息による増加等	0 百万円
契約者配当準備金繰入額	3,292 百万円
当年度末現在高	4,770 百万円

10. 担保に供されている資産の額は、有価証券 23,875 百万円であります。
また、担保付き債務の額は債券貸借取引受入担保金 24,887 百万円であります。

11. 保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 24 百万円、同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,579 百万円であります。

12. １株当たりの純資産額は 5,792 円 62 銭であります。

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 4,866百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

2019年度末（2020年３月31日現在）

（注３）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預貯金	116,117	－	－	－	－	－
有価証券	60,919	77,387	66,567	89,779	123,554	2,436,061
満期保有目的の債券	17,060	29,300	10,700	11,300	43,300	1,061,583
責任準備金対応債券	－	－	－	－	－	449,600
その他有価証券のうち満期があるもの	43,859	48,087	55,867	78,479	80,254	924,878
未収金	36,919	－	－	－	－	－
合計	213,956	77,387	66,567	89,779	123,554	2,436,061

（＊1）保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。
（＊2）外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は 60,791 百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、該当ありません。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は 3,302 百万円であります。

6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、20,495 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

7. 関係会社に対する金銭債権の総額は7百万円であり、金銭債務は該当ありません。

8. 繰延税金資産の総額は 30,108 百万円、繰延税金負債の総額は 13,330 百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は 46 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 19,270 百万円、無形固定資産 6,222 百万円、価格変動準備金 2,299 百万円、退職給付引当金 1,157 百万円であります。

繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額 13,330 百万円であります。

9. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当期首現在高	4,770 百万円
当年度契約者配当金支払額	3,281 百万円
利息による増加等	0 百万円
契約者配当準備金繰入額	2,857 百万円
当年度末現在高	4,346 百万円

10. 担保に供されている資産の額は、有価証券 60,791 百万円であります。
また、担保付き債務の額は債券貸借取引受入担保金 69,308 百万円であります。

11. 保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 280 百万円、同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 1,547 百万円であります。

12. １株当たりの純資産額は 5,417 円 2 銭であります。

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 5,010 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

注記事項（貸借対照表関係）

2018年度末（2019年３月31日現在）

14.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。

(2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,117 百万円
勤務費用	576 百万円
利息費用	14 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	10 百万円
退職給付の支払額	△536 百万円
過去勤務費用の当期発生額	－ 百万円
その他	－ 百万円
期末における退職給付債務	4,182 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当ありません。

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
年金資産	－ 百万円
	－ 百万円
非積立型制度の退職給付債務	4,182 百万円
未認識数理計算上の差異	△380 百万円
未認識過去勤務費用	－ 百万円
その他	－ 百万円
退職給付引当金	3,802 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	576 百万円
利息費用	14 百万円
期待運用収益	－ 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	48 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	－ 百万円
その他	－ 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	640 百万円

⑤年金資産の主な内訳

該当ありません。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

期待運用収益は見込んでおりません。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	－ %

(3)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、236 百万円であります。

15.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2019年度末（2020年３月31日現在）

14.　退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。

(2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,182 百万円
勤務費用	573 百万円
利息費用	11 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△161 百万円
退職給付の支払額	△302 百万円
過去勤務費用の当期発生額	－ 百万円
その他	－ 百万円
期末における退職給付債務	4,303 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当ありません。

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
年金資産	－ 百万円
	－ 百万円
非積立型制度の退職給付債務	4,303 百万円
未認識数理計算上の差異	△169 百万円
未認識過去勤務費用	－ 百万円
その他	－ 百万円
退職給付引当金	4,134 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	573 百万円
利息費用	11 百万円
期待運用収益	－ 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	49 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	－ 百万円
その他	－ 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	634 百万円

⑤年金資産の主な内訳

該当ありません。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

期待運用収益は見込んでおりません。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.6%
長期期待運用収益率	－ %

(3)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、234 百万円であります。

15.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ.財産の状況

❷ 損益計算書

（単位：百万円、%）

科目＼年度	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 金額	占率	2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 金額	占率
経常収益	495,111	100.0	500,819	100.0
保険料等収入	444,443	89.8	446,510	89.2
保険料	441,582		444,162	
再保険収入	2,861		2,347	
資産運用収益	48,621	9.8	49,425	9.9
利息及び配当金等収入	44,583		45,731	
有価証券利息・配当金	43,301		44,393	
貸付金利息	1,235		1,290	
その他利息配当金	46		47	
有価証券売却益	3,635		3,683	
為替差益	7		8	
その他運用収益	2		2	
特別勘定資産運用益	391		—	
その他経常収益	2,045	0.4	4,883	1.0
年金特約取扱受入金	494		1,198	
保険金据置受入金	1,542		1,562	
支払備金戻入額	—		2,114	
その他の経常収益	9		7	
経常費用	468,524	94.6	472,382	94.3
保険金等支払金	186,185	37.6	190,877	38.1
保険金	32,214		34,513	
年金	11,621		11,193	
給付金	45,853		49,332	
解約返戻金	90,285		89,761	
その他返戻金	2,640		2,843	
再保険料	3,569		3,233	
責任準備金等繰入額	180,683	36.5	185,041	36.9
支払備金繰入額	3,286		—	
責任準備金繰入額	177,396		185,040	
契約者配当金積立利息繰入額	0		0	
資産運用費用	3,508	0.7	3,539	0.7
支払利息	80		76	
有価証券売却損	2,394		998	
金融派生商品費用	926		374	
貸倒引当金繰入額	7		64	
その他運用費用	99		101	
特別勘定資産運用損	—		1,925	
事業費	93,273	18.8	87,627	17.5
その他経常費用	4,873	1.0	5,297	1.1
保険金据置支払金	1,369		1,548	
税金	2,132		2,170	
減価償却費	456		532	
退職給付引当金繰入額	103		331	
その他の経常費用	811		713	
経常利益	26,586	5.4	28,436	5.7

（単位：百万円、%）

科目＼年度	2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）		2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）	
	金　額	占　率	金　額	占　率
特別利益	－	－	3	0.0
固定資産等処分益	－		3	
特別損失	1,694	0.3	2,319	0.5
固定資産等処分損	33		38	
特別法上の準備金繰入額	651		723	
価格変動準備金	651		723	
その他特別損失	1,009		1,558	
契約者配当準備金繰入額	3,292	0.7	2,857	0.6
税引前当期純利益	21,599	4.4	23,262	4.6
法人税及び住民税	6,930	1.4	7,411	1.5
法人税等調整額	△ 725	△ 0.1	△ 732	△ 0.1
法人税等合計	6,204	1.3	6,678	1.3
当期純利益	15,394	3.1	16,583	3.3

注記事項（損益計算書関係）

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）	2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
1．関係会社との取引による収益の総額は 67 百万円、費用の総額は 1,044 百万円であります。	1．関係会社との取引による収益の総額は 66 百万円、費用の総額は 939 百万円であります。
2．有価証券売却益の内訳は国債等債券 1,635 百万円、外国債券 2,000 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債等債券 34 百万円、外国債券 2,359 百万円であります。	2．有価証券売却益の内訳は国債等債券 1,227 百万円、外国債券 2,455 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債等債券 78 百万円、外国債券 919 百万円であります。
3．支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 17 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 233 百万円であります。	3．支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 256 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 32 百万円であります。
4．金融派生商品費用には評価益 161 百万円が含まれております。	4．金融派生商品費用には評価損 45 百万円が含まれております。
5．その他特別損失は、特別転進支援施策に係る特別転進支援加算金等であります。	5．その他特別損失は、2019年10月1日付で実施した社名変更等に関連する費用であります。
6．1株当たりの当期純利益の金額は、564 円 94 銭であります。	6．1株当たりの当期純利益の金額は、608 円 57 銭であります。
7．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	7．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ.財産の状況

❸ キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
	2018年度（2018年4月 1日から 2019年3月31日まで）	2019年度（2019年4月 1日から 2020年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	21,599	23,262
減価償却費	456	532
支払備金の増減額（△は減少）	3,286	△ 2,114
責任準備金の増減額（△は減少）	177,396	185,040
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	3,292	2,857
貸倒引当金の増減額（△は減少）	3	60
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 9	△ 0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	103	331
時効保険金等払戻引当金の増減額（△は減少）	601	△ 17
価格変動準備金の増減額（△は減少）	651	723
利息及び配当金等収入	△ 44,583	△ 45,731
有価証券関係損益（△は益）	△ 710	△ 395
支払利息	80	76
為替差損益（△は益）	0	△ 0
有形固定資産関係損益（△は益）	33	39
代理店貸の増減額（△は増加）	△ 13	23
再保険貸の増減額（△は増加）	490	78
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 1,279	△ 108
代理店借の増減額（△は減少）	△ 408	△ 603
再保険借の増減額（△は減少）	△ 141	4
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	1,066	△ 1,510
その他	4,923	4,918
小　　計	166,839	167,469
利息及び配当金等の受取額	46,544	47,876
利息の支払額	△ 80	△ 76
契約者配当金の支払額	△ 3,987	△ 3,281
法人税等の支払額	△ 5,299	△ 7,796
営業活動によるキャッシュ・フロー	204,016	204,191
投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	－	△ 999
買入金銭債権の売却・償還による収入	－	999
有価証券の取得による支出	△ 432,896	△ 440,915
有価証券の売却・償還による収入	237,769	215,699
貸付けによる支出	△ 9,523	△ 9,041
貸付金の回収による収入	4,072	4,130
その他	9,488	58,490
資産運用活動計	△ 191,089	△ 171,636
（営業活動及び資産運用活動計）	（ 12,927 ）	（ 32,555 ）
有形固定資産の取得による支出	△ 143	△ 530
その他	△ 635	△ 350
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 191,868	△ 172,517
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 9,417	△ 8,000
その他	△ 352	△ 400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,770	△ 8,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 0	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,377	23,274
現金及び現金同等物期首残高	90,465	92,843
現金及び現金同等物期末残高	92,843	116,117

注記事項（キャッシュ・フロー計算書関係）

2018年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．現金及び現金同等物の範囲
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から３カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

2．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位：百万円）

科目	金額
現金及び預貯金	92,843
うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	－
現金及び現金同等物	92,843

3．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2019年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

１．現金及び現金同等物の範囲
同左

2．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位：百万円）

科目	金額
現金及び預貯金	116,117
うち、預入期間が3カ月を超える定期預金	－
現金及び現金同等物	116,117

3．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ.財産の状況

❹ 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）								
	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					保険業法施行規則附則第10条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	13,333	13,333	200	325	65,099	65,624	96,207
当期変動額								
剰余金の配当				1,370		△8,220	△6,850	△6,850
当期純利益						15,394	15,394	15,394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	1,370	－	7,174	8,544	8,544
当期末残高	17,250	13,333	13,333	1,570	325	72,274	74,169	104,752

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	37,750	37,750	133,958
当期変動額			
剰余金の配当			△6,850
当期純利益			15,394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,345	15,345	15,345
当期変動額合計	15,345	15,345	23,890
当期末残高	53,096	53,096	157,848

（単位：百万円）

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）								
	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					保険業法施行規則附則第10条積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,250	13,333	13,333	1,570	325	72,274	74,169	104,752
当期変動額								
剰余金の配当				1,600		△9,600	△8,000	△8,000
当期純利益						16,583	16,583	16,583
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	1,600	－	6,983	8,583	8,583
当期末残高	17,250	13,333	13,333	3,170	325	79,257	82,752	113,336

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	53,096	53,096	157,848
当期変動額			
剰余金の配当			△8,000
当期純利益			16,583
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,818	△18,818	△18,818
当期変動額合計	△18,818	△18,818	△10,235
当期末残高	34,277	34,277	147,613

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

2018年度
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	−	−	27,250
合　計	27,250	−	−	27,250

(注) 自己株式については、該当する事項はありません。

2.新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。

3.配当に関する事項
(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年3月26日取締役会	普通株式	6,850百万円	251.38円	−	2019年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当する事項はありません。

4.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2019年度
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	27,250	−	−	27,250
合　計	27,250	−	−	27,250

(注) 自己株式については、該当する事項はありません。

2.新株予約権および自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。

3.配当に関する事項
(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年3月25日取締役会	普通株式	8,000百万円	293.58円	−	2020年3月31日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当する事項はありません。

4.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ.財産の状況

❺ 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	－	－
危険債権	－	－
要管理債権	－	－
小計 （対合計比）	－ （　－　）	－ （　－　）
正常債権	66,306	104,865
合計	66,306	104,865

（注）1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金（注1および注2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1および注2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

❻ リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
破綻先債権額　①	－	－
延滞債権額　②	－	－
3か月以上延滞債権額　③	－	－
貸付条件緩和債権額　④	－	－
合計　①＋②＋③＋④ （貸付残高に対する比率）	－ （　－　）	－ （　－　）

（注）1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法などによる手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

❼ 元本補塡契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

❽ 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　　目	2018年度末	2019年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	383,002	382,291
資本金等	104,752	113,336
価格変動準備金	7,490	8,213
危険準備金	31,642	32,499
一般貸倒引当金	4	5
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	66,370	42,847
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	172,796	182,064
負債性資本調達手段等	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 28,599	△ 27,819
持込資本金等	－	－
控除項目	－	－
その他	28,545	31,144
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	50,809	51,935
保険リスク相当額　R_1	14,188	14,392
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	9,961	10,554
予定利率リスク相当額　R_2	8,443	8,442
最低保証リスク相当額　R_7	388	393
資産運用リスク相当額　R_3	34,335	35,137
経営管理リスク相当額　R_4	1,346	1,378
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,507.5%	1,472.1%

（注）1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成８年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式により算出しています。

＜参考＞実質資産負債差額

（単位：百万円）

項　目		2018年度末	2019年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額	（1）	3,356,356	3,547,163
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額	（2）	2,614,109	2,828,357
実質資産負債差額Ａ	（1）－（2）＝（3）	742,246	718,805
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額	（4）	351,144	334,284
実質資産負債差額Ｂ	（3）－（4）＝（5）	391,102	384,520

（注）上記は、保険業法第132条第２項に規定する区分等を定める命令第３条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第２号の規定に基づき算出しています。

Ⅴ.財産の状況

❾ 有価証券等の時価情報(会社計)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	21,249	△ 608	18,796	△ 2,713

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,189,093	1,500,391	311,298	311,374	76	1,186,720	1,480,856	294,136	294,272	136
責任準備金対応債券	370,080	409,926	39,846	39,889	43	460,685	500,834	40,148	41,390	1,241
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	1,151,022	1,224,767	73,744	76,881	3,136	1,270,030	1,317,638	47,607	65,016	17,408
公社債	708,332	770,778	62,446	62,456	9	789,958	838,322	48,363	51,330	2,966
株式	266	370	103	103	—	266	329	62	62	—
外国証券	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127	479,805	478,986	△818	13,622	14,441
公社債	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127	463,863	463,565	△298	13,622	13,921
株式等	15,000	15,459	459	459	—	15,941	15,421	△520	—	520
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,710,196	3,135,085	424,889	428,145	3,256	2,917,436	3,299,329	381,892	400,679	18,786
公社債	2,267,506	2,681,097	413,590	413,720	129	2,437,364	2,820,013	382,648	386,993	4,344
株式	266	370	103	103	—	266	329	62	62	—
外国証券	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127	479,805	478,986	△818	13,622	14,441
公社債	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127	463,863	463,565	△298	13,622	13,921
株式等	15,000	15,459	459	459	—	15,941	15,421	△520	—	520
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区　分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,185,876	1,497,251	311,374	1,180,738	1,475,011	294,272
公社債	1,185,876	1,497,251	311,374	1,180,738	1,475,011	294,272
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,216	3,139	△ 76	5,981	5,845	△ 136
公社債	3,216	3,139	△ 76	5,981	5,845	△ 136
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

○責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区　分	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	361,192	401,082	39,889	375,977	417,368	41,390
公社債	361,192	401,082	39,889	375,977	417,368	41,390
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	8,888	8,844	△ 43	84,707	83,465	△ 1,241
公社債	8,888	8,844	△ 43	84,707	83,465	△ 1,241
外国証券	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

○その他有価証券

（単位：百万円）

区　分	2018年度末			2019年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	1,024,182	1,101,063	76,881	805,989	871,005	65,016
公社債	705,395	767,851	62,456	607,757	659,088	51,330
株式	266	370	103	266	329	62
外国証券	318,519	332,841	14,322	197,965	211,588	13,622
その他の証券	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	126,840	123,703	△ 3,136	464,040	446,632	△ 17,408
公社債	2,936	2,926	△ 9	182,201	179,234	△ 2,966
株式	－	－	－	－	－	－
外国証券	123,903	120,776	△ 3,127	281,839	267,398	△ 14,441
その他の証券	－	－	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
合　計	10	10

Ⅴ.財産の状況

(2)金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報
①定性的情報
1. 取引の内容
当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引および通貨オプション取引です。

2. 取組方針
当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

3. 利用目的
為替予約取引および通貨オプション取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

4. リスクの内容
為替予約取引および通貨オプション取引には、為替相場の変動によるリスクおよび取引相手の信用リスクがあります。当社では、為替予約取引および通貨オプション取引を主として外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引および通貨オプション取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。
また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

5. リスク管理体制
当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。
また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報
1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	−	2,710	−	−	−	2,710
ヘッジ会計非適用分	−	−	−	−	−	−
合　計	−	2,710	−	−	−	2,710

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連2,710百万円)は、損益計算書に計上されています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

〇金利関連

該当ありません。

〇通貨関連

（2018年度末）　（単位：百万円）

種類	契約額等		時価
		うち１年超	
為替予約 買建 米ドル（対円）	1,362	－	9
合計			9

（注）年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

（2019年度末）

該当ありません。

〇株式関連

該当ありません。

〇債券関連

該当ありません。

〇その他

該当ありません。

Ⅴ.財産の状況

3. ヘッジ会計が適用されているもの

〇金利関連

該当ありません。

〇通貨関連

（2018年度末）　（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契　約　額　等	うち1年超	時　価
時価ヘッジ	為替予約				
	売建				
	米ドル（対円）	その他有価証券	2,705	－	△49
	ユーロ（対円）	その他有価証券	194,677	－	3,779
	その他（対円）	その他有価証券	29,478	－	483
	通貨オプション				
	売建　コール				
	米ドル（対円）	その他有価証券	41,213	－	△ 56
	その他（対円）	その他有価証券	6,899	－	△ 3
	買建　プット				
	米ドル（対円）	その他有価証券	37,021	－	34
	その他（対円）	その他有価証券	6,020	－	5
合　計					4,194

（2019年度末）　（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契　約　額　等	うち1年超	時　価
時価ヘッジ	為替予約				
	売建				
	米ドル（対円）	その他有価証券	11,469	－	△ 59
	ユーロ（対円）	その他有価証券	197,522	－	357
	その他（対円）	その他有価証券	33,831	－	2,052
	通貨オプション				
	売建　コール				
	米ドル（対円）	その他有価証券	88,226	－	△ 298
	その他（対円）	その他有価証券	10,630	－	△ 0
	買建　プット				
	米ドル（対円）	その他有価証券	80,179	－	287
	その他（対円）	その他有価証券	11,025	－	447
合　計					2,784

（注）年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

〇株式関連

該当ありません。

〇債券関連

該当ありません。

〇その他

該当ありません。

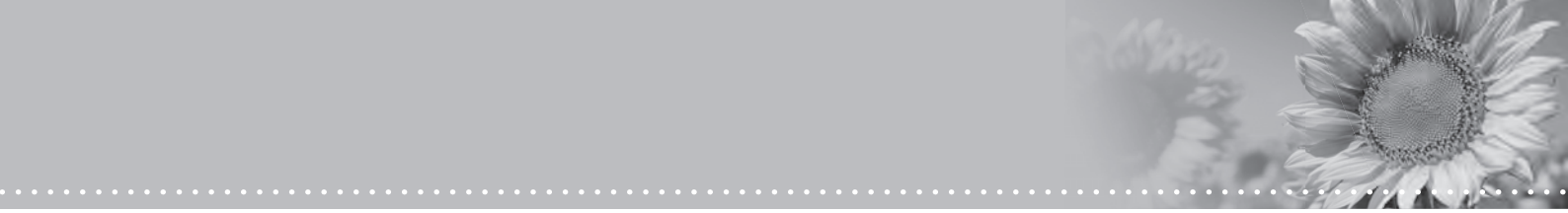

⑩ 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2018年度	2019年度
基礎収益		491,468	497,127
保険料等収入		444,443	446,510
資産運用収益		44,978	45,733
その他経常収益		2,045	4,883
その他基礎収益		—	—
基礎費用		463,633	469,851
保険金等支払金		186,185	190,877
責任準備金等繰入額		179,120	183,944
資産運用費用		180	2,103
事業費		93,273	87,627
その他経常費用		4,873	5,297
その他基礎費用		—	—
基礎利益	A	27,834	27,276
キャピタル収益		3,642	3,691
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		3,635	3,683
金融派生商品収益		—	—
為替差益		7	8
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		3,321	1,372
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		2,394	998
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		926	374
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	321	2,319
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	28,156	29,596
臨時収益		—	—
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		—	—
その他臨時収益		—	—
臨時費用		1,569	1,159
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		1,371	857
個別貸倒引当金繰入額		6	63
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		192	239
臨時損益	C	△ 1,569	△ 1,159
経常利益	A + B + C	26,586	28,436

（注）その他臨時費用には、保険業法施行規則第69条第５項に基づく責任準備金繰入額を記載しています。

Ⅴ.財産の状況

⓫ 会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しています。

⓬ 金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

⓭ 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性

取締役社長大場康弘は、当社のディスクロージャー誌「SOMPOひまわり生命の現状2020」の縦覧開始時点において、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度にかかる財務諸表（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。）の内容が適正であり、不実の記載がないことを確認しています。

適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程を整備し、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制を構築しています。
2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制を構築しています。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しています。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けています。
4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取締役会等に報告されています。
   また、内部監査部門は、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認しています。

⓮ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、または改善するための対応策の具体的内容

該当の事象はありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❶ 主要な業務の状況を示す指標等

(1)決算業績の概況

P.25～30をご覧ください。

(2)保有契約高および新契約高

①保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	2018年度末				2019年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	4,088	102.7	23,073,457	105.5	4,143	101.4	23,429,156	101.5
個人年金保険	58	90.8	237,554	95.8	54	93.5	229,689	96.7
団体保険	—	—	2,710,674	97.3	—	—	2,752,617	101.5
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

②新契約高

(単位:千件、百万円、%)

区分	2018年度						2019年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	344	110.1	4,244,311	286.0	4,244,311	—	263	76.7	2,475,501	58.3	2,475,501	—
個人年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	17,092	92.6	17,092	—	—	—	14,223	83.2	14,223	—
団体年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3)年換算保険料

①保有契約

(単位:百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	361,913	102.9	363,672	100.5
個人年金保険	16,673	89.4	15,643	93.8
合計	378,586	102.2	379,315	100.2
うち医療保障・生前給付保障等	148,423	104.1	154,226	103.9

②新契約

(単位:百万円、%)

区分	2018年度		2019年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	37,098	103.4	25,032	67.5
個人年金保険	—	—	—	—
合計	37,098	103.4	25,032	67.5
うち医療保障・生前給付保障等	13,436	95.4	13,352	99.4

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約などは、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(4)保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

区分			保有金額 2018年度末	保有金額 2019年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	23,064,067	23,417,705
		個人年金保険	(96,480)	(94,041)
		団体保険	2,710,551	2,752,500
		団体年金保険	−	−
		その他共計	25,774,618	26,170,205
	災害死亡	個人保険	(1,899,082)	(1,698,838)
		個人年金保険	(188)	(183)
		団体保険	(34,657)	(29,273)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(1,933,928)	(1,728,295)
	その他の条件付死亡	個人保険	(194,028)	(177,379)
		個人年金保険	(−)	(−)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(194,028)	(177,379)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(9,390)	(8,001)
		個人年金保険	187,822	176,438
		団体保険	−	−
		団体年金保険	−	−
		その他共計	197,212	184,439
	年金	個人保険	(−)	(−)
		個人年金保険	(34,468)	(32,499)
		団体保険	(14)	(13)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(34,778)	(33,253)
	その他	個人保険	−	−
		個人年金保険	49,732	53,251
		団体保険	123	117
		団体年金保険	−	−
		その他共計	49,856	53,369
入院保障	災害入院	個人保険	(13,357)	(13,415)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(74)	(67)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(13,456)	(13,503)
	疾病入院	個人保険	(13,369)	(13,424)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(13,394)	(13,445)
	その他の条件付入院	個人保険	(13,670)	(13,701)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(−)	(−)
		団体年金保険	(−)	(−)
		その他共計	(13,671)	(13,702)

(注)1. ( )内数値は、主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		2018年度末	2019年度末
障害保障	個人保険	33,395	31,857
	個人年金保険	17	15
	団体保険	116,404	112,326
	団体年金保険	—	—
	その他共計	149,816	144,198
手術保障	個人保険	4,272,459	4,309,695
	個人年金保険	284	265
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	4,272,743	4,309,960

（5）個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有金額	
		2018年度末	2019年度末
死亡保険	終身保険	3,459,289	3,425,425
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	18,052,284	18,525,821
	その他共計	22,900,660	23,259,829
生死混合保険	養老保険	83,346	87,159
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	172,797	169,326
生存保険		—	—
年金保険	個人年金保険	237,554	229,689
災害・疾病関係特約	災害割増特約	1,279,117	1,206,809
	傷害特約	98,024	92,226
	災害入院特約	1,330	1,241
	疾病特約	587	550
	成人病特約	123	116
	その他の条件付入院特約	3,732	3,781

（注）1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。
3. 疾病入院特約には、初期入院給付特則を含めています。
4. 成人病入院特約には、生活習慣病入院特約、成人病保障特約、男性生活習慣病特約を含めています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(6)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

（単位：百万円）

区分		保有契約年換算保険料	
		2018年度末	2019年度末
死亡保険	終身保険	66,665	66,428
	定期付終身保険	－	－
	定期保険	133,716	130,587
	その他共計	326,537	328,079
生死混合保険	養老保険	4,729	5,030
	定期付養老保険	－	－
	生存給付金付定期保険	－	－
	その他共計	35,375	35,592
生存保険		－	－
年金保険	個人年金保険	16,673	15,643

(7)契約者配当の状況

①2019年度の状況

団体定期保険を中心に3,281百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2020年度における契約者配当金の支払いのため、2019年度末に2,857百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2019年度末における契約者配当準備金の残高は4,346百万円となっています。

５年ごと利差配当契約における2019年度決算に基づく契約者配当の例示

2019年度決算に基づく契約者配当金を「５年ごと利差配当付終身保険」および「５年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

５年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類		契約年月日	配当基準利回り
５年ごと利差配当付個人保険	下記以外	2013年４月１日以前	1.60%
		2013年４月２日以降 2017年４月１日以前	1.00%
		2017年４月２日以降	0.50%
	日本興亜生命で契約された一時払終身保険	2005年11月30日以前	1.60%
		2005年12月１日以降	1.35%
５年ごと利差配当付個人年金保険		2013年４月１日以前	1.50%
		2013年４月２日以降 2017年４月１日以前	0.90%
		2017年４月２日以降	0.50%

〈例1〉[損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、NKSJひまわり生命または損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

５年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2015年度	5年	0円	273,560円	10,000,000円
2010年度	10年	1,908円	237,520円	10,001,908円

〈例2〉[損保ジャパン日本興亜ひまわり生命、NKSJひまわり生命または損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

５年ごと利差配当付個人年金保険（10年確定年金）の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円（定額）

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2015年度	5年	0円	301,720 円	1,560,600円
2010年度	10年	0円	271,990 円	2,888,400円

〈例3〉[日本興亜生命で契約された場合]

５年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2010年度	10年	538円	244,800円	10,000,538円

〈例4〉[日本興亜生命で契約された場合]

５年ごと利差配当付個人年金保険（10年確定年金）の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円（定額）、契約日10月1日

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
2010年度	10年	0円	276,080円	2,856,000円

（注）1.「経過年数」とは2020年4月1日から2021年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2.「死亡契約」欄は契約応当日以後（日本興亜生命契約の場合は契約応当日）死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差（予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%）を乗じた額となっています。

②2018年度の状況

団体定期保険を中心に3,987百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2019年度における契約者配当金の支払いのため、2018年度末に3,292百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2018年度末における契約者配当準備金の残高は4,770百万円となっています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❷ 保険契約に関する指標等

(1)保有契約増加率

(単位:%)

区　分	2018年度	2019年度
個人保険	5.5	1.5
個人年金保険	△ 4.2	△ 3.3
団体保険	△ 2.7	1.5
団体年金保険	−	−

(2)新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区　分	2018年度	2019年度
新契約平均保険金	12,335	9,379
保有契約平均保険金	5,643	5,654

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

区　分	2018年度	2019年度
個人保険	19.4	10.7
個人年金保険	−	−
団体保険	0.6	0.5

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区　分	2018年度	2019年度
個人保険	11.4	6.7
個人年金保険	1.8	1.6
団体保険	6.2	1.4

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

2018年度	2019年度
7,464	7,678

(6)死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

件数率		金額率	
2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
2.23	2.38	1.30	1.36

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

区分		2018年度	2019年度
災害死亡保障契約	件数	0.056	0.066
	金額	0.054	0.066
障害保障契約	件数	0.162	0.172
	金額	0.016	0.025
災害入院保障契約	件数	4.557	4.616
	金額	122.516	127.613
疾病入院保障契約	件数	51.019	53.084
	金額	912.884	933.203
成人病入院保障契約	件数	18.438	20.315
	金額	427.345	430.495
疾病・傷害手術保障契約	件数	26.704	28.612
成人病手術保障契約	件数	22.775	23.505

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

2018年度	2019年度
21.1	19 .7

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2018年度	2019年度
4社	4社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

2018年度	2019年度
2社	2社

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

2018年度	2019年度
100.0	100.0

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

格付区分	2018年度	2019年度
AA以上	6.2	5.3
A以上AA未満	93.8	94.7

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

（単位：%）

格付区分	2018年度	2019年度
AA以上	－	－
A以上AA未満	100.0	100.0

（注）格付けはスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

（12）未収受再保険金の額

（単位：百万円）

2018年度	2019年度
261	196

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

（単位：百万円）

2018年度	2019年度
－	4

（13）第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

	2018年度	2019年度
第三分野発生率	26.1	27.9
医療（疾病）	27.2	29.8
がん	27.9	28.6
その他	12.4	13.8

（注）1. 発生率は以下の算式により算出しています。
{発生保険金額＋保険金・給付金等支払に係る事業費など}÷{（年度始保有契約年換算保険料＋年度末保有契約年換算保険料）／2}
2. （注）1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。
3. （注）1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額＋対応する支払備金繰入額（保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く）としています。
4. （注）1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。
5. 介護給付については、販売量が極めて少なく有意な情報ではないため「その他」に含めています。

❸ 経理に関する指標等

(1)支払備金明細表

(単位:百万円)

区分		2018年度末	2019年度末
保険金	死亡保険金	9,225	9,050
	災害保険金	53	47
	高度障害保険金	438	347
	満期保険金	48	19
	その他	−	47
	小計	9,766	9,512
年金		238	87
給付金		5,264	6,084
解約返戻金		29,922	27,372
保険金据置支払金		8	6
その他共計		45,266	43,152

(2)責任準備金明細表

(単位:百万円)

区分			2018年度末	2019年度末
責任準備金(除危険準備金)	個人保険		2,559,196	2,741,965
		(一般勘定)	2,539,458	2,724,416
		(特別勘定)	19,738	17,548
	個人年金保険		143,690	145,085
		(一般勘定)	143,690	145,085
		(特別勘定)	−	−
	団体保険		226	245
		(一般勘定)	226	245
		(特別勘定)	−	−
	団体年金保険		−	−
		(一般勘定)	−	−
		(特別勘定)	−	−
	その他		5	6
		(一般勘定)	5	6
		(特別勘定)	−	−
	小計		2,703,119	2,887,303
		(一般勘定)	2,683,380	2,869,754
		(特別勘定)	19,738	17,548
危険準備金			31,642	32,499
合計			2,734,761	2,919,802
	(一般勘定)		2,715,023	2,902,253
	(特別勘定)		19,738	17,548

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区　分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
2018年度末	2,596,925	106,194	31,642	2,734,761
2019年度末	2,782,676	104,626	32,499	2,919,802

(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		2018年度末	2019年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。
なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	－	－
1981年度～1985年度	9,442	6.20
1986年度～1990年度	26,272	6.20～6.25
1991年度～1995年度	97,018	4.25～6.25
1996年度～2000年度	427,796	2.00～3.10
2001年度～2005年度	545,883	1.50
2006年度～2010年度	704,080	1.50
2011年度	198,049	1.50
2012年度	162,651	1.50
2013年度	114,213	1.00
2014年度	135,231	1.00
2015年度	130,104	1.00
2016年度	151,902	1.00
2017年度	92,327	0.25
2018年度	54,102	0.25
2019年度	20,423	0.25

(注)1.「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

	2018年度末	2019年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	15	19

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
2.「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第9項第1号ニに規定する率を使用しています。

(6)契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合　計
2018年度	当期首現在高	965	16	4,447	−	−	35	5,465
	利息による増加	0	0	−	−	−	−	0
	配当金支払による減少	28	0	3,922	−	−	35	3,987
	当期繰入額	14	△1	3,234	−	−	44	3,292
	当期末現在高	951	14	3,760	−	−	44	4,770
		(713)	(14)	(0)	(−)	(−)	(−)	(727)
2019年度	当期首現在高	951	14	3,760	−	−	44	4,770
	利息による増加	0	0	−	−	−	−	0
	配当金支払による減少	33	0	3,217	−	−	30	3,281
	当期繰入額	△63	△1	2,903	−	−	20	2,857
	当期末現在高	853	12	3,446	−	−	33	4,346
		(768)	(12)	(−)	(−)	(−)	(−)	(780)

(注)(　)内はうち積立配当金額です。

(7)引当金明細表

(単位:百万円)

		当期首残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由および算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	4	5	0	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	46	107	60	
	特定海外債権引当勘定	−	−	−	
役員賞与引当金		37	37	△0	役員の業績連動報酬支払いに備えるため、計上しています。
退職給付引当金		3,802	4,134	331	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。
時効保険金等払戻引当金		601	584	△17	時効処理を行った保険金等の払戻損失に備えるため、計上しています。
価格変動準備金		7,490	8,213	723	保険業法第115条の規定により計上しています。

(8)特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(9)資本金等明細表

(単位:百万円)

区分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金		17,250	−	−	17,250
うち既発行株式	普通株式	(27,250千株)	(−)	(−)	(27,250千株)
		17,250	−	−	17,250
	計	17,250	−	−	17,250
資本剰余金	資本準備金	13,333	−	−	13,333
	その他資本剰余金	−	−	−	−
	計	13,333	−	−	13,333

(10)保険料明細表

(単位:百万円)

区分		2018年度	2019年度
個人保険		423,763	427,812
	一時払	−	−
	年払	129,270	130,257
	半年払	2,759	2,869
	月払	291,733	294,684
個人年金保険		7,325	6,648
	一時払	−	−
	年払	854	786
	半年払	35	32
	月払	6,435	5,828
団体保険		10,417	9,613
団体年金保険		−	−
その他共計		441,582	444,162

(11)保険金明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度合計	2019年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	28,176	30,177	25,699	12	4,465	−	−	0
災害保険金	193	151	146	−	4	−	−	−
高度障害保険金	1,223	1,415	1,174	−	241	−	−	−
満期保険金	2,621	2,562	2,562	−	−	−	−	−
その他	−	205	205	−	−	−	−	−
合計	32,214	34,513	29,789	12	4,711	−	−	0

(12)年金明細表

(単位:百万円)

2018年度合計	2019年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
11,621	11,193	11	11,165	16	−	−	−

(13)給付金明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度 合計	2019年度						
		合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	378	340	190	149	−	−	−	−
入院給付金	14,366	15,090	15,082	1	2	−	−	4
手術給付金	11,802	12,805	12,804	1	−	−	−	−
障害給付金	2	11	10	−	0	−	−	−
生存給付金	12,234	12,000	12,000	−	−	−	−	−
一時金	935	1,526	1,526	−	−	−	−	−
その他	6,133	7,557	7,557	−	−	−	−	0
合計	45,853	49,332	49,173	151	3	−	−	4

(14)解約返戻金明細表

(単位:百万円)

2018年度 合計	2019年度						
	合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
90,285	89,761	88,505	1,255	−	−	−	−

(15)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	4,943	532	3,302	1,640	66.8
建物	1,270	62	825	445	65.0
リース資産	2,481	345	1,805	676	72.7
その他の有形固定資産	1,190	124	671	519	56.4
無形固定資産	−	−	−	−	−
ソフトウェア	−	−	−	−	−
その他の無形固定資産	−	−	−	−	−
その他	−	−	−	−	−
合計	4,943	532	3,302	1,640	66.8

(16)事業費明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
営業活動費	32,380	29,150
営業管理費	4,182	3,613
一般管理費	56,711	54,863
合計	93,273	87,627

(注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金(2018年度:349百万円、2019年度:360百万円)を含んでいます。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(17)税金明細表

(単位:百万円)

区　分		2018年度	2019年度
国税		951	977
	消費税	447	485
	地方法人特別税	406	409
	印紙税	96	82
	登録免許税	—	—
	その他の国税	0	0
地方税		1,181	1,193
	地方消費税	120	131
	法人住民税	—	—
	法人事業税	977	982
	固定資産税	9	9
	不動産取得税	—	0
	事業所税	72	69
	その他の地方税	0	0
合計		2,132	2,170

(18)リース取引

［通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引］

該当ありません。

(19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

区　分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合　計
2018年度末	リース債務	327	291	67	—	—	—	686
	債券貸借取引受入担保金	24,887	—	—	—	—	—	24,887
2019年度末	リース債務	295	385	111	—	—	—	793
	債券貸借取引受入担保金	69,308	—	—	—	—	—	69,308

❹ 資産運用に関する指標等（一般勘定）

（1）資産運用の概況

①2019年度の資産の運用概況

P.31～32をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

（単位：百万円、%）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	91,344	3.1	114,654	3.6
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	2,783,951	93.3	2,965,054	92.7
公社債	2,329,953	78.1	2,485,728	77.7
株式	380	0.0	340	0.0
外国証券	453,618	15.2	478,986	15.0
公社債	438,158	14.7	463,565	14.5
株式等	15,459	0.5	15,421	0.5
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	41,734	1.4	43,163	1.4
保険約款貸付	41,734	1.4	43,163	1.4
一般貸付	－	－	－	－
不動産	445	0.0	445	0.0
繰延税金資産	8,680	0.3	16,731	0.5
その他	56,983	1.9	57,320	1.8
貸倒引当金	△51	△0.0	△112	△0.0
合計	2,983,088	100.0	3,197,256	100.0
うち外貨建資産	432,598	14.5	457,607	14.3

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

ロ.資産の増減

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	2,413	23,309
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	－
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	210,641	181,103
公社債	146,387	155,775
株式	5	△ 40
外国証券	64,249	25,368
公社債	48,789	25,406
株式等	15,459	△ 38
その他の証券	－	－
貸付金	1,869	1,428
保険約款貸付	1,869	1,428
一般貸付	－	－
不動産	11	△ 0
繰延税金資産	△ 5,242	8,050
その他	181	337
貸倒引当金	△ 3	△ 60
合計	209,872	214,168
うち外貨建資産	53,711	25,009

（2）運用利回り

（単位：%）

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	－	－
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	－	0.00
商品有価証券	－	－
金銭の信託	－	－
有価証券	1.70	1.67
うち公社債	1.66	1.54
うち株式	－	－
うち外国証券	1.94	2.29
貸付金	3.04	3.04
うち一般貸付	－	－
不動産	－	－
一般勘定計	1.58	1.58

（注）利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
現預金・コールローン	86,033	73,150
買現先勘定	−	−
債券貸借取引支払保証金	−	−
買入金銭債権	−	24
商品有価証券	−	−
金銭の信託	−	−
有価証券	2,619,743	2,827,318
うち公社債	2,196,817	2,359,421
うち株式	278	277
うち外国証券	422,647	467,618
貸付金	40,686	42,482
うち一般貸付	−	−
不動産	422	448
一般勘定計	2,828,132	3,023,049
うち海外投融資	422,647	467,618

(4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
利息および配当金等収入	44,583	45,731
商品有価証券運用益	−	−
金銭の信託運用益	−	−
売買目的有価証券運用益	−	−
有価証券売却益	3,635	3,683
有価証券償還益	−	−
金融派生商品収益	−	−
為替差益	7	8
貸倒引当金戻入額	−	−
その他運用収益	2	2
合計	48,229	49,425

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(5)資産運用費用明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
支払利息	80	76
商品有価証券運用損	−	−
金銭の信託運用損	−	−
売買目的有価証券運用損	−	−
有価証券売却損	2,394	998
有価証券評価損	−	−
有価証券償還損	−	−
金融派生商品費用	926	374
為替差損	−	−
貸倒引当金繰入額	7	64
貸付金償却	−	−
賃貸用不動産等減価償却費	−	−
その他運用費用	99	101
合計	3,508	1,613

(6)利息および配当金等収入明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
預貯金利息	−	−
有価証券利息・配当金	43,301	44,393
公社債利息	34,807	35,294
株式配当金	−	−
外国証券利息配当金	8,494	9,098
貸付金利息	1,235	1,290
不動産賃貸料	−	−
その他共計	44,583	45,731

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度
国債等債券	1,635	1,227
株式等	−	−
外国証券	2,000	2,455
その他共計	3,635	3,683

(8)有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区　分	2018年度	2019年度
国債等債券	34	78
株式等	—	—
外国証券	2,359	919
その他共計	2,394	998

(9)有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10)商品有価証券明細表

該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

該当ありません。

(12)有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区　分	2018年度末		2019年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
国債	1,841,017	66.1	1,898,067	64.0
地方債	65,809	2.4	74,015	2.5
社債	423,126	15.2	513,645	17.3
うち公社・公団債	244,036	8.8	274,632	9.3
株式	380	0.0	340	0.0
外国証券	453,618	16.3	478,986	16.2
公社債	438,158	15.7	463,565	15.6
株式等	15,459	0.6	15,421	0.5
その他の証券	—	—	—	—
合計	2,783,951	100.0	2,965,054	100.0

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(13)有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	2018年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
有価証券	71,606	141,368	165,332	187,034	459,235	1,759,373	2,783,951
国債	31,093	92,397	23,725	76,718	267,870	1,349,211	1,841,017
地方債	1,002	—	—	999	—	63,807	65,809
社債	32,762	24,803	34,765	9,890	24,603	296,300	423,126
株式						380	380
外国証券	6,748	24,167	106,842	99,425	166,761	49,673	453,618
公社債	6,748	24,167	106,842	99,425	166,761	34,213	438,158
株式等	—	—	—	—	—	15,459	15,459
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

区分	2019年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
有価証券	61,255	146,058	216,681	196,605	424,193	1,920,261	2,965,054
国債	43,235	61,847	58,237	67,690	259,331	1,407,724	1,898,067
地方債	—	—	999	—	—	73,016	74,015
社債	14,161	28,129	25,673	4,311	54,751	386,618	513,645
株式						340	340
外国証券	3,858	56,081	131,770	124,603	110,110	52,562	478,986
公社債	3,858	56,081	131,770	124,603	110,110	37,141	463,565
株式等	—	—	—	—	—	15,421	15,421
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(14)保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

区分	2018年度末	2019年度末
公社債	1.64	1.54
外国公社債	2.09	2.07

(15)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

区分		2018年度末		2019年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		−	−	−	−
鉱業		−	−	−	−
建設業		−	−	−	−
製造業	食料品	−	−	−	−
	繊維製品	−	−	−	−
	パルプ・紙	−	−	−	−
	化学	−	−	−	−
	医薬品	−	−	−	−
	石油・石炭製品	−	−	−	−
	ゴム製品	−	−	−	−
	ガラス・土石製品	−	−	−	−
	鉄鋼	−	−	−	−
	非鉄金属	−	−	−	−
	金属製品	−	−	−	−
	機械	−	−	−	−
	電気機器	−	−	−	−
	輸送用機器	−	−	−	−
	精密機器	−	−	−	−
	その他製品	−	−	−	−
電気・ガス業		−	−	−	−
運輸・情報通信業	陸運業	−	−	−	−
	海運業	−	−	−	−
	空運業	−	−	−	−
	倉庫・運輸関連業	−	−	−	−
	情報・通信業	380	99.9	339	99.9
商業	卸売業	−	−	−	−
	小売業	−	−	−	−
金融・保険業	銀行業	−	−	−	−
	証券、商品先物取引業	−	−	−	−
	保険業	−	−	−	−
	その他金融業	0	0.1	0	0.1
不動産業		−	−	−	−
サービス業		−	−	−	−
合計		380	100.0	340	100.0

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

区分		2018年度末	2019年度末
保険約款貸付		41,734	43,163
	契約者貸付	37,618	38,869
	保険料振替貸付	4,116	4,293
一般貸付		－	－
(うち非居住者貸付)		(　　－)	(　　－)
	企業貸付	－	－
	(うち国内企業向け)	(　　－)	(　　－)
	国・国際機関・政府関係機関貸付	－	－
	公共団体・公企業貸付	－	－
	住宅ローン	－	－
	消費者ローン	－	－
	その他	－	－
合計		41,734	43,163

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23)有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
2018年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	433	101	30	60	445	804	64.4
	リース資産	759	125	1	316	566	1,871	76.8
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	262	104	1	79	286	591	67.4
	合計	1,455	332	33	456	1,297	3,267	71.6
2019年度	土地	—	—	—	—	—	—	—
	建物	445	89	27	62	445	825	65.0
	リース資産	566	461	6	345	676	1,805	72.7
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	286	361	4	124	519	671	56.4
	合計	1,297	912	37	532	1,640	3,302	66.8

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

区分		2018年度末	2019年度末
不動産残高		445	445
	営業用	445	445
	賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数		—	—

(24)固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

区分		2018年度	2019年度
有形固定資産		—	—
	土地	—	—
	建物	—	—
	リース資産	—	—
	その他	—	—
無形固定資産		—	—
その他		—	3
合計		—	3

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

(25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

区分		2018年度	2019年度
有形固定資産		33	37
	土地	−	−
	建物	30	27
	リース資産	1	6
	その他	1	3
無形固定資産		−	−
その他		0	0
合計		33	38

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27)海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	429,747	94.7	454,709	94.9
株式	−	−	−	−
現預金・その他	−	−	−	−
小計	429,747	94.7	454,709	94.9

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位:百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	−	−	−	−
公社債(円建外債)・その他	23,870	5.3	24,276	5.1
小計	23,870	5.3	24,276	5.1

ニ.合計

(単位:百万円、%)

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	453,618	100.0	478,986	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

（単位：百万円、%）

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2018年度末	北米	125,257	27.6	125,257	27.6	−	−	−	−
	ヨーロッパ	133,286	29.4	133,286	29.4	−	−	−	−
	オセアニア	26,385	5.8	26,385	5.8	−	−	−	−
	アジア	121,038	26.7	121,038	26.7	−	−	−	−
	中南米	19,341	4.3	3,881	0.9	15,459	3.4	−	−
	中東	−	−	−	−	−	−	−	−
	アフリカ	−	−	−	−	−	−	−	−
	国際機関	28,308	6.2	28,308	6.2	−	−	−	−
	合計	453,618	100.0	438,158	96.6	15,459	3.4	−	−
2019年度末	北米	119,456	24.9	119,456	24.9	−	−	−	−
	ヨーロッパ	131,437	27.4	131,437	27.4	−	−	−	−
	オセアニア	19,648	4.1	19,648	4.1	−	−	−	−
	アジア	154,487	32.3	154,487	32.3	−	−	−	−
	中南米	19,286	4.0	3,865	0.8	15,421	3.2	−	−
	中東	−	−	−	−	−	−	−	−
	アフリカ	−	−	−	−	−	−	−	−
	国際機関	34,668	7.2	34,668	7.2	−	−	−	−
	合計	478,986	100.0	463,565	96.8	15,421	3.2	−	−

③外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円、%）

区分	2018年度末		2019年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	160,402	37.3	190,229	41.8
ユーロ	196,087	45.6	192,033	42.2
オーストラリアドル	54,697	12.7	43,463	9.6
英ポンド	−	−	−	−
その他	18,559	4.3	28,984	6.4
合計	429,747	100.0	454,709	100.0

(28)海外投融資利回り

（単位：%）

2018年度	2019年度
1.94	2.29

(29)公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

（単位：百万円）

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	当期末残高	摘要
会員権等	43	−	0	−	43	
その他	42	53	47	−	48	
合計	86	53	47	−	91	

Ⅵ.業務の状況を示す指標等

❺ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1)有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区分	2018年度末					2019年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	1,189,093	1,500,391	311,298	311,374	76	1,186,720	1,480,856	294,136	294,272	136
責任準備金対応債券	370,080	409,926	39,846	39,889	43	460,685	500,834	40,148	41,390	1,241
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	1,151,022	1,224,767	73,744	76,881	3,136	1,270,030	1,317,638	47,607	65,016	17,408
公社債	708,332	770,778	62,446	62,456	9	789,958	838,322	48,363	51,330	2,966
株式	266	370	103	103	—	266	329	62	62	—
外国証券	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127	479,805	478,986	△818	13,622	14,441
公社債	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127	463,863	463,565	△298	13,622	13,921
株式等	15,000	15,459	459	459	—	15,941	15,421	△520	—	520
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,710,196	3,135,085	424,889	428,145	3,256	2,917,436	3,299,329	381,892	400,679	18,786
公社債	2,267,506	2,681,097	413,590	413,720	129	2,437,364	2,820,013	382,648	386,993	4,344
株式	266	370	103	103	—	266	329	62	62	—
外国証券	442,423	453,618	11,195	14,322	3,127	479,805	478,986	△818	13,622	14,441
公社債	427,423	438,158	10,735	13,862	3,127	463,863	463,565	△298	13,622	13,921
株式等	15,000	15,459	459	459	—	15,941	15,421	△520	—	520
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	2018年度末	2019年度末
合計	10	10

(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合　計
ヘッジ会計適用分	−	2,710	−	−	−	2,710
ヘッジ会計非適用分	−	−	−	−	−	−
合　計	−	2,710	−	−	−	2,710

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連2,710百万円)は、損益計算書に計上されています。

②金利関連

該当ありません。

③通貨関連

(単位:百万円)

区分	種　類	2018年度末				2019年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建								
	米ドル(対円)	2,705	−	△ 49	△ 49	11,469	−	△ 59	△ 59
	ユーロ(対円)	194,677	−	3,779	3,779	197,522	−	357	357
	その他(対円)	29,478	−	483	483	33,831	−	2,052	2,052
	買建								
	米ドル(対円)	1,362	−	9	9	−	−	−	−
	通貨オプション								
	売建　コール								
	米ドル(対円)	41,213	−	△ 56	1	88,226	−	△ 298	△ 33
	その他(対円)	6,899	−	△ 3	8	10,630	−	△0	34
	買建　プット								
	米ドル(対円)	37,021	−	34	△ 23	80,179	−	287	△ 33
	その他(対円)	6,020	−	5	△ 6	11,025	−	447	392
合　計					4,203				2,710

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④株式関連

該当ありません。

⑤債券関連

該当ありません。

⑥その他

該当ありません。

Ⅶ.保険会社の運営

❶ リスク管理の体制

P.55～57をご覧ください。

❷ 法令遵守の体制

P.44～46をご覧ください。

❸ 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

1.責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

お客さまへ保険金・給付金などを確実にお支払いするためには、責任準備金を適正かつ十分に積み立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険と異なり、医療政策などの外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積立ての適切性を確保するために、以下のような取組みを行っています。

■平準純保険料式による手厚い責任準備金の積立て

保険業法に定められた積立方式の中でもっとも手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積み立てています。(標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積み立てています。)

■第三分野保険におけるストレス・テストの実施および検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス・テストは、平成10年大蔵省告示第231号の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス・テストが的確に行われるために、リスク管理規程にしたがって社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス・テストを実施し、経理財務部とは独立した組織であるリスク管理部による検証を受けたうえで、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■保険計理人による負債十分性テストの実施および確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストの結果に応じて負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項第1号の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2.第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストに用いる危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%および99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起こるかどうかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取組みを行っています。

■過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、給付内容の危険特性などの観点から分類した「保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分」ごとに、危険選択の効果の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

■危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施し、当該部署とは独立した組織であるリスク管理部による検証を受けたうえで、保険計理人へ報告する体制としています。

3.第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストの結果（2019年度末決算期）

第三分野保険におけるストレス・テストの結果、2019年度末において、危険準備金として474百万円の積立てを行っています。また、負債十分性テストの結果、責任準備金の積立水準が不足していると判断し、2019年度末において、保険料積立金として603百万円の追加積立てを行っています。

❹ 外部機関の仲介による苦情等の解決（金融ADR制度）

P.34をご覧ください。

❺ 個人データ保護について

P.48～54をご覧ください。

❻ 反社会的勢力対応基本方針

当社は、「SOMPOグループ　反社会的勢力対応基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

1.業務方針

（1）反社会的勢力との関係の遮断
当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

（2）不当要求などへの組織的な対応
当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

（3）裏取引・利益供与の禁止
当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

2.業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組みを行います。

（1）反社会的勢力との取引等の特定
（2）反社会的勢力との関係の遮断
（3）反社会的勢力対応態勢の整備
（4）取締役会等への報告

Ⅷ.特別勘定に関する指標等

❶ 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	2018年度末	2019年度末
	金　額	金　額
個人変額保険	23,001	20,495
個人変額年金保険	－	－
団体年金保険	－	－
特別勘定計	23,001	20,495

❷ 個人変額保険および個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用実績（2019年4月～2020年3月）

①国際型

主要な投資対象である外国株式市場は、年度初は米中の貿易摩擦の激化を受け、投資家のリスク回避姿勢が高まりましたが、各国中央銀行が景気に配慮した姿勢を示したため、株価は横ばいで推移しました。その後、通商交渉に一部進展がみられたことや、英国のEU離脱が完了し、政治的な不透明感が後退したため、株価は上昇しました。年度末にかけては、新型肺炎の感染拡大による世界景気の悪化が懸念され、市場は混乱し、株価は急落しました。

年度でインデックスは13.8％の下落となりました。

②株式型

主要な投資対象である国内株式市場は、年度初は、米中の貿易摩擦の激化を受けて、上値の重い展開となりましたが、各国中央銀行による緩和的な姿勢や好調な企業業績を受けて、日経平均は1月に24,000円台まで上昇しました。しかしその後は、新型肺炎の感染拡大を懸念しての海外株価の急落に追随しました。

年度でインデックスは15.2％の下落となりました。

③総合型

国内債券市場は、日銀が景気への配慮から追加緩和政策を行うとの見方が強まり、10年国債利回りは、一時過去最低水準の△0.3％付近に迫りましたが、9月以降は海外金利の上昇や、年度末にかけては新型肺炎対策のための財政拡大による国債増発懸念の高まりにより、小幅ながらプラス水準に戻して終えました。

外国債券市場は、景気への配慮から、米金融当局が複数回にわたり政策金利を引き下げたことなどを受けて、米国中心に利回りが低下（価格は上昇）しました。

国内株式・外国株式市場については、新型肺炎の感染拡大による企業業績の悪化懸念などを背景に下落しました。

全体では国内株式・外国株式の下落により、年度でインデックスは2.5％の下落となりました。

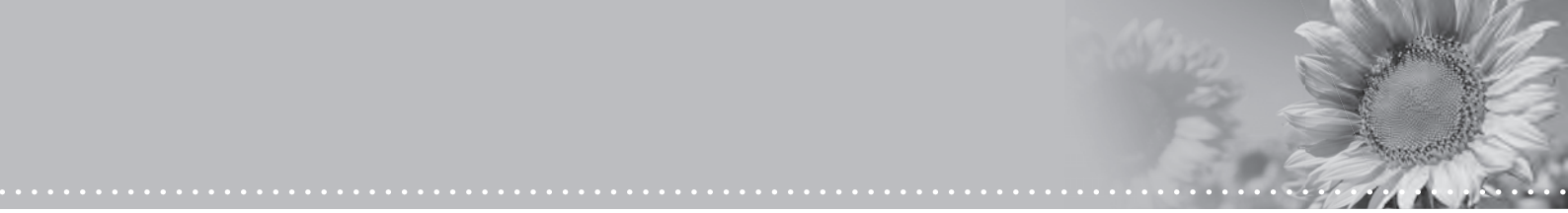

※各特別勘定の運用方法（運用の基本的性格）

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組み入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分がもっとも大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX（東証株価指数）を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組み入れます。

3勘定の中でもっとも分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

❸ 個人変額保険および個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

（1）保有契約高

（単位：件、百万円）

区　分	2018年度末		2019年度末	
	件　数	金　額	件　数	金　額
変額保険（有期型）	31	139	24	117
変額保険（終身型）	10,934	66,825	10,696	62,638
合　計	10,965	66,965	10,720	62,756

（2）年度末資産の内訳

（単位：百万円、%）

区　分	2018年度末		2019年度末	
	金　額	構成比	金　額	構成比
現預金・コールローン	1,498	6.5	1,463	7.1
有価証券	21,249	92.4	18,796	91.7
公社債	6,305	27.4	6,214	30.3
株式	8,267	35.9	6,979	34.1
外国証券	6,676	29.0	5,602	27.3
公社債	1,451	6.3	1,265	6.2
株式等	5,224	22.7	4,337	21.2
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
その他	252	1.1	236	1.2
貸倒引当金	－	－	－	－
合　計	23,001	100.0	20,495	100.0

Ⅷ.特別勘定に関する指標等

(3)運用収支状況

(単位:百万円)

区　分	2018年度	2019年度
	金　額	金　額
利息配当金等収入	477	512
有価証券売却益	639	481
有価証券償還益	−	2
有価証券評価益	731	331
為替差益	13	11
金融派生商品収益	−	−
その他の収益	0	−
有価証券売却損	112	198
有価証券償還損	0	0
有価証券評価損	1,340	3,044
為替差損	17	21
金融派生商品費用	−	−
その他の費用	0	−
収支差額	391	△ 1,925

(4)有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区　分	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	21,249	△ 608	18,796	△ 2,713

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

・ 個人変額年金保険

該当ありません。

Ⅸ.保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

「SOMPOひまわり生命の現状2020」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

2020年7月発行

SOMPOひまわり生命保険株式会社
〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL.03-6742-3111(代表)
URL https://www.himawari-life.co.jp/

(20070020)940403-1400(20.07)